

# 損失発生と損失補填を巡る所得税法上の諸問題

東屋敷祥世

〔 税務大 学 校  
研 究 部 教 育 官 〕

## 要 約

### 1 研究の目的（問題の所在）

所得税法は、一定の損害賠償金を非課税所得とするが、除外規定が存在することにより、補填の対象が何であるかによって、非課税とはならない場合がある。これらの規定は対極的な課税関係を定めるにもかかわらず、法令解釈が明確ではない部分も残され、その適用範囲の境界は微妙である。

また、損失補填金は、私法上の制度や当事者間の関係に基づき支払われるものであるが、課税関係を判断する上で、支払われた金員の性質等を実質的に見極める際の基準が与えられておらず、その評価には困難を伴う。更に、私法上の損害概念が所得税法上の「損害」に一致するものであるかという疑問も生じる。

これに加え、補填の対象と密接な関係のある費用や損失についても、法令解釈や事実認定に関して問題があるとすれば、損失補填金の課税関係も左右されることになる。

権利意識の高まりや消費者保護制度の整備等を背景に、損害賠償請求事件が複雑化する中、本稿は、発生した損失と損失補填金の課税上の取扱いを巡る諸問題を取り上げ、今後起こり得る争訟を回避するための方向性を検討することを目的とする。

### 2 研究の概要

#### （1）損失と損失補填金の基本的理解

##### イ 損失補填金

実社会において生じた損失や損害といった何らかの不利益について、それを被った者の救済を図る等の目的で、保険の給付や損害賠償、違約金、和解や示談のような金銭が支払われる。本稿では、損失や損害の発

生に伴う、金銭的・経済的なマイナス要素に対する補填の意味合いを有する金員を総称して「損失補填金」と呼ぶことにする。

我が国では、第二次大戦後、包括的所得概念への転換が図られたが、一定の損失補填金については非課税規定（所法 9 十七）が適用される。その背景には、損害がなかった状態まで回復するための金員についてまで所得と観念することが被害者にとって酷となる場合があるとの考え方や、損失補填金は損害の回復であって所得ではないという考え方が存在するが、概ね、人的損害は前者の考え方、物的損害は後者の考え方によって、それぞれ説明ができる。

資産の損害に伴って支払われる損失補填金のうち事業所得等に係る「収入金額に代わる性質を有するもの」（所令 94 条）については、非課税とされる損失補填金から除かれる（所令 30 二後段括弧書及び三括弧書。以下「収入補償に係る非課税除外規定」という。）。この趣旨は、棚卸資産等が直接的に収益を生じる資産であることに着目し、その資産が失われて収入が得られたのであれば、結局、それは棚卸資産等売ったこと、又は使用させたことと同じと考えるのであり、また、休廃業等に伴い収益の補償があった場合は、業務を継続して収入を得たのと同じと考えて、いずれも事業所得等の収入に含めることとしたものである。

また、損失補填金に各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額が含まれる場合には、その金額に相当する部分は、非課税所得に含まれない（所令 30 柱書括弧書。以下「必要経費の補填に係る非課税除外規定」という。）。この趣旨は、事業や業務の収入を得るための費用は、所得税法 37 条等の規定に基づき必要経費とされるところ、仮にその費用に係る支出が私法上の「損害」に当たるとことにより、補填金が支払われることになった場合に、その補填金を非課税としてしまえば、必要経費としての控除に加え、総収入金額からも除外することになり、いわゆる二重の控除を認めることになってしまうためとされる。

このように、二つの非課税除外規定は異なる理由から設けられたものであり、「収入補償に係る非課税除外規定」は、心身に加えられた損害に対する保険金等（所令 30 一）には置かれられないのに対し、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」（所令 30 本文括弧書）は、心身及び資産に加えられた損害のいずれにも適用されることから、それぞれの規定の適用範囲も異なると言える。

#### ロ 資産損失

第二次大戦後、棚卸資産以外の資産に生じた損失は、災害等のあった場合における雑損控除の規定が中心であったが、昭和 37 年に事業用固定資産等についての資産損失が導入され、その後、現行の資産損失の規定（所法 51）に引き継がれた。資産損失の損失額は損失補填金を控除した純額によって測定するが、これは雑損控除の損失額の算定との調和を図ったためである。

資産損失の規定は、事業用固定資産の取壊し、除却、滅失等を原因とする損失（1 項）及び事業上の貸金等の貸倒れを原因とする損失（2 項）のほか、事業と称するに至らない業務用資産の損失（4 項）を対象とするものである。

資産損失は、固定資産の除却損等、法人において当然損金になるものを個人の事業にも認めるべきとの要請の下、一定の損失については、法人と同様の所得計算原理に立つこととしたものである。この点は、法人の会計処理に倣っており、減価償却を通じた投下資本回収を前提とし、そこで未回収となっている投下資本への課税を避けるという意義があると言える。一方で、「資産の損壊による価値の減少を含む」と定め、物理的要因による資産の減価に伴う損失計上を認めている点で、純資産増加説的な考え方に従って、資産に係る実体的損失による担税力の減殺を考慮した規定とも言える。

## ハ 小括

損失補填金の非課税規定と資産損失は、いずれも、損失と損失補填金の密接な関係に着目した上でこれらを相殺して所得の範囲を捉える点では、根底には共通する考え方が存在する一方、非課税規定は被害者救済という意義、資産損失は投下資本回収という意義をそれぞれ有しており、これらの規定は密接に関連しつつ、その趣旨は一樣ではないことが、制度の複雑性・難解性の背景にあると考えられる。

### (2) 非課税規定の解釈

非課税規定は、あらゆる損失補填金を非課税とする規定ではなく、補填の対象となる「損害」が、本来所得となるべきものである場合は、そのような「損害」を回復する補填金は非課税とはされないとの解釈が存在する（参考事例として大阪地裁昭和41年8月8日判決（税資45号134頁）等。）。

ところで、「収入補償に係る非課税除外規定」は、事業所得等の4所得に係る収入金額に代わる性質を有するもの（所令94条）を引用し、これを非課税とはしない旨を定めるところ、その所得区分に限定して適用されるのかという疑問が生ずる。

所得税法施行令94条は、損失補填金の取扱いに関して、事業所得等の収入金額の範囲という観点で定めたものである。仮に、事業所得等の「収入金額に代わる性質を有する」損失補填金を収入金額に含むという規定がありながら、他方で損失補填金を非課税とする規定が存在することになれば、相反する取扱いが存在することになるが、「収入補償に係る非課税除外規定」（所令30二後段括弧書及び三括弧書）があることによって、両規定の適用の優先関係が明確になる。ここに「収入補償に係る非課税除外規定」が所得税法施行令94条を引用する形で設けられた意義があると考えられる。また、「収入補償に係る非課税除外規定」は、本来所得となるべきものに係る損失補填金は非課税とはならないとの解釈を前提とし、人的損害については、物的損害とは異なる取扱いをすることを明確に示した

とも考えられる。また、「損害の回復を所得と観念しない」又は「被害者救済」という、非課税規定のいずれの趣旨に照らしても、特定の所得区分を対象とする必要はないのであり、このように考えると、「収入補償に係る非課税除外規定」は、所得税法施行令 94 条を引用してはいるが、本来所得となるべきものの回復を非課税所得とはしないという解釈については、同条で定める 4 つの所得に限定する積極的な理由はないと考えられる。

ところで、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、「本来所得となるべきものの回復を非課税としない」との解釈と関連させた趣旨とする見方も存在する。仮に、「本来所得となるべきもの」の所得について、包括的所得概念によって定義された純資産の増加たる「所得」であると考えた場合、所得金額の計算要素である必要経費は、その計算結果たる「所得」に含まれるものである。つまり純資産に対する減少項目である必要経費が、損失補填金によって補填されたところで、確かに純資産価値の純増がもたらされるわけではない。このことをもって、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が適用される場面を、「利益の補償など純資産の増加を伴う趣旨のものが一部でも含まれているような場合」に限定する解釈に至ったものと考えられる(参考事例として名古屋高裁平成 22 年 6 月 24 日判決(税資 260 号順号 11460) )。

費用として支出した金銭がその後補填されれば、実質的にはその費用の負担はなかったことになるにもかかわらず、このような費用が所得税法 37 条の規定に基づき必要経費に算入されたまま、なおかつ、その補填金が非課税とされれば、費用が補填された者も、補填されなかった者も、所得計算の結果が同額となるという不合理な結果につながる。「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、かかる不合理を回避するために機能すると考えれば、「必要経費の補填に係る必要経費除外規定」が、所得税法施行令 30 条本文括弧書として置かれており、人的損害と物的損害の場合のいずれにも適用される点の説明も可能となる。しかし、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」と、「本来所得となるべきものの回復を非課税としない」

との解釈との境界が不明確になれば、不合理な所得計算が回避されない恐れがある。

### (3) 損失と非課税の関連

損失補填金が補填する対象が何であるかによって、その課税関係は左右される。例えば、必要経費（所法 37）である場合は「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が適用され、また、補填の対象が棚卸資産等の損失（所令 94①一）である場合は「収入補償に係る非課税除外規定」が適用されるため、これらの損失補填金は課税所得となる。一方、補填の対象が、必要経費とはならない費用や損失（例えば生活用資産に生じた家事上の損失や、医療費等）である場合、また、必要経費に算入される損失額を純額で測定する資産損失（所法 51）である場合は、これらについての損失補填金には除外規定は適用されず、非課税との判断になる。

本稿はこれを、補填の対象と所得計算上の諸項目との紐付けの問題と呼ぶ。

特に、補填の対象は、物損や金銭支出といった、資産に係る何らかの減額要素であることが多いのであるが、かかる減額要素についての所得税法上の概念、例えば必要経費、資産損失、家事費等の諸項目の解釈や境界が不明確であれば、損失補填金の課税関係の判断にも影響を及ぼすことになる。

第一に、業務上の資産損失（所法 51④）の適用範囲は事業と同様と考えるのか、あるいは、あくまでも条文の文理に従うのが問題となる。この点、昭和 40 年改正前は事業にしか認められていなかった資産損失を業務にも広げたこと、また、法人との比較において、法人で損金算入が当然に認められている除却損等を個人にも認めるという観点から導入されたことという所得税法の沿革を見れば、事業所得等に追隨する形で導入された業務上の資産損失の適用要件が事業に比して緩和したものとは考えにくい。また、法人税においては、課税技術上の問題や課税上生じ得る不公平を回避するために資産評価損の損金算入を制限するところ、業務上の資産損失

の範囲を拡大して解することによって、個人においても生じ得る同様の問題を見逃すことになる。

第二に、必要経費の概念に損失を取り込むことによって生ずる問題がある。所得税法は、原則として必要経費概念の中に損失は当然に含まれるものではないと考えられるが、事業経営上不可避免的に生ずる損失は、実務上、費用に含めて取り扱っている。不可避免的損失に対して補填金が支払われ、その課税関係が問題となった場合、必要経費の範囲を厳格に解するのであれば、補填の対象となった損失は必要経費には当たらないとされ、その損失補填金は非課税となり得る。一方、実務上は不可避免的損失の必要経費算入を容認しているとなると、いわゆる収支両建て又は収支両落ちのいずれにも当てはまらず、二重控除と同様の結果が生じることになる。

#### (4) 損失補填金を巡る事実認定

損失補填金の補填の対象とされる「損害」の事実認定は、非課税規定の適用関係の判断において重要であるにもかかわらず、私法上の法的関係や制度に基づき支払われる損失補填金の性質の見極めに当たった基準が、所得税法上は与えられていない。金員の性質については、損害発生の有無、態様、損害額といった事実関係を勘案して評価されるものであるところ、課税実務においてその事実認定を行うには困難が伴う（参考事例として大阪高裁昭和55年2月29日判決（行集31巻2号316頁）及び宇都宮地裁平成17年3月30日判決（税資255号9980頁）等。）。

また、私法上の法的評価に基づく損失補填金の性質、例えば民事事件等において認定された事実や、損失補填金の算定過程を見ても、そこには所得税法上の収入金額又は必要経費といった概念は表れてこないため、私法上の関係における損失補填金の性質が、そのまま所得税法上の規定に当てはまるかという疑問も生じる（参考事例として神戸地裁平成25年12月13日判決（判時2224号）及び名古屋高裁平成22年6月24日判決（税資260号順号11460）。）。



#### (5) 私法上の損害概念

まず民法の不法行為（民 709）は、①故意又は過失、②権利利益の侵害、③損害の発生及び④故意・過失と損害の発生との因果関係が成立要件とされるところ、ここでの損害とは、不法行為がなかった場合と、現在の利益状態の差を金銭で表示したものとのかえ方が通説的である（差額説による損害概念）。これに対して、損害とは、損害賠償請求において被害者が主張する金銭で表示された損害（損害額）ではなく、その基礎となる、被った不利益として主張された事実であるとの見解がある（損害事実説）。この見解は、損害の金銭的な評価とは別に損害事実を捉えることになるため、物的損害のみならず人的損害にも当てはまり、より一般性のある損害の捉え方とされる。また、我が国では、損害賠償の範囲と損害の金銭的な評価は、実務上、必ずしも意識して区別されていないのであるが、損害事実説は、発生した事実としての損害のうちどこまでを賠償させるべきかという損害賠償の範囲に含まれる事実と、その金銭的な評価との区別の必要性を指摘する。

次に保険制度における損害を考える。一定の事由が生じたことを条件として保険給付を行うことを約する保険契約において、一定の事由とは「人の生存又は死亡」、「一定の偶然的事故による損害の発生」のほか、疾病、傷害といった事由が当たる。保険制度においては、保険契約は、損害保険契約及び損害填補方式の契約（損害保険と同様に一定の事由により生じた損害のてん補を約するもの）において損害を要素とするが、生命保険契約及び定額給付方式の契約は、損害は要素とされず、一定の事由（生存、死亡、疾病、傷害、治療等）が発生すれば足りる。

#### (6) 所得税法上の損害の認定

所得税法は、包括的所得概念に基づき、所得を一定期間にわたる純増加額と消費額の合計と観念しているが、具体的な計算においては、総収入金額から必要経費を控除することで所得金額を算定しており、会計学における損益法による利益計算と類似する方法と言える。

差額説によれば、不法行為がなかった場合と、現在の利益状態の差を金銭で表示したものが損害と考えられるため、その金額は一定期間における純資産の増減に着目して算定される。この点で、会計学における財産法による利益計算と類似するものであるが、ここでは収入や費用は計算要素とされず、これらは最終的な計算結果としての純資産の増減に吸収され、計算過程において表れてこない。

しかし、非課税除外規定の前提には、取引をフロー項目とストック項目という二面において捉え、そのうちのフロー項目たる収入及び費用の差額に基づき所得金額を計算する仕組みがあることを考慮すれば、純財産の減少として損害を捉える場合、損益法的な所得計算上の概念である収入・費用・損失といった諸項目との両立は難しくなり、これらの諸項目の差引による所得計算を前提とした「収入補償に係る非課税除外規定」及び「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が十分機能しないことになる。

以上を踏まえると、損失補填金の課税関係を判断する際には、取引のフロー項目に着目し、所得計算上の諸項目との紐付けを考えるべきである。

また、民法上の損害額は、事実に因果関係の認定や、過失・保護範囲に係る法律的（規範的）判断、そして損害についての金銭的評価といったプロセスを経て算定されるが、この各過程において、民法固有の準則が存在する。

一方、民法上の準則とは別に、所得税法上は、収入費用の認識、金額の測定に関する原則が存在する。そうすると、民法と所得税法では、損害に係る評価の方法やそれを評価する時点が相違する。そのため、金銭的評価の結果たる損害額から、その賠償の範囲となった損害を逆算的に採り当てるのは困難と言える。

そこで、損害に係る事実が、異なる法的枠組みの概念である「損害」と所得計算上の諸項目との紐付けに当たっての共通項となり得ると考え、金銭的評価の結果としての「損害」ではなく、事実そのものを出発点にして

「損害」を捉えることが、損失補填金の課税上の取扱いを巡っての安定的な判断のための第一歩であると考えられる。

#### (7) 非課税規定の「損害」の解釈と判断過程

非課税規定（所令 30 一）が、人的損害の保険金の基因について「身体の傷害」と定めるのは、人的損害に係る損失補填金が支払われる場面を考えた場合、例えば保険制度においては保険事故という「事実」が要件となることを考慮したものと考えられる。同様に、人的損害に係る損害賠償金に係る「心身に加えられた損害」についても、金銭的な損害ではなく、人的権利利益に係る損害の事実そのものであると考えることができる。また、物的損害についても、純資産の減少という損害概念とは考えず、人的損害と同様に、保険事故又は加害行為によって保険の目的物又は物的な権利が損なわれたことに関する「事実」と考えることで、非課税規定の損害を統一的に説明することが可能になる。

事実そのものを出発点にして「損害」を捉える場合、損失補填金の性質を見極めるに当たっては、連鎖的に生じた事実のうちどこまでが補填の範囲とされたのか、また、その各事実の損害額がいくらで評価されたかを検討する必要がある。損失補填金が保険制度や損害賠償制度に基づき支払われた場合、保険契約の内容や発生した保険事故、加害行為の事実認定、賠償範囲の規範的判断を通じて、補填の対象を見極めることができる。ただし、当事者間の和解等を通じて支払われた場合は、課税の段階において初めて、損害の事実認定を要することになるが、その際、必要となるのが、損害の客観性、現実性、高度の蓋然性、また一連の事実関係のうち、被害者側と相手側が損失補填金の支払に至る合意の基礎となった事実を基に補填の対象とされた事実を判断することになると考えられる。

また、非課税除外規定は、収入と費用の差額に基づく所得計算を前提とした規定であるから、その適用の判断に当たっては、賠償の範囲とされた損害を構成する個々の事実に注目し、そのうち、その計算要素である収入・費用・損失の計上の基礎となる取引等の具体的事実を抽出する必要がある。

損害を構成する具体的事実が、所得税法上の必要経費として処理されるものである場合は、その事実の損害額に相当する損失補填金の部分には、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」を適用する。また、民法上、賠償範囲とされる損害の事実には、「何らかの不利益な出来事が起こったこと」という積極的事実のみならず、「何らかの利益となる出来事が起こらなかったこと」という消極的事実も含まれる。このような消極的事実が実際に発生したと仮定して、その「何らかの利益」が所得計算上の収入に当たるのであれば、その事実に係る損害額に相当する損失補填金の部分には、「収入補償に係る非課税除外規定」が適用されることになる（もともと、その消極的事実が含まれる「損害」を構成する最も重大な被侵害利益が人的損害である場合は、「収入補償に係る非課税除外規定」は適用されない。）。

#### (8) 今後の課題

損害を構成するそれぞれの具体的事実をどのように取り扱うかは、所得税制と私法上の保険制度や損害賠償制度がそれぞれの原則や準則等に従って判断していくことになる。損害の事実を出発点として損失補填金の課税関係を考える場合、ある事実が、私法上の判断枠組みにおいて損害として認定され、それに対する損失補填金が支払われたとしても、税法上の認識がその事実が生じた時点では認識されず、何ら処理がされないこともあるため、いずれの事実に基づく処理と関連付けるかについて、時期や金額の相違を調整する何らかの基準を設ける必要があると考えられる。

更に、損害賠償の実務においては、財産的減少によって把握された金銭的な「損害」自体が損失補填金の補填の対象であると認定された事例があるように(名古屋高裁平成22年6月24日判決(税資260号順号11460))、伝統的な損害概念が浸透している。

その場合の損害には、所得税法上、総収入金額が必要経費に満たない場合の「損失」に相当するものが含まれることになり、かかる損失は、必要経費を要素とする所得計算の結果であることから、その場合に損失補填金が非課税とされれば、必要経費相当額について、いわゆる二重の控除が部

分的に生じることを許容することになる。また、損失補填金を受け取った者でも、そうでない者でも、課税所得金額が同じになるという不合理が生じることを、所得税法が予定していたかは疑問がある。

そうすると、所得税法は、非課税規定上の「資産に加えられた損害」の意味において、一定の期間に認識された財産的価値の減少という抽象的な損害まで含むことを前提としていないのではないかと考えられるが、所得税法は「資産」の意味を定めていない以上、非課税規定の解釈論によって二重の控除を回避するには限界がある。

損失及び損失補填金の性質が多様化する状況を鑑みると、現行の損失補填金の非課税規定及び非課税除外規定、更に必要経費や資産損失の規定の下で、損失及び損失補填金について、安定的かつ公平な取扱いを実現するのは容易ではないと思料される。今後、条文解釈上の疑義が明らかにされるとともに、時代に対応した規範の整備が進められることを期待したい。

## 目 次

はじめに.....	382
1 研究の目的.....	382
2 論文の構成.....	383
第一章 損失と損失補填金の基本的理解.....	385
第一節 広義の損失と損失補填金.....	385
1 一般的な意義.....	385
2 所得税法上の損失と損失補填金.....	386
3 所得概念と損失の関係.....	388
第二節 所得税法上の取扱いの沿革.....	390
1 所得概念の転換.....	390
2 資産に生じた損失.....	391
3 損失補填金.....	394
第三節 現行の非課税規定と意義.....	398
1 損失補填金の非課税規定.....	398
2 非課税に係る除外規定.....	401
第四節 現行の資産損失の規定と意義.....	404
1 資産損失.....	404
2 法人の所得計算の原則と資産損失の比較.....	405
3 資産損失の固有性.....	407
第五節 小括.....	410
第二章 具体的事例からみた論点.....	412
第一節 本来所得となるべきもの.....	412
1 参考事例.....	412
2 本来所得となるべきものと所得税法施行令 94 条.....	414
3 本来所得となるべきものの回復と必要経費の補填.....	415
第二節 損失と非課税の関連性.....	416

1	参考事例	416
2	所得計算上の諸項目の境界と損失補填金との紐付け	417
第三節	損失補填金を巡る事実認定	419
1	参考事例	419
2	支払われた金員の性質	422
3	補填の対象となった損害の見極め	424
第四節	小括	425
第三章	所得税法の解釈に関する考察	427
第一節	非課税規定の解釈	427
1	「収入補償に係る非課税除外規定」の意義と射程	427
2	二つの非課税除外規定の適用場面の相違	430
第二節	必要経費と資産損失を巡る解釈	432
1	資産損失の適用要件	432
2	純額による損失金額	437
3	必要経費の範囲	439
第四章	私法と税法の損害概念に関する考察	442
第一節	私法上の「損害」概念	442
1	私法上の損害補填制度	442
2	私法上の損害概念	443
3	損害の種類	445
4	損害事実と金銭的評価	446
第二節	損害の認定と所得税法	448
1	所得計算の仕組みと差額説による損害概念	448
2	事実と金銭的評価の区別の必要性	452
第五章	事実としての損害と所得税法の適用	456
第一節	非課税規定の「損害」の解釈	456
1	保険事故による損害又は権利利益の侵害との関係	456
2	因果関係のある損害	458

第二節 損失補填金の課税関係の判断過程.....	461
1 事実としての損害と非課税規定.....	461
2 非課税除外規定の適用.....	463
3 事例への当てはめ.....	464
第三節 今後の課題.....	467
1 損害の確定時期と金銭的評価.....	467
2 解釈論の限界.....	473
おわりに.....	475



## 凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

《法令等》	《略称》
所得税法	・所法
旧所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）	・旧所法
所得税法施行令	・所令
所得税法施行規則	・所規
旧所得税法施行規則（昭和 22 年勅令第 110 号）	・旧所規
所得税基本通達	・所基通
法人税法	・法法
法人税法施行令	・法令
民法	・民
保険業法	・業法

## はじめに

### 1 研究の目的

所得税法は、一定の損害賠償金等を非課税所得としている。ただし、いわゆる除外規定が設けられており、補填の対象が何であるかによって、非課税とはならない場合がある。いずれの規定が適用されるかによって対極的な課税関係となるにもかかわらず、両規定の法令解釈には不明確なところも残されており、それぞれの適用場面の境界は微妙である。非課税規定の立法時の審議においても指摘されていたように、損害という不利益に遭遇した納税者が、損害を回復したにすぎない場合に課税負担を強いられることは、常識には理解されにくく、非課税規定はこのような点に配慮した政策的規定と言える。

一方で、非課税除外規定の趣旨は、所得概念や所得計算の合理性といった理論的観点から設けられており、非課税規定及びその除外規定が有する様々な趣旨は、これらの解釈や適用範囲の判断にしばしば影響を及ぼすと考えられる。

そもそも損失補填金は、私法上の制度や当事者間の関係に基づき支払われるものである。損失補填金の課税上の取扱いを判断する上では、支払われた金員の性質等を実質的に見極める必要があるが、税法においてその際の基準が与えられておらず、性質の評価には困難を伴う。更に、私法上の損害概念が所得税法上の「損害」に一致するものであるかという疑問も生じる。

補填の対象と密接な関係のある費用や損失の課税上の取扱いについて、例えばそれが必要経費に当たるか、あるいは資産損失に当たるかによって、非課税除外規定の適用関係が決まってくるため、仮に必要経費や資産損失等の規定の解釈や事実認定に関して問題があるとすれば、損失補填金の課税関係も左右されることになる。

非課税規定とその除外規定、そして資産損失の規定が設けられて以来、社会情勢は著しく変化した。権利意識の高まりや消費者保護制度の整備等を背景に、損害賠償請求事件が複雑化するに伴い、様々な態様の下で支払われる損失補填金の課税上の取扱いを巡る判断は一層困難なものとなっている。本稿は、発生した損失と損失補填金の課税上の取扱いを巡る諸問題を取り上げ、今後起こり得る争訟を回避するための方向性を検討することを目的とする。

## 2 論文の構成

まず第一章において、非課税規定や損失の取扱いに関する所得税制の沿革や背景にある理論的根拠から、損失補填金の課税上の取扱いに関連する非課税所得及びその除外規定（所法 9①十七、所令 30）、資産損失（所法 51）の規定の意義や適用範囲、またこれらの規定の関係性を整理する。

第二章においては、損失補填金の課税関係が争われた裁判例を分析し、争点に共通する論点を各節において類型化して整理する。第一節は、非課税規定の根拠となる「損害の回復」と、その反対に課税対象となる「本来所得となるべきものの」を巡る論点について、第二節は、損失補填金が「損失又は費用」を補填するものである場合に生ずる論点について、第三節は、損失補填金の性質の見極めに際して生ずる事実認定を巡る論点について採り上げる。

第三章では、第一章において整理した各規定の趣旨と、第二章の裁判例で示された解釈等との異同を整理し、解釈論を試みる。第一節では、非課税の二つの除外規定が有するそれぞれの意義と射程について、第二節では、非課税の除外規定と関連する必要経費と、損失補填金の非課税規定と関連する資産損失についての解釈を整理する。

第四章では、第二章第三節で取り上げた事実認定を巡る論点について、損失補填金の私法上の性質の見極めに基づく「損害」を、非課税規定に直接的に当てはめることを疑問視する立場をとった上で、第一節において、民法と保険制度を中心に私法上の損害概念について概説し、第二節において、損害

賠償を巡る民法上の学説に基づき、所得税法に適った「損害」の考え方について考察する。

第五章第一節では、第四章第二節において考察した「損害」の考え方が、非課税規定上の「損害」にどのように当てはめられるかを検討する。また第二節において、損失補填金の課税関係の判断過程を、簡単な想定事例によって具体的に示した上で、第三節において、今後解決されるべき問題点を整理する。

なお、本稿の文中意見は筆者個人の見解であり、所属組織の見解ではないことを申し添える。

# 第一章 損失と損失補填金の基本的理解

## 第一節 広義の損失と損失補填金

### 1 一般的な意義

損失とは一般的に、「①そこないうしないこと、②利益をうしなうこと。またその額・量。損害。損亡。」<sup>(1)</sup>であるが、②の意味において置き換えられる「損害」とは、「そこない傷つけること。不利益を受けること。損失。」<sup>(2)</sup>を意味し、言葉の用法として、損失と損害は同義で用いられることが多い。なお、講学上は各分野が「損失」及び「損害」はそれぞれ異なる意義を有するが、多くは金銭的・経済的な意味を伴う<sup>(3)</sup>。

実社会で生じた損失や損害といった何らかの不利益については、それを被った者の救済を図る等の目的で、しばしば金銭が支払われる。典型的には生命保険や損害保険の給付、契約上の債務者や事故等の当事者による損害賠償が考えられるが、これら以外にも、第三者による救済措置、契約で定められた違約金、和解や示談を通じた金銭的解決のようなものもある。本稿では、損失や損害の発生に伴う、金銭的・経済的なマイナス要素に対する補填<sup>(4)</sup>の意味合いを有する金員を総称して「損失補填金」と呼ぶことにする。

---

(1) 新村出『広辞苑第六版』1665頁(岩波書店、2008)。

(2) 新村・前掲注(1)1664頁。

(3) 例えば、経済学における損失は、企業の利潤最大化目的の下で、費用が収入を超える(利潤が負である)場合の利潤の絶対値と定義される(八田達夫『ミクロ経済学Ⅰー市場の失敗と政府の失敗への対策』66頁～67頁(東洋経済新報社、2008))。民法上は703条(不当利得の返還義務)において、他人の財産又は労務によって利益を受けることとの関係で用いられる(甲斐道太郎ほか編『新民法概説(2)〔第3版〕』277頁(有斐閣、2005))。

(4) 補填の意味は、「不足をうずめ補うこと。」とされる(新村・前掲注(1)2598頁)。

## 2 所得税法上の損失と損失補填金

### (1) 広義の損失

所得税法上、損失についての包括的な定義規定はなく<sup>(5)</sup>、条文によってそれぞれの「損失」の概念は異なる。例えば、事業を廃止した場合の必要経費の特例（所法 63）における「費用又は損失」とは、簿記会計における損益計算の借方項目に係る概念と考えてよいであろう。そして損益通算の規定（所法 69）にある損失とは、事業所得等の金額の計算上、総収入金額が必要経費の金額に満たない場合の不足額である。更に、資産損失（所法 51）、生活に通常必要でない資産の災害による損失（所法 62）又は雑損控除（所法 72）の規定上の損失は、既存の有形資産に生じた実体的な価値減少を意味すると考えられ、上に述べた会計上の項目や税法上の計算結果としての損失とは性質を異にする<sup>(6)</sup>。

所得税法上の損失について、金子宏名誉教授は、以下のように述べられる<sup>(7)</sup>。

「所得課税において、損失をどのように取り扱うかについては、種々の立法論上、解釈論上の問題があるが、まず、順序として、広義における損失の種類について整理しておく必要がある。

損失の第一の種類としては、個人用資産の災害・盗難等による消滅・喪失等をあげることができる。第二に、事業用その他、所得を生み出すための活動の用に供されている資産の災害・盗難等による消滅・喪失等がある。第三に、事業上の貸倒れ損失や資産を譲渡した場合の譲

(5) 所得税法 2 条 1 項では、純損失(25 号)及び雑損失(26 号)についての定義を置いているが、前者は各種所得の計算上生じた損失、後者は雑損控除に係る資産に生じた損失がそれぞれ基になっている。

(6) 所得税法上の各種の損失に関する規定を類型的に整理した研究として、藤田良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」税務大学校論叢 13 号を参照した(1979,<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/13/113/ronsou.pdf>)。

(7) 金子宏「序説・所得税における損失の取扱い」日税研論集 47 号『所得税における損失の研究』2 頁(2001)。

渡損失等も、広義の損失のひとつの類型である。第四に、純損失（所得税）ないし欠損金（法人税）も、損失の重要な類型である。」

所得税法は、個人の保有する資産について、所得稼得活動又は消費活動といった異なる用途において供されることを想定しており、資産に生じた損失についても、資産の類型や損失の態様等に応じて、様々な規定を置く。本稿においては、事業用資産や、所得を生み出すための資産等に生じた損失に着目し、主に資産損失（所法 51）の規定を巡る論点を検討していく。

## （2）損失補填金

所得税法上の非課税規定（所法 9 十七）は、一定の「保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）」を非課税所得と定めるため、例えば共済金や見舞金、更に実質的に損害を補填する性質を有する和解金といった損失補填金についても、まず同規定の適用が検討されることになる。

また、資産損失（所法 51）、生活に通常必要でない資産の災害による損失（所法 62）及び雑損控除（所法 72）の規定は、その損失の金額を、「保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額」を除いた金額とする旨を定めており<sup>(8)</sup>、既存の資産に生じた価値減少としての損失の金額は、損失補填金と相殺した純額によって測定される。

ところで、医療費控除（所法 73）の規定は、医療費から損失補填金を控除するという点で、純額によって損失の金額を測定する上記の資産損失等と共通する。所得税法上は、医療費は損失ではなく生計費と位置付けられ

---

(8) ただし、資産損失の規定(所法 51)のうち、2 項の貸倒損失については損失補填を控除する旨の定めはない。この理由は定かではなく、別途議論されるべき論点であるが、債権者は、不履行の債務についてまずはその回収に努め、それに伴い債務不履行に基づく損害賠償請求をすると考えられる。債務者による賠償がされれば、実質的に債務が履行されたとみることができるから、その場合は所得税法上の貸倒損失の要件を未だ充たしていないと考えられる(参考として所基通 52-5 及び 52-15(2))。また、税法上の貸倒損失の要件が充たされるのは債務の法的整理等に至った後であることを考えれば、貸倒損失の計上後にその損失が補填される場面は多くないと考えられる。

るが<sup>(9)</sup>、実社会においては、資産そのものに生じた損失のみならず、医療費に係る金銭支出についても、心身・資産に生じた「損害」同様に賠償金や保険金によって補填され得るのであり、このことを前提として、資産損失や医療費控除等において、損失補填金を控除する旨の取扱いが定められたと考えられる。

なお、非課税規定上の「損害」は、所得税法上の「損失」とは異なり、その金額を決定する基準が定められておらず、一種の借用概念と言われる<sup>(10)</sup>。

### 3 所得概念と損失の関係

所得はもともと経済上の概念であり<sup>(11)</sup>、これを参考にすれば、真の意味の所得 (true income) は、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味すると考えられる<sup>(12)</sup>。しかし、このような心理的な満足に基づく所得を測定し計量化することはできないため<sup>(13)</sup>、そのまま実際の税制に採り入れることはできない。

所得を金銭価値で測定するために、様々な所得概念が存在するが、大別すると、経済的利得のうち、反覆的・継続的に生ずる利得のみを所得として観念する制限的所得概念と、一時的・偶発的・恩恵的利得であっても利得者の

(9) 医療費控除の趣旨は、「時折生ずる医療診察にかかる普通の費用」は基礎控除で償われていると見るべき生計費であるが、その費用が甚しく多い場合に、損失控除と同様の制限(所得の10%を超える限りにおいて控除を認める)を適用した上で、医療費についても控除を認めることにある(シャウブ使節団日本税制報告書第1巻第五章E節)。

(10) 谷口勢津夫『税法基本講義〔第3版〕』320頁(弘文堂、2012)。

(11) 谷口・前掲注(10)192頁。

(12) 金子宏『租税法〔第20版〕』181頁(弘文堂、2015)。

(13) 所得税の課税の対象としての所得を問題とする場合には、そのような心理的な何物かではなく、心理的何物かを可能にする金銭一人に共通な価値の単位一で表現せざるを得ない(金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』13頁(有斐閣、1995))。



担税力を増加させる経済的利得をすべて所得と捉える包括的所得概念（純資産増加説）がある<sup>(14)</sup>。

制限的所得概念の下での所得の範囲は、学説に応じて相違がみられるが<sup>(15)</sup>、所得の範囲から除外される項目には共通性が見られ、資産の譲渡による利益（いわゆるキャピタル・ゲイン）は営業としてなされる場合を除き所得の範囲から除かれることになる<sup>(16)(17)</sup>。

一方、包括的所得概念によれば、キャピタル・ゲインの全額課税とキャピタル・ロスの全額控除が原則であり<sup>(18)</sup>、例えば、土地や株式等の値上がり益を所得に含める一方で、資本設備の通常の減耗や、災害・盗難等による資産価値の減少も所得計算における控除項目とされる<sup>(19)</sup>。ただし、キャピタル・ゲインについては、すべての納税者の所有資産を把握し、その価値を定期的に評価することが困難であるという執行上の問題があるほか、伝統的な企業会計における取得原価主義と未実現利益の排除という考え方の影響から、実定租税制度においては未実現のキャピタル・ゲインは除かれるのが普通とされる<sup>(20)</sup>。

---

(14) 金子・前掲注(12)183頁。

(15) 金子・前掲注(13)16頁～21頁では、所得源泉説で総括される三つの学説として、①経済活動からの収入のみを所得と観念する生産力説、②利得の規則的反復性ないし回帰性を基準とする反覆説及び③継続的源泉のタイプから生ずる通常の規則的結果を所得と観念する継続的収入源泉説について述べられている。

(16) 金子・前掲注(13)20頁～21頁。

(17) 制限的所得概念を基礎とした分類所得税が採られていたかつてのイギリスでは、資本勘定におけるキャピタル・ロスは課税所得の決定において考慮されなかった(森俊一「所得課税におけるいくつかの問題：1955年王立委員会少数派(N. カルドア)意見をめぐって」三重大学法経論叢 19巻1号104頁(2001, <http://hdl.handle.net/10076/6228>)。)

(18) 首藤重幸「キャピタル・ゲイン課税を巡る諸問題」水野正一編『21世紀を支える税制の論理 第5巻 資産課税の理論と課題』134頁(税務経理協会、1995)。

(19) 藤田晴『所得税の基礎理論』19頁(中央経済社、1992)。

(20) 金子・前掲注(13)65頁。そして、実現ベースのみでのキャピタル・ゲインの課税という場合には、キャピタル・ロスの制限が主張されることになる(首藤・前掲注(18)134頁～135頁)。

包括的所得概念の下での所得は、個人が一定期間にわたって全く消費を行わなかったと仮定した場合に、その資産に生じたはずの純増加額であり<sup>(21)</sup>、一般的には一定期間における消費の額と保有資産の価値の合計として定式化される。この定義に従えば、損失が発生した時又はそれに対する補填の時が属するそれぞれの「一定期間」において、損失と損失補填が個々の所得の増減項目になるはずである<sup>(22)</sup>。損失と損失補填金を相殺した純額をもって損失額を捉えることは、包括的所得概念における「一定期間」にかかわらず、二つの事象を一体として取り扱っていることになり、例外的と言える。

## 第二節 所得税法上の取扱いの沿革

### 1 所得概念の転換

第二次大戦前、我が国の所得税法は、基本的には制限的所得概念の立場に立っていたが、戦後、シャープ勧告を受け、包括的所得概念への転換が図られた。これにより一時的・偶発的利得も課税所得とされ、特定の所得区分の定義に当てはまらない所得についてのバスケットカテゴリーである雑所得が設けられた<sup>(23)</sup>。

包括的所得概念の下では、資産価値の増減は、その性質にかかわらず、課税所得の範囲に含められるため、例えば資産に生じた損失や損失補填金はいずれも所得又は所得の控除項目となるはずである<sup>(24)</sup>。しかし、実際には我が

(21) 藤田・前掲注(19)18頁。

(22) 現行の法人税法も純資産増加説による包括的所得概念を採用していると解されているが(谷口・前掲注(10)190頁)、損失に係る損金と損失補填金に係る益金はそれぞれ別建てで認識される。ただし、この場合の法人税法上の具体的な処理(損失の計上時期及び損害賠償請求権の益金計上の是非等の問題)については様々な議論があり、なお流動的とされる(田中治「損害賠償金の必要経費該当性」税務事例研究 137号 58頁～59頁(2014))。

(23) 谷口・前掲注(10)189頁。

(24) 資産価値の減少をもたらすものは、その性質を問わず、所得計算において控除項目として扱う。その中には、株の値下がり損や、災害・盗難による資産損失が含まれる。このような扱いは、日本の実定法上の扱いと大きく異なる(増井良啓「租税法入門

国の所得税制はそのように設計されていない。例えば所有する資産価値の増加といった未実現利得や、自己の財産の利用又は自家労働から得られる経済的利益といった帰属所得は課税の対象から除外される<sup>(25)</sup>。また、何らかの収入が認められるとしても、特定の所得については社会福祉や貯蓄奨励等の国家政策や国際慣行等の理由から課税の対象とされない。そして、一定の損失補填金についても、担税力の考慮に基づき非課税とされる<sup>(26)(27)</sup>。

また、資産に生じた損失についても、課税される所得金額の計算において当然に考慮されるものではなく、限定的な取扱いとなっている。

このように、我が国の所得税制は包括的所得概念への転換が図られたとされつつ、制度上は、あらゆる純資産の増減が課税所得を構成しているわけではない。

## 2 資産に生じた損失

### (1) 第二次大戦前

第二次大戦前は、事業所得等に係る経費の範囲は限られており、事業用資産の損失についても、火災等により滅失した商品の原価、売掛金等の貸倒損失を必要経費に加算する取扱いが、行政当局の解釈によりなされるのみであった<sup>(28)</sup>。ただし、災害対応のための特例法や、災害被害者の租税減

第4回所得の概念(1)法学教室 358号 138頁(2010)[同『租税法入門』49頁(有斐閣、2014)]。

- (25) 金子・前掲注(12)184頁。この点について、「資産の評価損益については、純資産増加説の立場においても、所得は実現されたものに限ってこれを観念するのが妥当と認められる」として、所得税法は評価損益の計上を基本的には認めていない(税制調査会昭和38年12月「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」5頁)。
- (26) 注解所得税法研究会編『五訂版注解所得税法』(大蔵財務協会、2011)227頁～231頁。
- (27) もっとも、損失補填金は損害の回復であって所得ではないとの考え方によれば、そもそも純資産価値の増加はないということになり、確認的に非課税とされているとも言える(同旨の指摘については、酒井克彦『所得税法の論点研究—裁判例・学説・実務の総合的検討—』39頁(財経詳報社、2011)参照)。ただし、現行の所得税法において人的損害の補填をすべて非課税とする点(所令30一)について同様の論理が成り立つかどうかには疑問の余地がある(佐藤英明「判批」ジュリ984号207頁(1991))。
- (28) 松山修「所得税法第37条に規定する直接性に関する一考察」税務大学校論叢74

免に係る一般法（いわゆる災害減税法）<sup>(29)</sup>において、災害その他の理由で納税力を喪失した者の所得税を減免する措置に加え、被災者の資産に生じた損害の取扱いについても定められ、事業用又は生活用を問わず、災害によって個人の所有する資産に滅失や毀損が生じた場合の損害額を所得から控除することとされていた<sup>(30)</sup>。

## (2) シャウブ勧告後

シャウブ勧告を受けた昭和 25 年の所得税法改正では、棚卸資産以外の資産を対象とする雑損控除が設けられた<sup>(31)</sup>。

棚卸資産については、一定の事業年度における所得計算の正確性を担保する観点から、棚卸資産の合理的な評価方法を定め、納税者の選択により原価を計算することとした。これにより、棚卸資産の損失は、損益の期間配分の枠組みにおいて捉えられ、収入と対応関係にある売上原価の計算を通じて自動的に必要経費に算入されることとなった。

号 244 頁(2012, <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/74/04/01.pdf>)。なお、棚卸資産の滅失損の必要経費算入は、行政上の取扱いとして大正時代には認められていた(藤田・前掲注(6)125 頁～126 頁)。

- (29) 昭和 14 年に災害被災者に対する租税減免に関する一般法(昭和 14 年法律第 39 号)が公布されるまでは、大規模災害が発生するたびに法律が公布された。第二次大戦前の災害減免措置については、牛込努「災害と国税の減免—災害減税法の沿革—」税大ジャーナル 25 号 221 頁(2015)に詳しい。
- (30) 例えば丹後地震に関連する大蔵省令第 5 号 6 条(昭和 2 年法律第 17 号により委任)では、「自己(同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム)ノ所有ニ係ル其ノ住宅、家財又ハ所得ノ基因タル家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額」(下線筆者)について、所得金額から控除する旨が定められている。また、昭和 14 年災害減税法を受けて定められた各省令では、概ね、所得の基因となる資産又は事業用資産の滅失・毀損による損害を事業所得等に係る「必要ノ経費」とみなす旨の規定が置かれ、昭和 22 年に改正された災害減税法にも引き継がれていたのが、昭和 25 年に所得税法に雑損控除制度が導入されたことに伴い削除された。
- (31) 一般に、雑損控除の趣旨は、担税力の喪失を考慮したものと説明されるが、損失の発生原因が災害等に限られ、所得金額の 10 分の 1 超という金額的な制限が付されており、担税力考慮という理由だけでは説明がつかない点もある。これについて佐藤英明「雑損控除制度—その性格づけ」日税研論集 47 号『所得税における損失の研究』58 頁(2001)では、雑損控除の本質として、原則的な所得計算構造の外において、納税者の特別な事情に応じて課税所得を減額する点にあるとされている。

なお、同年改正では、課税の対象が譲渡所得にまで拡大されたことに伴い、資産の譲渡時に、その未償却残高を取得費として譲渡収入から控除する規定が設けられたのであるが<sup>(32)</sup>、除却損や臨時損失に相当する損失を必要経費に含める法令上の定めはなかった。

### (3) 昭和 37 年改正（資産損失の導入）

シャウプ勧告後も、棚卸資産以外の資産に損失が生じた場合の取扱いは、災害等という特別な状況の下で適用される雑損控除が中心であった<sup>(33)</sup>。事業用資産の損失を巡っては、必要経費の範囲の拡大が図られた昭和 37 年改正において本格的な議論がなされた<sup>(34)</sup>。この改正により、必要経費の規定「総収入金額から控除すべき経費は、……当該総収入金額を得るために必要なもの」（旧所法 10②）に続く括弧書「事業用の固定資産その他これに準ずるものとして命令で定めるものの損失の金額を含む。」が追加され、更に命令（旧所規 9 の 10）で、事業に係る繰延資産の必要経費未算入部分を含む旨と、損失が生じた事由についての要件（取壊し、除却、滅失等。譲渡所得の基因となる事由は除く。）が付されるとともに、必要経費に算入される損失の金額は、損失補填金を除いた金額とされた。

- 
- (32) 旧所得税法 10 条の 7(昭和 25 年法律 71 号追加)。非事業資産の取得費については旧所得税法施行規則 12 条の 16(昭和 25 年政令 69 号追加)。なお、所得税法上、取得費を譲渡所得から控除する合理性について説示した裁判例として、東京高裁昭和 52 年 10 月 12 日判決(訟月 23 卷 3 号 589 頁)。
- (33) もっとも、実務上の取扱いとして、固定資産の廃棄損失や取壊損失に係る必要経費算入が認められていた(藤田・前掲注(6)148 頁～149 頁)ほか、年の途中において所得の基因でないこととなり又は事業の用に供されないこととなった固定資産についての未償却残高について、滅失したものについては滅失の原因いかんによって事業所得等の必要経費算入が認められていた(国税庁『所得税法取扱通達』70 頁～71 頁(大蔵財務協会、1952))。事業上の貸倒損失についても、事業所得の青色申告者に認められた貸倒準備金繰入の必要経費算入(旧所規 10 の 5)との関係で、必要経費算入も認める取扱いがなされていた(最高裁昭和 47 年 12 月 22 日第二小法廷判決(集民 107 号 455 頁))。
- (34) 税制調査会の審議過程によれば、通常の所得計算の過程でとらえられない財産の減少を担税力の減殺要素として控除することを認めた雑損控除及び医療費控除について、戦後、拡大したとされる所得概念との関係での十分な検討が行われていなかった旨が指摘されている(大蔵省主税局「税制調査会における資産損失及び借地権に関する税制整備の審議過程」5 頁(1962))。

なお、この改正では、雑損控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、生活に通常必要でない資産の災害損失、損失補填金の非課税規定等が併せて見直され、資産に生じた損失の取扱いが包括的に整備された。

#### (4) 昭和 40 年改正

所得税法の全文改正において、必要経費の総則（所法 37）に関する別段の定めとして現行の資産損失の規定（所法 51）が置かれた。事業用固定資産に係る資産損失は、旧所得税法施行規則 9 の 10 の内容が所得税法上の定めとして引き継がれたことに加え、実務上の取扱いとして従前認められていた事業所得に係る貸倒損失は、資産損失の規定に含めて明文化された。また、非営業貸金の貸倒損失や事業と称するに至らない程度の業務に係る除却損についても、雑所得又は不動産所得の限度内での必要経費算入が認められた<sup>(35)</sup>。

### 3 損失補填金

#### (1) シャウブ勧告後

シャウブ勧告を受け、課税所得の範囲が拡大するのに伴い、所得税を課さないこととする所得の整備も進められていった。昭和 22 年 11 月改正においては、それまで課税所得とされていなかった「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得」が課税されることとなったのであるが、それと同時に、「一時的所得」のうち損失補填金については、相続財産や死亡保険金と並んで、従来通り所得税を課さない旨が定められた（旧所法 6①五）<sup>(36)</sup>。

---

(35) 国税庁「昭和 40 年改正税法のすべて」33 頁～34 頁。

(36) この趣旨は、「従来一時所得は、原則として、はずすということになっておりましたものを、原則としては取入れて、その中からはずしていくものを一々列挙して書くということに違えた」（第 1 回国会財政及び金融委員会第 35 号会議録（昭和 22 年 11 月 15 日））。

旧所得税法 6 条<sup>(37)</sup>

左に掲げる所得については、所得税を課さない。

五 第九條第一項第八号に規定する所得のうち、贈与、遺贈又は相続に因り取得したもの、生命保険契約に基き死亡を原因として支払を受けた保険金、傷害保険契約又は損害保険契約に基き支払を受けた保険金、損害賠償に因り取得したもの、慰謝料その他これらに類するもの

## (2) 昭和 34 年改正

損失補填金のうち、棚卸資産の損失に伴う保険金や休業等の収益補償について、事業所得等の収入金額とする取扱いが次のように定められた（旧所規 7 の 11）。

（たな卸資産の損失に因る保険金等に係る事業所得等の収入金額）

旧所得税法施行規則 7 条の 11<sup>(38)</sup>

事業を営む者が、当該事業に係るたな卸をなすべき資産につき損失を受けたことに因り受ける保険金、当該事業の全部または一部の休止、転換又は廃止に因り当該事業の収益の補償として受ける補償金その他当該事業に関して受ける収入金の額で当該事業の遂行に因り生ずべき法第九条第一項第四号に規定する所得の収入金額に代る性質を有するものは、同号に規定する所得の収入金額とする。

前項の規定は、法第九条第一項第三号、第七号又は第十号に規定する所得を有する者が受ける収入金額で、これらの所得を生ずべき収入金額に代る性質を有するものについて、これを準用する。この場合において、前項中「法第九条第一項第四号」とあるのは「法第九条第一

(37) 同条規定の中の 8 号所得は、一時所得である。

(38) 規定の中の所得(旧所法 9①各号)はそれぞれ、3 号が不動産所得、4 号が事業所得、7 号が山林所得及び 10 号が雑所得である。

項第三号、第七号又は第十号」と、「同号」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

この改正により、現行の所得税法施行令 94 条の原形が設けられたことになる。この規定の趣旨は、第一に、それまで棚卸資産が滅失したことにより受ける保険金収入を、事業所得等の収入金額とすべきかどうかについて、当時の非課税規定（旧所法 6）の解釈に疑義があったために立法的解釈を留保していたが、棚卸資産に係る保険料は事業上の必要経費として処理されるのであるから、保険事故に基づき受け取る保険金の主体も事業でなければならないとの理由から、事業所得等の収入金額に算入することを明らかにした点、第二に、収用等により事業等の休止、転換又は廃止等により休業補償、離作料として、それらの事業等を遂行するならば得べかりし性質をもつ収入金、いわゆる営業補償の意味で受けるものは、事業所得等の収入金額に算入して課税することとした点があげられる<sup>(39)</sup>。

なお、非課税規定（旧所法 6）は、旧所得税法の第一章（総則）に置かれるのに対し、旧所得税法施行規則 7 条の 11 は、第二章第一節（所得金額の計算に関する通則）に置かれ、これは旧所得税法の第二章（課税標準及び税率）第一節（所得金額の計算）にある各種所得の定義及び金額の計算に係る規定（旧所法 9）の政令に当たる。つまり、損失補填金であっても、事業所得等に係るものはそれらの所得の計算規定において収入とされ、一方で、一時所得に係るものは課税所得の範囲を定める規定により非課税所得とされており、所得区分によって損失補填金の取扱いが分かれていたことになる。

### （3）昭和 37 年改正

資産に生じた損失の取扱いが包括的に整備されたことに伴い、損失補填金に係る非課税規定も次のように改められた。

---

(39) 安斎一郎「所得税関係法令改正詳解」税務弘報 7 巻 5 号 81 頁～82 頁(1959)。



(非課税所得)

#### 旧所得税法 6 条

左に掲げる所得については、所得税を課さない。

十三 相続、遺贈又は個人からの贈与に因り取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与に因り取得したものとみなされるものを含む。）並びに傷害保険契約又は損害保険契約に基き支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の命令で定めるもの

(所得税を課されない損害賠償金等)

#### 旧所得税法施行規則 4 の 7

法第六条第十三号に規定する命令で定めるものは、左に掲げるものその他これらに類するもの（これらのものの額のうちに当該損害を受けた者の所得の計算上必要な経費に算入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分）とする。

一 傷害保険契約に基づく保険金及び心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金（当該損害に基因して勤務又は事業（事業と称するにいたらないものを含む。以下第二号において同じ。）に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む。）

二 損害保険契約に基づく保険金及び不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金（当該保険金及び損害賠償金のうち、第十条の二に規定するたな卸資産その他事業の用に供されている資産に加えられた損害に係るもので当該事業に係る所得の収入金額に代わる性質を有するものを除く。）

三 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当な見舞金（第七条の十一の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。）

この改正の趣旨については、「個人が受ける補償金、損害賠償金等の課税又は非課税に関する上記の現行税制の取扱いは、昭和 34 年度の所得税の改正により一応の整備をみたものであるが、具体的事案についてみると、なお課税所得と非課税所得との区分が必ずしも明らかでない場合があるほか、全体としてこの種の所得についての税制上の取扱いに十分合理的に割り切れていないところが（あった）」<sup>(40)</sup>とされる。

この改正により、現行の所得税法施行令 30 条の原形が設けられ、必要経費の補填に係る除外規定が置かれたこと、そして、心身に加えられた損害と資産に加えられた損害に係る補填金、更に見舞金とが区別された上で、それぞれ収益補償の取扱いとの関係が整理されたことに注目すべきである。

その後、昭和 40 年の所得税法全文改正において、相続等により取得するものの非課税規定と、損失補填金の非課税規定がそれぞれ別に置かれることになったが、法令の基本的な構成は概ね昭和 37 年改正から引き継がれている。

### 第三節 現行の非課税規定と意義

#### 1 損失補填金の非課税規定

##### (1) 非課税該当性の要件と解釈

所得税法 9 条 1 項 17 号は、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得する損失補填金を非課税所得とする旨の規定である。具体的な適用要件は所得税法施行令 30 条に委任さ

(40) 税制調査会昭和 36 年 12 月「税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明」555 頁。

れ、心身の損害に伴う保険金や損害賠償金等（1号）、資産の損害に伴う保険金や損害賠償金等（2号）、心身及び資産の損害に伴う見舞金（3号）についての取扱いがそれぞれ定められている。

## （2）非課税所得の意義

所得税法9条1項本文は、「次に掲げる所得については、所得税を課さない」（下線筆者）とし、続く各号に具体的な「所得」の内容を列挙している。すなわち、損失補填金も、広義において「所得」ではあるが、それに係る金銭的な収入については非課税とされることになる。

損失補填金を非課税とする根拠は、一般に、担税力減殺に配慮したものと説明される<sup>(41)</sup>。損失補填金について、このような配慮がなされる背景には、損害がなかった状態にまで回復するための金員について所得を觀念することが被害者にとって酷となる場合があるとの考え方<sup>(42)</sup>や、損失補填金は損害の回復であって所得ではないという考え方<sup>(43)</sup>が存在する。

この点、昭和37年改正時の審議過程<sup>(44)</sup>においては、次のような考え方が示されている（引用文中の下線はいずれも筆者による。）。

「人的損害により受ける補償金等は、精神的損害に対する慰しや料、肉体的損害に対する医療費等のみならず、現在給与所得者が業務上の災害に基づいて受ける休業補償費等を非課税とする考え方を拡張して、人的損害に基因して失われた利益の補償であるかぎり、たとえそれが事業所得又はこれに準じるものの収入金額の補償であつても、非課税とすることが一般の常識にも合致し、適当であると認めた」

「生活用資産に関する損害に対する補償金等については、これによつて補填される利益は、もし、その損害がなかったならば課税されなかつたはずである資産の評価益又は自家家賃等のいわゆるインピューテッ

(41) 酒井・前掲注(27)30頁。

(42) 大阪地裁昭和41年8月8日判決(税資45号134頁)。

(43) 金子・前掲注(12)186頁～187頁。

(44) 税制調査会昭和36年12月・前掲注(40)557頁～558頁。

ド・インカムとしての性質をもつものであるから、その補償が資産の滅失又は価値の減少等の資産損失に対するものであるか、資産の使用料相当額等の補償であるかを問わず、非課税とする」

「生活用資産以外の資産に関する損害に対する補償金等については、資産損失に対する補償金は、たとえそれが事業用建物のようなものの損失に対するものであっても、もしその損失がなかったならば、その評価益には課税されなかったはずであるから、生活用資産と同様非課税と（する）」

ここで「生活用資産に関する損害」及び「生活用資産以外の資産に関する損害」について、「損失（損害）がなかったならば」との仮定を置く理由として考えられるのが、インボランタリー・コンバージョン、すなわち資産の譲渡（あるいは資産の消滅・価値減少）に対してその対価、補償金等の収入があり、客観的には当該資産の既往の値上がり益の実現とみられるような場合でも、それが「不本意な財産転換」としての収入であれば、その機会にその所得に課税することは適当ではないとの考え方に基づく課税措置である<sup>(45)</sup>。つまり、譲渡することが予定されていなかった資産について、その交換価値相当額の賠償金を得ると、当事者の意思に反して、強制的に評価益が実現することになるが、これに課税すると、同じものを時価で取得して原状回復を図ることが難しくなるため、非課税とされるという配慮があったものと考えられる<sup>(46)</sup>。

以上によれば、損失の発生とそれに対する補償金とは、当事者の意思から発生した事実（売却等）を契機とした実現とは区別し、未実現と同様に取り扱っているとも言えよう。

(45) 植松守雄「キャピタル・ゲイン課税の問題点」金子宏編『21世紀を支える税制の論理 第2巻 所得税の理論と課題〔二訂版〕』203頁（税務経理協会、2001）。また、注解所得税法研究会編・前掲注(26)463頁参照。

(46) 岡正晶「非課税所得となる損害賠償金の範囲」税務事例研究5号37頁～38頁（1989）。

一方、人的損害の補填金については以上のような譲渡や実現の考え方は馴染むものではなく、一般常識又は国民感情への配慮に非課税の根拠を求めることになる<sup>(47)</sup>。

このように、非課税規定は異なる観点の趣旨を有しており、人的損害については主に被害者救済の観点から、物的損害については主に「損失」とその「回復」の関連性を踏まえた所得概念から、それぞれ説明ができると言える。

## 2 非課税に係る除外規定

### (1) 除外規定の概要

非課税規定の要件を充足する損失補填金は、原則として、非課税所得に該当するが、あらゆる損失補填金が全て非課税となるものではない。

資産の損害に伴って支払われる損失補填金（心身及び資産の損害に伴う見舞金も含む）のうち不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る「業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するもの」（所令 94 条）等については、非課税とされる損失補填金から除かれる（所令 30 二後段括弧書及び三括弧書。以下「収入補償に係る非課税除外規定」と言う。）。また、非課税とされる損失補填金の額のうち「損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分」が非課税とされる（所令 30 柱書括弧書。以下「必要経費の補填に係る非課税除外規定」と言う。）。

---

(47) 人的損害に基因するものであっても、所得税法施行令 30 条 3 号の見舞金と同条 1 号の損害賠償金等とは、後述する「収入補償に係る非課税除外規定」の有無という点で取扱いが異なる。その理由は明らかではないが、損害賠償金等には損害の原因と発生事実の因果関係と、それを踏まえた損害の補填という関連性の下で支払われるのに対して、見舞金は主として、損害を巡る事実や契約の当事者ではない第三者によって支払われるものであり、損失とその補填という関連性は当事者間における関連性よりは希薄と言える。

## (2) 収入補償に係る非課税除外規定

「収入補償に係る非課税除外規定」が引用する所得税法施行令 94 条は、1 号が、棚卸資産、山林、工業所有権・著作権等に受けた損失に係る損失補填金について、2 号が、休業業・転換等に伴う収益の補償について、いずれも不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る収入金額とする旨を定める。

同条 1 号は棚卸資産等の損失に対応して、これらが売るための資産、あるいは使用等によって直接的に収益を生じる資産であることに着目し、その資産が失われて収入が得られたのであれば、結局、それは棚卸資産等を売ったあるいは使用させたのと同じと考えるのであり<sup>(48)</sup>、同条 2 号は休業業等に伴い収益の補償があった場合は、業務を継続して収入を得たのと同じと考えて、いずれも事業所得等の収入に含めて計算する趣旨のものである。

## (3) 必要経費の補填に係る非課税除外規定

「必要経費の補填に係る非課税除外規定」の趣旨は、「損害賠償金等の額のうちに損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、当該金額を非課税所得となる金額から控除しなければ、当該金額につき非課税所得と必要経費の控除という二重の控除を認めることとなってしまうため、これを防ぐことにあるもの」<sup>(49)</sup>との解釈が一般的である。

ここでの二重の控除とは、事業や業務の収入を得るために直接又は間接に要した費用は、そのような費用に対して何らかの補填がされるか否かにかかわらず、所得税法 37 条等の規定に基づき必要経費として事業所得等の所得金額の計算上控除されることになるところ、その費用に係る支出自体が私法上の「損害」であるとされ、補填金が支払われることになった場合、仮にその補填金を非課税としてしまえば、必要経費としての控除に加

(48) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔補正 2 版〕』201 頁(弘文堂、2011)。

(49) 名古屋高裁平成 22 年 6 月 24 日判決(税資 260 号順号 11460)。

え、総収入金額からも除外することになり、二重の恩恵を与えることを意味する。

なお、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、損失補填金の額のうち、「必要経費に算入される金額を補てんするための金額……を控除した金額に相当する部分」(下線筆者)が非課税所得となる旨を定めており、損失補填金の一部が非課税所得に含まれないことは明らかであるとしても、その結果、所得計算の枠内にどのように取り込まれるか、その具体的な取扱いまでは明らかにされていない。この点、所得計算は、収入と費用を総額によって対応させるのが通常であることを考慮すれば、当該補填金を必要経費から減額するのではなく、補填された必要経費と同額の損失補填金を総収入金額に加えることが妥当であろう<sup>(50)</sup>。

#### (4) 二つの非課税除外規定の相違

以上のように、「収入補償に係る非課税除外規定」が課税される所得の本質、又は事業所得等の収入の範囲との関連から説明されるのに対して、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、納税者に利益を与えすぎないようにするという所得計算の合理性から説明できる。

そうすると、「収入補償に係る非課税除外規定」は、心身に加えられた損害に対する保険金等(所令 30 一)には置かれぬのに対し、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」(所令 30 本文括弧書)は、心身及び資産に加えられた損害のいずれにも適用されるという相違についても、これらの除外規定が設けられた理由が異なるためとも考えられる。つまり、必要経費の総則(所法 37)は、損害発生の有無や、その損害の態様に係る要件は何ら定めていないのであり、要件を充たす費用であれば、必要経費に

---

(50) 必要経費と同額の損害賠償金が総収入金額に加えられると、プラスマイナス・ゼロになる(佐藤・前掲注(48)201頁)。もっとも、これは総則に基づく必要経費(所法 37)の補填があった場合に当てはまることであり、別段の定めにより必要経費に算入される資産損失についてはその損失額は補填金控除後の純額で測定されていることから、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は適用されないと解される(所基通 9-19 参照)。

算入されるのであるから<sup>(51)</sup>、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、人的損害であれ、物的損害であれ、その損失補填金のうちに必要経費を補填するものが含まれる場合に適用されることで、損害の態様にかかわらず、所得計算の合理性が保たれることになる。

## 第四節 現行の資産損失の規定と意義

### 1 資産損失

#### (1) 法令上の要件

所得税法 51 条は、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得の金額の計算上算入される必要経費の総則(所法 37)に対する別段の定めとして、事業・業務との関連性、資産の範囲、損失発生事由等、それぞれ一定の要件の下で、資産について生じた損失の金額を、その損失が生じた日の属する年分における必要経費に算入する旨を定める。

同条 1 項は固定資産の取壊し、除却、滅失等を原因とする損失について、2 項は事業上の貸金等の貸倒れを原因とする損失について、それぞれ規定しており、いずれも不動産所得、事業所得及び山林所得を生ずべき「事業」であること、その事業と固定資産又は貸金等の関連性があることが共通する要件となっている。これに対し、4 項が適用されるのは、事業と称するに至らない不動産所得及び雑所得を生ずべき「業務」である。

なお、3 項の災害等を原因とする山林に生じた損失は、本稿の主眼とは別の論点を含むことから、ここでの説明は省略する。

#### (2) 規定の意義

所得税法は、必要経費の総則(所法 37)の費用に損失を含めておらず、資産損失を別段の規定として、別建てで要件を設けていることから明らか

---

(51) 所基通 9-19 参照。なお、所得税法施行令 30 条本文括弧書に規定する「必要経費に算入される金額」とは、その費用や損失が填補されるものかどうかに関係なく必要経費は必要経費として別建てで計算されるような金額をいう(森谷義光ほか編『所得税基本通達逐条解説』84 頁～85 頁(大蔵財務協会、2014))。



るように、損失は、制限的に所得計算上控除されるにとどまる。その理由は、所得税が、所得稼得活動とは別に消費生活を営む個人を対象とすること、また、稼得した所得を、源泉ないし性質によって分類し、それぞれの所得の担税力の相違に応じた計算方法が採られるという特徴を有するためである<sup>(52)</sup>。

資産損失の制度導入に当たって、控除を認める範囲をどのように考えるべきかが審議された結果、資産を、事業との関連性において、所得稼得に供される資産と生活用資産とに区別し、前者に係る除却損等の損失について、事業所得の所得金額の計算に取り込むこととされた。その際、資産損失の損失額は、取得価額を基礎とした簿価そのものではなく、補填されなかった純額をもって測定されるのであるが、これは既存の制度である雑損控除との均衡を図ったことによると考えられる<sup>(53)</sup>。また、昭和 40 年全文改正において、業務についても資産損失が認められた際、その資産の対象から生活に通常必要でない資産が除かれた点についても、業務上の資産損失と雑損控除の規定との均衡が図られたためと考えられる。

## 2 法人の所得計算の原則と資産損失の比較

資産損失は、法人において当然損金となる固定資産の除却損や廃棄損の必要経費算入を認めることを一つの目的として導入された制度である<sup>(54)</sup>。そこで、法人の所得計算原理を、資産損失との関連において整理する。

法人税の課税所得は、いわゆるトライアングル体制の下、基本的には、企業会計上の利益計算に沿って計算され<sup>(55)</sup>、具体的に、事業年度の益金及び損

---

(52) 岩崎政明「資産の評価損をめぐる所得税法上の問題」税務事例研究 45 号 47 頁(1998) 参照。

(53) 大蔵省主税局・前掲注(34) 12～20 頁。なお、資産の譲渡等に基づき認識される資産の未償却残高については、譲渡所得の計算において控除されるため、事業所得等の所得計算上の資産損失からは除かれる。

(54) 税制調査会昭和 36 年 12 月・前掲注(40)549 頁。

(55) 近年は、トライアングル体制は大幅に変容しつつあり、各制度会計間の独自性が強調されてきている(品川芳宣「法人税の課税所得の本質と企業利益との関係」税務大学

金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される(法法 22④)。

企業会計においては、企業が保有する資産のうち、生産や販売など本来の企業活動に用いる棚卸資産や有形固定資産のような事業用資産については、取得原価が原則的な評価基準として採用され、その点、余剰資金の運用として保有する所定の金融資産が時価で評価されるのとは異なる<sup>(56)</sup>。事業用資産のうち有形固定資産の取得原価は、減価償却を通じて費用配分されるが、予定された減価償却期間の経過よりも早い時点で除却される場合は、未償却残高を固定資産除却損として計上し、資産を売却した場合は、未償却残高と売却価額との差額を固定資産売却損として計上する<sup>(57)</sup>。

一方、所得税法においては、法人のように、依拠すべき会計処理方法を包括的に定めた規定はなく、制度会計との関係は明らかではないが<sup>(58)</sup>、税法、商法及び企業会計原則の調整の歴史は、私企業を対象としたものであり、個人と法人の所得計算は本質的な相違があると考えられていた<sup>(59)</sup>。例えば、所得税法の必要経費は、総収入金額から「必要な経費」を差し引くのが基本的な概念であり、法人の益金と損金のような総体対応とは異なり、収入金額と必要経費との個別対応が本旨と考えられていた<sup>(60)</sup>。そのため、所得税法上の規定によって特に認められていなければ、除却損や廃棄損は当然に必要経費に算入されるものではない。

校論叢 40 周年記念論文集 227 頁

(2008, <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/40kinen/07/pdf/ronsou.pdf>)。

- (56) 桜井久勝『財務会計講義〔第16版〕』87頁(中央経済社、2015)。  
 (57) 桜井・前掲注(56)176頁・188頁。  
 (58) 青色申告者が記録すべき取引は、正規の簿記の原則に従う旨が定められるに留まる(所規 57①)。  
 (59) 忠佐市『課税所得の概念論・計算論〔課税所得概念論 課税所得計算論〕』58頁～62頁(大蔵財務協会、1980)。  
 (60) 忠佐市『税法と会計原則』473頁～474頁(中央経済社、1953)。また、大蔵省主税局・前掲注(34)13頁によれば、「所得を生み出す基因とならない資産の損失まで広く控除する必要があるかどうかについては、大いに疑問がある」としている。なお、ここでの「所得を生み出す基因とならない資産」とは、棚卸資産のように譲渡により直接的に収入が得られるような資産以外のものを言うと思われる。

しかしながら、個人についても、所得稼得活動で得られた収益の全てに課税するのではなく、投下資本の回収するための部分を課税所得から除く必要がある<sup>(61)</sup>。そうすると、所得稼得活動に供される固定資産について言えば、その取得に要した支出のうち、減価償却費に計上されなかった部分である除却損等は、投下資本の回収部分として課税所得から除かれるべきことになり、ここに、資産損失を必要経費に算入する合理性があると言える。

事業所得等の資産損失の対象は、固定資産及び繰延資産であり、いずれも基本的には償却費として費用配分されるものであること、また、損失の金額は、時価ではなく、その資産の取得に要した金額に基づき、減価償却資産については損失があった日までの減価償却累計額を控除した金額とされる（所令 142）ことから、取得原価主義に基づく投下資本回収の要請の下、法人の会計処理に倣い、事業所得等の計算上の必要経費として、収入から控除することとしたものと言える<sup>(62)</sup>。

### 3 資産損失の固有性

#### (1) 評価損

法人の所得計算上、損金の額に算入すべき原価、費用及び損失の額は、一般の会計慣行に従うのが原則であるが、法人税法は、資産の評価損の損金不算入についての適用範囲や限界を明らかにするために、別段の定めを置いており<sup>(63)</sup>、企業会計における資産の評価損に係る基準<sup>(64)</sup>とは異なる取扱いがなされる。

---

(61) 金子・前掲注(12)185頁、増井良啓「租税法入門第5回所得の概念(2)」法学教室 359号 130頁～131頁(2010)〔同『租税法入門』61頁～62頁(有斐閣、2014)〕参照。

(62) 谷口・前掲注(10)315頁～317頁では、法人における企業会計準拠主義に近い考え方を所得税法も採用しており、資産損失はこの考え方に親和性が高いと述べられる。

(63) 渡辺淑夫『法人税法〈平成26年度版〉』126頁～128頁(中央経済社、2014)。

(64) 例えば、技術革新等によって、投資した固定資産の収益性が低下し、投資額の完全な回収が見込めなくなった状況(減損)が生じた場合に帳簿価額の減額を行う(桜井・前掲注(56)189頁～190頁)。

法人税法では、資産の評価損は原則として損金不算入とされるが（法法 33①）、物損等の事実又は法的整理の事実が生じた場合や更生計画認可・再生計画認可の決定等があった場合は、評価損の損金算入が認められる（法法 33②～④、法令 68 他）。

一方、所得税法は、評価損に関する個別の規定を置いていない。ただし、事業所得等の資産損失の規定が、損失が生じた事由として「取りこわし、除却、滅失（当該資産の損壊による価値の減少を含む。）」（所法 51①、下線筆者。）と定めるところ、ここでの「価値の減少」とは、具体的にいかなる場合を示すものであるかは議論の余地があるが、例えば既存の資産が損壊したことに伴い資産価値が減少したことも含まれ、除却等とはなくとも、修繕をすることで従前通り事業の用に供することができる場合の損失も資産損失に当たると考えられる。

「取りこわし、除却、滅失」は、固定資産の最終的な処分であるから、それ以後、本来の用途で使用することは不可能となると考えられるため、その場合の未償却残高を、除却損等の損失として必要経費算入することで所得税法上の投下資本の回収が完了する。一方、「当該資産の損壊による価値の減少」とは、固定資産の最終的な処分がされた場合には限らない。そうすると、減価償却を通じた投下資本回収の機会が失われていないにもかかわらず、損失を認識することは、実質的には、法人税法上の評価損に相当する損失の計上に当たると言える。

このように、資産損失は、除却等に限らず、物理的要因による資産の減価を所得計算上控除することを認めており<sup>(65)</sup>、その点で、純資産増加説的な考え方に従って、資産に係る実体的損失による担税力の減殺を考慮した規定とも言える<sup>(66)</sup>。

---

(65) 大蔵省主税局・前掲注(34)15 頁～16 頁は、「所得計算上妥当とされる資産損失の控除を認める」とした上で、「事業用固定資産の損失は、その除却損、廃棄損等のほか、現在災害等に依る損失として雑損控除の対象となっているものもその所得計算上の損失として控除すべきである」（下線筆者）と結論付けている。

(66) 谷口・前掲注(10)320 頁。

## (2) 損失補填金の控除

法人においては、固定資産の除却、廃棄又は滅失等があった時における当該固定資産の帳簿価額を除却損失として損金の額に算入する<sup>(67)</sup>。

一方、所得税法の資産損失の金額は、帳簿価額から損失補填金を控除した金額とされる。その端的な理由としては、資産損失導入の際、雑損控除を基本的に維持する方針がとられたこと、そして雑損控除は、所得から控除される損失の金額から補填金の部分を除くこととの均衡を図ったためと考えられる。

ところで雑損控除は、一定の金額を超える雑損失によって生じた担税力の低下を課税上考慮する制度と説明される<sup>(68)</sup>。すなわち、資産価値の下落に伴う損失について、担税力の低下を認め、課税上考慮するのであるが、仮に補填金が支払われ、一度は発生した損失が回復されたのであれば、その分の担税力は維持されたことになるのであるから、補填されなかった部分の損失が結果として低下した担税力と捉え、その部分の金額を所得から控除することとされたのである。なお、損失を純額で測定する取扱いは、所得税法 51 条の資産損失に限らず、損失額又は支出額を純額で測定する雑損控除、医療費控除(所法 73) や生活に通常必要でない資産の災害に因る損失(所法 62) においても同様に採用されている。

このように、損失額を純額で測定することは、発生した損失と、その回復に当たる損失補填金を密接不可分なものと考えた上で、補填されなかった部分の損失のみを所得計算に取り込む一方で、補填部分については、所得計算の減算面(損失)及び加算面(収入)のいずれについても認識せず、所得計算の枠外に置かれることを意味している。

このことは、しばしば補填金の取扱いとの関連において、「所得税法においては、一定の範囲の損害賠償金は非課税とされており、……これに対応して、これらの損害賠償金で填補される部分は、資産損失や雑損控除の

---

(67) 渡辺・前掲注(63)448頁。

(68) 東京地裁平成 18 年 12 月 1 日判決(税資 256 号順号 10593)。

対象となる損失額から除かれることになっている(いわゆる収支両落ち)」(下線筆者)<sup>(69)</sup>と説明されることがあるが、非課税規定と、資産損失や雑損控除の規定とは、いずれも損失補填金は一旦発生した損失(資産の減価)の回復に過ぎないものと捉える点で、両規定の根底には共通する理論が存在するためと考えられる。

## 第五節 小括

所得税法においては、いわゆるストック項目及びフロー項目それぞれに関連して、様々な意味の損失がある。ただし、一般的には、「損失」と「損害」とは、同義で用いられることもあり、実社会においては、このような「損失」又は「損害」に伴う金銭的・経済的な不足を補うため、保険金や損害賠償金等の損失補填金が支払われる。

包括的所得概念に基づけば、一定期間の資産価値の増減によって所得を捉えるのが原則であるが、制度上は必ずしも全ての損失及び損失補填金を所得計算に取り込むわけではない。

我が国の所得税法の沿革を見ると、制限的所得概念が採られていた戦前も、災害等により資産に生じた一定の損失については所得計算上考慮されており、その取扱いは、現在の雑損控除の原点とも言えよう。戦後、包括的所得概念の導入に伴い、損失補填金が非課税とされたが、資産に生じた一定の損失については実質的には戦前の取扱いから直ちに変わられることはなかった。

損失補填金の非課税の範囲は段階的に整備されたが、その先駆となったのが昭和 34 年に定められた、現行の「収入補償に係る非課税除外規定」の原

(69) 佐藤英明「個人事業主が犯罪によって受けた損失の扱い」税務事例研究 97 号 42 頁(2007)。また、佐藤英明教授は、雑損控除の損失から損失補填金が控除される規定と、損失補填金の非課税の規定について、「これらの規定を素直にあわせ読めば、災害等により資産に生じた損失のうち、他人が填補した部分は損害として扱われないが課税もされず、自らが引き受けた部分は所得の減算要因として考慮するというのが制度の内容なのである」(佐藤英明「地震による被害と所得税」税務事例研究 27 号 56 頁～57 頁(1995))とされる。

形となる規定であった。昭和 37 年改正において、法人と同様の所得計算原理を採り入れるという要請の下、従前の雑損控除との調和を保つ形で、資産損失が導入された。これと同時に損失補填金の非課税規定についても見直され、現行の「必要経費の補填に係る非課税除外規定」に当たる規定が定められた。

損失補填金を非課税とする取扱いは、損害の回復は所得ではないという理論的意義と、被害者救済という政策的意義といった異なる観点から説明できる。また、非課税規定には除外規定のうち、「収入補償に係る非課税除外規定」は課税される所得の本質や事業所得等の収入の範囲の捉え方、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は所得計算の合理性という、それぞれの趣旨を有する。

また、資産損失の意義を、法人における所得計算原理との比較において整理すると、法人においては損金計上される除却損等について、個人についても資産損失として必要経費算入を認めることで、投下資本の回収部分への課税を避けるという意義がある。ただし、資産損失の金額は、資産の帳簿価額から損失補填金の額を控除する点で法人における会計処理とは異なっている。また、資産損失は、損壊による資産価値の減少を含めた規定であり、除却損のみならず、法人においては評価損とされる損失に相当するものを含んでいる。

損失補填金の非課税規定と資産損失は、いずれも、損失と損失補填金の密接な関係に着目し、これらを一体として捉えて課税される所得の範囲やその計算を定める点で、両規定の根底には共通する理論が存在する。一方で、非課税規定は被害者救済という意義、資産損失は投下資本回収という意義をそれぞれ有しており、これらの規定は密接に関連しつつ、その趣旨は一様ではないことが、制度の複雑性・難解性の背景にあると考えられる。

## 第二章 具体的事例からみた論点

### 第一節 本来所得となるべきもの

#### 1 参考事例

損失補填金の非課税該当性、すなわち非課税規定上の要件充足の判断に当たっては、損失補填金の性質を見た上で、その補填をする対象が、喪失した所得や得べかりし利益といった、本来所得となるべきものの回復に当たる場合は非課税から除かれることが、次の裁判例及び裁決事例からうかがえる。

##### (1) 大阪地裁昭和41年8月8日判決（税資45号134頁）

Aは、所有していた土地を、Aの長男Cによって無断でBに譲渡された。Aは本件土地の明渡しを求めてBを提訴した（また本件土地の所有権を巡りBもAを提訴した。）が、A・B間で訴訟上の和解が成立した。

本件和解は、①本件土地はAが所有すること、②Bは本件土地の見積り時価（1,500万円）と等価値の交換田地を取得し、それをAに移転すること、仮にその履行ができないときはAに対して損害賠償金1,500万円を支払うこと、③Bは交換田地又は損害賠償金の引当金として1,500万円をAに預託すること、④Aは預託金（1,500万円）を受領した時は本件土地の所有権をBに移転し、登記を了すること及び⑤Bが期日までに交換田地をAに移転できない場合は、Aは預託金を損害賠償金に充当することを要旨とするものであった。

本件和解条項に従い、Bは1,500万円をAに預託し、本件土地の所有権はBに移転した。またBは期日までに交換田地を取得できなかったことから、預託金は損害賠償金に充当された（なお、Aの死亡により、XがAの地位を承継取得。）。

この1,500万円の金員について、譲渡所得に当たるとした課税処分に対し、Xは損害賠償金として非課税所得に当たる旨を主張して争ったのであ



るが、裁判所は、金員が損害賠償であるといっても、その実質は本来所得となるべき交換田地に代わって金員で補填されたものであるから、本件土地の譲渡による所得に当たると判断し、Xの主張を退けた。

(2) 平成 22 年 4 月 22 日裁決（裁決事例集 79 集 135 頁）

A社の従業員であるXが、賃金等の支給につき不合理な差別を受けたとして、A社に対して不法行為による損害賠償請求をしたところ、請求が認められ、差別がなければ支給されたはずの賃金等と現実に支給された賃金等との差額相当の損害額（損害賠償金）、それに係る遅延損害金及び弁護士費用がA社からXに支払われた。このうちの遅延損害金につき、Xは、非課税所得に該当する損害賠償金に附帯して発生するものであるから、非課税である旨を主張したのに対し、課税庁側は、損害賠償金の支払が遅延したことに起因する利息に相当するものであると主張した。

審判所は、損害賠償金の実質は労務の提供の対価として支給されるべきものであり、本来所得となるべきもの又は得べかりし利益を喪失していたものの補填に当たるとして非課税所得には当たらないと判断し、Xの主張を退けた。

(3) 名古屋高裁平成 22 年 6 月 24 日判決（税資 260 号順号 11460）

Xは、A社に委託して継続的に行っていた商品先物取引により損失を被った。この損失について、XはA社に金員の支払を求め、その結果、A社からXに対して和解金が支払われた。

課税庁側は、主位的主張として、Xが被った損失は、非課税規定上の「不法行為その他突発的事故」によるものではない旨、また予備的主張として、仮に、本件和解金が非課税規定における「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に当たるとしても、その補填の対象には、委託手数料、取引所税及び消費税の累計額等が含まれ、これらは本件先物取引による売買差益に係る雑所得の計算上、必要経費に該当し、その補填に当たるものは所得税法施行令 30 条本文括弧書に基づき非課税とはならない旨を主張した。一方、Xは、非課税規定

は突発的事故以外の不法行為にも適用される旨、そして同条本文括弧書は収益の補償金に関する規定であるから、本件和解金には適用されない旨を主張した。

これに対して裁判所は、同条本文括弧書の適用範囲について、「仮に、本件のような和解金に同括弧書きの適用があり得る場合としては、その中に被控訴人が得られるはずであった利益の補償など純資産の増加を伴う趣旨のものが一部でも含まれているような場合であると思われる」との解釈を示し、その上で、委託手数料等についても「違法な行為による損害そのもの」であるから必要経費ではないとして課税庁側の主張を退けた。

## 2 本来所得となるべきものと所得税法施行令 94 条

大阪地裁昭和 41 年 8 月 8 日判決（税資 45 号 134 頁）（上記 1(1)の事例）は、非課税とされる損失補填金について次のような解釈を示している。

『『損害賠償により取得するもの』は非課税所得とされている。その理由は、損害賠償が他人の蒙った損害を填補し損害のないのと同じ状態にしようとすることにあつて、その間に所得の観念を入れることが酷である場合の存することによるものである。だから損害賠償といつたところで、そのすべてが非課税所得ということとはできない。本来所得となるべきもの、又は、得べかりし利益を喪失（不法行為若しくは債務不履行によつて）した場合にこれが賠償されるときは、損害賠償と称してはいるが喪失した所得（利益）が填補されるという意味においてその実質は所得（利益）を得たと同一の結果に帰着するから、このような場合はここにいう非課税所得といひ得ないものと解するのが相当である。』（下線筆者）

これは、非課税とされる損失補填金には、本来所得となるべきものや得べかりし利益の喪失を補填するものは含まれないとの解釈を示したものであり、

平成 22 年 4 月 22 日裁決（裁決事例集 79 集 135 頁）（上記 1(2)の事例）も同様の解釈に立っていると考えられる。

ところで、「収入補償に係る非課税除外規定」は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の 4 所得に係る収入金額に代わる性質を有するもの（所令 94 条）を引用し、これを非課税とはしない旨を定める（所令 30 二後段括弧書及び三括弧書）ところ、かかる非課税除外規定は、上記の 4 所得に限定して適用されるのかという疑問が生ずる。すなわち上記の 4 所得以外の所得に係る「収入金額に代わる性質を有する」損失補填金について、明文上の定めはないのであるが、前述の裁判例等は、「本来得られたであろう所得」のうち、譲渡所得や給与所得に係るものが回復された事例であり、これについて、非課税とはならないとの判断がされた<sup>(70)</sup>。これは非課税規定の法令解釈から導かれたものと考えられるところ、「収入補償に係る非課税除外規定」との関連性は必ずしも明確とは言えない<sup>(71)</sup>。

### 3 本来所得となるべきものの回復と必要経費の補填

非課税規定の趣旨の背景は、「損害の回復は所得ではない」との考え方があ  
ることは前述したが、ここでの「損害」を限定的に捉える場合、すなわち仮  
に何らかの「損害」が生じたとしてもそれが本来所得となるべきものの喪失  
に係る損害であるならば、かかる損害を回復する補填金についてまで非課税  
とはしないとの解釈が導かれることになる。「収入補償に係る非課税除外規定」  
はこのような解釈に親和性があると考えられる。しかし、もう一つの除外規

---

(70) この点、給与所得は人的損害に係る非課税(所令 30 一)とされるのではないかとの批判も予想されるが、所得税法施行令 30 条 1 号及び 2 号は、権利利益侵害が人的なもの又は物的なものに応じて設けられた差異であると理解すれば(その理由については第五章で後述)、不当賃金については物的権利侵害に係るものであり、同条 2 号が適用される。そのため、例えば、傷害等を理由に欠勤した場合の給与の補償の取扱い(同条 1 号)とは異なると考えられる。

(71) 4 所得と所得税法施行令 94 条に関する論点については、岡正晶「不法行為又は債務不履行による金銭損害に対する損害賠償金」税務事例研究 118 号 44 頁(2010)参照。

定である「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、「本来所得となるべきものの回復」と関連するものであろうか。

所得税法は、所得を「収入金額」（所法 36①）という形式で把握するところ<sup>(72)</sup>、仮に、本来の「所得」の意味を「収入金額」としての所得ではなく、各種所得の金額の計算の結果としての所得（所法 26②、27②、33③、35②）であると考えた場合、計算要素である必要経費は、計算結果である「所得」に集約される。そうすると、「必要経費の補填」は、「所得の補填」と近接するとの考えもあり得るかもしれない。この点、名古屋高裁平成 22 年 6 月 24 日判決（税資 260 号順号 11460）（上記 1(3)の事例）が、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」の適用場面について、「得られるはずであった利益の補償など純資産の増加を伴う趣旨のものが一部でも含まれているような場合」との解釈を示したのは<sup>(73)</sup>、同除外規定の趣旨を、「本来所得となるべきものの回復を非課税としない」という解釈と関連付けて捉えたものとも考えられる。

しかし、これが「必要経費の補填に係る非課税除外規定」の本来の趣旨であったかは疑問が残る。

## 第二節 損失と非課税の関連性

### 1 参考事例

次に掲げる裁判例は、損失補填金の課税又は非課税の判断において、損失補填金が何を補填するものであるか、すなわち補填する対象が所得計算上の費用や損失等のいずれの項目に該当するかが争点となっている。

(72) 谷口・前掲注(10)199頁。

(73) 納税者側は、第一審(名古屋地裁平成 21 年 9 月 30 日判決(判時 2100 号 28 頁))において「施行令 30 条柱書きの括弧書きは、非課税とされた収益の補償金に対する規定」とであると主張していた。なお、裁判所(控訴審)は、施行令 30 条柱書について、二重の控除を防ぐ趣旨であることを説示しつつ、その適用場面を狭める解釈を示した。

(1) 神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決 (判時 2224 号)

税理士業を営む X は、継続的に株式取引を行っており、A 社株式を取得したが、A 社の有価証券報告書虚偽記載の発覚に伴い A 社株価が暴落した。X から株主は、株価暴落により被った損害について、A 社らに対して賠償請求 (以下「別件事件」と言う。) をしたところ、判決でその請求が認められ、A 社は X らに金員を支払った。なお、X は A 社株価が暴落した直後に、保有していた A 社株式を譲渡 (以下「本件株式」と言う。) したために、損失が生じた。

本件金員が補填する対象について、課税庁側は、本件株式の取得費 (すなわち本件株式譲渡に係る雑所得の必要経費) であると主張したのに対し、裁判所は、本件株式は「雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産」に当たるものであるから、その失われた本件株式の価値に係る損失は資産損失に当たる (所法 51④括弧書) ため、その補填金については所得税法施行令 30 条本文括弧書が適用されないと判断した。

(2) 名古屋高裁平成 22 年 6 月 24 日判決 (税資 260 号順号 11460)

前節 1(3)の事例において、課税庁側が、損害の内訳は、委託手数料、取引所得税・消費税の累計額及び遅延損害金であることに着目し、本件先物取引による売買差益に係る雑所得の計算上の必要経費が含まれ、その必要経費の金額に相当する損失補填金は非課税とはならない旨を主張したのに対し、裁判所は売買差益と委託手数料等を差引計算した結果生じた損失 (1,281 万余円) 自体が損害であると評価し、委託手数料等についても「違法な行為による損害そのもの」であるから必要経費ではないため、本件和解金 (457 万余円) に所得税法施行令 30 条本文括弧書は適用されないと判断した。

## 2 所得計算上の諸項目の境界と損失補填金との紐付け

事業や業務の遂行上必要な費用は、事業所得等の所得金額の計算上、必要経費に算入されることになるが (所法 37)、仮に何らかの損害が発生したこ

とに伴い支払われた補填金のうちに、必要経費を補填する部分がある場合は、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」に従い、その部分の損失補填金は非課税所得から除外される（事業所得等の総収入金額に算入する。）。また、棚卸資産について生じた損失<sup>(74)</sup>の損失補填については、「収入補償に係る非課税除外規定」に従い、非課税対象から除外され（所令 30 二後段括弧書、所令 94①一）、事業所得等の収入金額となる。

一方、例えば資産損失（所法 51）、生活用資産に生じた家事上の損失、医療費等の家事上の費用は、必要経費の総則が適用されない費用又は損失であり、これらに係る損失補填金については、いずれの除外規定も適用されず、非課税所得となる。

このように、補填の対象が所得計算上の費用等の諸項目のいずれに当たるかによって、損失補填金の課税関係が異なってくる。本稿は、このような損失補填金の補填の対象と所得計算上の諸項目との関連性に注目し、これを紐付けの問題と呼ぶことにする。

上記 1 の事例はいずれも、補填の対象と所得計算上の諸項目との紐付けを巡って、納税者側と課税庁側の主張（又は裁判所の判断）が異なる。例えば神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決（判時 2224 号）（上記 1(1)の事例）で、裁判所は、損失補填金を資産損失と紐付けたが、これは納税者側の主張（所得税計算上の特定の項目とは紐付けていない）及び課税庁側の主張（取得費、すなわち雑所得の必要経費と紐付けた）のいずれとも異なっている。また、名古屋高裁平成 22 年 6 月 24 日判決（税資 260 号順号 11460）（上記 1(2)の事例）で、課税庁側は、補填の対象を雑所得の必要経費と紐付けたが、裁判所は、所得計算上のいずれの項目とも紐付けていない（強いて言えば、所得計算の結果として算定された損失に相当する金額と紐付けたと考えられる。）。

---

(74) 実地棚卸の結果生じた数量的損失(滅失)があった場合や、災害による著しい損失又は著しい陳腐化等があった場合の取得価額の特例が認められる(所法 47、所令 104)ため、その評価を通じて、損失額は売上原価の計算を通じて自動的に必要経費に算入されることになる。

以上の紐付けに関しては、第一に補填の対象を巡る事実認定の問題（これについては次節で述べる。）、また第二に、仮に必要経費、資産損失又は家事費といった所得計算上の諸項目の解釈が定まっていなれば、補填金の対象と諸項目との紐付けも不安定になるという問題があると考えられる。

### 第三節 損失補填金を巡る事実認定

#### 1 参考事例

支払われた金員が、そもそも損失補填金たる性質を有しない場合には非課税規定は適用されない。また、補填の対象によっては、例えば収入に代わる性質のものや必要経費である場合には、非課税除外規定が適用されることになる。次に掲げる裁判例は、金員の性質を巡る事実認定が争点となっている。

##### (1) 大阪地裁昭和 41 年 8 月 8 日判決（税資 45 号 134 頁）

第一節 1(1)の事例においては、1,500 万円の預託金の課税上取扱いが争われたのであるが、裁判所は、前提となった民事事件における事実認定と、成立した和解の内容を基に、一連の事実関係は、本件土地をBに譲渡し、等価の交換土地を取得することであり、交換田地の取得自体が、本件土地の譲渡による所得であると認定した上で、金員支払の実質について、本来所得となるべき交換田地に代わって金員で填補されたのであって、本件土地の譲渡による所得に当たる（非課税とはならない）と判断した。

##### (2) 大阪高裁昭和 55 年 2 月 29 日判決（行集 31 卷 2 号 316 頁）

マンション建設予定地の近隣居住者であるXらが、建設反対運動を展開し、建設業者Aとの交渉の結果、工事上の公害への対応策を採ること等を条件に建築に合意し、Aから金員を受け取った。

課税庁側は、AとXらの交渉の経緯において、Aが具体的な損害額を見積もっていたものではなく、また、その後Aがマンション建設を断念したことによりXの損害は皆無に等しかったとして、本件金員は損害賠償として支払われたものではなく一時所得に当たると主張したのに対し、Xは、

AとXらとの合意文書上で本件金員が「環境権の侵害、その他予想される公害に対する補償」とされていることを根拠に、本件金員は非課税所得に当たると主張した。

これに対して裁判所は、「当事者間で損害賠償のためと明確に合意されて支払われた場合であっても、損害が客観的になければその支払金は非課税にならないし、また、損害が客観的にあっても非課税になる支払金の範囲は当事者が合意して支払った金額の全額ではなく、客観的に発生し、または発生が見込まれる損害の限度に限られるとしなければならない」とした上で、マンション建設によってXが受ける損害（若干の日照障害、工事中の騒音、塵埃被害等）は認めつつ、支払われた金員にはマンション建設の承諾の対価も含まれていたため、当事者の意思としても全額が損害賠償金とされたわけではないとして、Xの主張を退けた<sup>(75)</sup>。

(3) 宇都宮地裁平成17年3月30日判決（税資255号9980頁）

建物の所有者Xと、大型店舗を営むA社との間で交わされた長期賃貸借契約がA社からの申出により中途解約されたことに伴い、A社からXに対して和解金が支払われた。

本件和解金について、課税庁側は、本件契約の中途解約条項に基づいたものであり、解約の合意書（本件合意書）の記載からみても、本件和解金が、建物の原状回復義務に係る原状回復費用の代わりであるとの認識がXにもあったとして、全額が不動産所得に当たると主張したのに対し、Xは、新たなテナントが入居可能な建物に建築するために負担した債務に係る損害のほか、A社の詐欺的行為により精神的苦痛を被ったとして、原状回復費用等を除いた部分は非課税所得となる旨を主張した。

---

(75) なお裁判所は、損害の金額は30万円を超えるものとは認められないと判断した点については、本件に先立ってなされた国税不服審判所裁決ではXが被った損害額は30万円相当と認められたものと推測され(裁決前の更正処分の一時期所得金額は135万円、裁決により変更された後が120万円(差額15万円)である。)、これを受けた判断と思量される。



これに対して裁判所は、非課税所得に該当する損害賠償金等とは「納税者に現実には損害が生じ、又は、生じる高度の蓋然性がある場合であって、かつ、その補償のために受領した金員」<sup>(76)</sup>であるとの判断基準を示した上で、本件和解金額の交渉は原状回復費用の枠組みの中でなされたものであり、原状回復義務に代わる和解金としての金員支払である旨の本件合意書の記載があることから、Xに現実には損害が生じ、又は、生じる高度の蓋然性があったとは言えないと判断し、Xの主張を退けた。

#### (4) 神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決（判時 2224 号）

前節 1(1)の事例においては、補填の対象とされた損害を巡る事実認定が問題となった。

Xは、A社による有価証券報告書虚偽記載の発覚前にA社株式を取得していたが、発覚に伴い株価が暴落した直後にA社株式を譲渡したために、多額の譲渡損失が発生した。また、別件事件において裁判所は、旧証券取引法 21 条の 2 の規定に基づき、推定損害額（虚偽記載等の公表の前後各 1 月間のA社株価の平均額の差額）から、賠償の責めに任じない損害の額（虚偽記載以外の事情により生じた株価の値下がり）<sup>(77)</sup>を控除した額を損害額として算定した。

Xが被った損害を巡って、課税庁側は、別件事件における「潜在的には、当該株式の取得時点において、本来あるべき市場株価と現実の市場株価（取得株価）の差額（取得時差額）相当の損害を被った」（下線筆者）との損害の認定を基に、本件金員の補填の対象は本件株式の取得費であると主張

---

(76) これに続く判決文では、Xらは「得べかりし利益を喪失したに過ぎず、本件和解金はその収益の補償として実質的に所得を得たのと同一の結果となる」としている。そのため、この判断基準での「損害」とは、民法上損害と認められる消極的損害を除いた概念が用いられていると考えられる。

(77) 旧証券取引法 21 条の 2 第 4 項では、虚偽記載等による値下り以外の事情により生じた損害額を賠償の責めに任ずべき者が証明する旨、同条 5 項はその証明が極めて困難であるときに、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額を裁判所によって認定できる旨が定められており、別件事件では、後者の規定に基づき裁判所が認定した額(推定損害額の約 3 分の 2)が推定損害額から控除された。

し、一方でXは、「売買差損の一部」（不法行為によって過大に出捐させられた金銭）であると主張した。

これに対して裁判所は、別件事件に基づき、Xが被った損害は「虚偽記載による取引所市場の評価の誤りに基づく損害として……市場価額が暴落したときに現実の損害に転化し、……譲渡とは無関係に、A株式の価値として失われるもの」であるとした。

## 2 支払われた金員の性質

非課税規定（所法 9①十七）が、「損害に基因して取得する」と定めるように、非課税所得とされる損失補填金は、損害発生的事实があり、かつ、その損害の回復を図るために支払われた金員であることが要件となるのは明らかであろう。この点について、大阪高裁昭和 55 年 2 月 29 日判決（行集 31 巻 2 号 316 頁）（上記 1(2)の事例）は次のように説示する。

「損害賠償金、見舞金及びこれに類するものを非課税としたわけは、これらの金員が受領者の心身、財産に受けた損害を補填する性格のものであって、原則的には受領者である納税者に利益をもたらさないからである。

そうすると、ここにいう損害賠償金、見舞金及びこれに類するものとは、損害を生ぜさせる原因行為が不法行為の成立に必要な故意過失の要件を厳密に充すものである必要はないが、納税者に損害が現実に生じ、または生じることが確実に見込まれ、かつその補填のために支払われるものに限られると解するのが相当である。」（下線筆者）

仮に、保険契約に基づく保険給付や民法上の損害賠償請求に基づき支払われた賠償金であれば、これらは損害発生を前提として金員を支払う制度であるため、支払われた金員自体の性質が問題となることは少ないであろう。ただし、非課税規定が「これらに類するものを含む」と定めるため、示談や和

解といった当事者間の合意によって支払われた金員についても、その名目にかかわらず非課税とされる余地が残されている（反対に、損害賠償金という名目であったとしても、それが損害を補填するとの実質を有する場合に非課税規定の適用が認められると言える。）。

上記 1(2)の事例は、近隣居住者と建設業者間の合意文書上では「環境権の侵害、その他予想される公害に対する補償」とされており、納税者側はこの合意をもって損害賠償である旨を主張したが、裁判所は、支払者と受領者の合意によって非課税の範囲を変更することになるとして、納税者側の主張を認めなかった。つまり、事実認定においては、当事者間の合意の直接的な内容よりも、他の事実関係を勘案した実質が重視されたことになる。もっとも、裁判所は、納税者に生じたマンション建設による損害を全く認めなかったわけではなく、日照障害、工事中の騒音・塵埃といった被害によって損害を受けることは認めつつ、その損害額は、支払われた金員に見合わないと評価し、金員の全額が非課税となる補填金とする主張は排斥された。

一方、上記 1(3)の事例では、当事者間の合意書の記載が「交渉の実質をも反映している」と認められ、「紛争当事者間で定めた金銭の支払・受領名目等その主観的意図により和解金が課税対象となるか否かが左右されるとするのは当事者の判断で課税の有無・内容が決められることになり極めて不合理」として納税者側が主張する損害は認められなかった。

更に、上記 1(1)の事例は、①Aが本件土地の所有権を失った点、そして②Bとの和解条項が履行されれば取得できたはずの交換土地も取得し得なかった点について、裁判所は、事実関係全体として、その実質が本件土地の譲渡であると評価している。すなわち、上記①は所有権の移転であり、②は本来であれば得られたはずの譲渡対価と認定されたこととなる。

このように、金員の実質的な性質は、客観的に見て損害が発生しているか、また、発生した損害の程度（損害の金額）を考慮した上で、事実関係を勘案して評価されるのであるが、その評価に当たっての基準が与えられているものではなく、課税実務における事実認定には困難が伴う。

### 3 補填の対象となった損害の見極め

上記2で述べたように、非課税とされる損失補填金とは、まず、損害を被っており、その回復を図る目的で支払われた金員である必要がある。ただし、非課税除外規定が適用される場合があるため、この段階では非課税であるとの最終的な判断はできず、損失補填金はいかなる「損害」を補填するものかの見極めが必要となる。

前節の2では、補填の対象と所得計算上の諸項目との紐付けの問題を、その諸項目（費用・損失等）の方向から指摘したが、本節が取り上げるのは、補填金がいかなる損害を補填するかの見極めの観点、すなわち補填の対象（金員の性質）の方向から見た、紐付けの問題と言える。

神戸地裁平成25年12月13日判決（判時2224号）（上記1(4)の事例）の課税庁側の主張では、別件事件の損害認定である「取得費差額相当の損害」を基に、補填の対象を本件株式の取得費であるとして、必要経費と紐付けたのに対し、納税者側の主張では「別件事件判決で示された取得費差額の考え方は損害賠償金額の算定に関するものにすぎ（ない）」として、別件事件の損害認定には直接依拠することなく、補填の対象を不法行為によって過大に出捐させられた金銭であると見て売買差損の一部と紐付けている。

これに対して裁判所は、補填の対象を、市場価額が暴落のときに現実に生じた損害、すなわちA株式の価値が失われたことであるとした上で、これを資産損失と紐付けた。

また、名古屋高裁平成22年6月24日判決（税資260号順号11460）（第一節1(3)の事例）で、課税庁側の主張では、資産に加えられた損害が補填の対象であることは否定していないが、その損害が本件先物取引による売買差益や委託手数料等によって構成されることに着目し、それを雑所得の収入金額及び必要経費と紐付けた。

これに対し裁判所は、「本件先物取引による売買差益と委託手数料、取引税及び消費税を……差引き計算した金額は、一連の本件先物取引における全体として違法な……行為によって生じた損害であると評価」した上で、「支払わ

された多額の委託手数料等は、……違法な行為による損害そのものであって、差引計算上認められる売買差益を得るための必要経費などではない」と判断した。すなわち、売買差益や委託手数料等の差引計算によって認識される損害を一体と捉え、これが補填の対象であるとして、所得計算上の諸項目との紐付けはしなかったのである。要するに、損失補填金が補填する対象の損害を一つの概念として捉えるか、あるいはその損害を構成する様々な事実関係を個別に捉えるかにその後の判断過程が異なると言える。

以上のように、補填の対象となった「損害」の捉え方次第で、所得計算上の諸項目との紐付けも異なってくるのであるが、そもそも私法上の概念である「損害」とは何か、また、いかなる事実関係に基づいて、それを所得税法の適用上の損害と認めるか、これらについて判断するための基準は明らかとは言えない。

#### 第四節 小括

本章では、大きく三つの問題を指摘した。

まず、損失補填金を非課税とする趣旨は、損害の回復は所得ではないという所得概念からも説明されるどころ、ここでの損害が「本来所得となるべきもの」である場合は、その回復を非課税としないとの解釈がある。また、「収入補償に係る非課税除外規定」もこのような解釈との関連性が認められるところ、同規定が引用する事業所得等の収入に係る定め（所令 94）の対象となる所得区分に限定して「課税の範囲」とした趣旨のものであるか否かが必ずしも明らかではない。また、前章において、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は所得計算の合理性から説明されるものである点を確認したが、「本来所得となるべきもの」の意味を、収入と費用の差引計算の結果としての「所得」であるとするならば、二つの非課税除外規定の趣旨の差異は明確ではなくなる。そこで次章第一節において、非課税除外規定の意義を改めて検討することとする。

次に、損失補填金の補填の対象とされる「損害」が所得計算におけるいずれの項目に当たるかによって、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」の適用関係が左右される（紐付けの問題）ところ、所得税法上の費用や家事費、資産損失の境界が明確ではない場合には、紐付けが困難となり、その適用関係を安定的に判断することができない。そこで次章第二節において、資産損失の適用要件、また、これと併せて必要経費と損失の関係について考察する。

そして、損失補填金の補填の対象とされる「損害」の事実認定は、非課税規定の適用関係の判断において重要であるにもかかわらず、私法上の法的関係や制度に基づき支払われる損失補填金の性質の見極めに当たっての基準が、所得税法上は与えられていない。また、私法上の法的評価に基づく損失補填金の性質が、そのまま所得税法上の規定に当てはまるかという疑問も生じる<sup>(78)</sup>。そこで第四章において、私法上の損害概念及び非課税規定の「損害」の捉え方について考察する。

---

(78) 例えば、浦和地裁昭和49年6月28日判決(行集25巻6号798頁)は、「所得税法上の譲渡所得が存するかどうかはもっぱら所得税法の規定その他所得税の目的から考えてこれを判定すべきものであつて、民法上の譲渡の対価のみが譲渡所得となるものと解すべきではなく、民法上損害賠償金と解すべきものも場合によつて譲渡所得となるものと解すべきである」と説示する。また、その控訴審(東京高裁昭和51年1月23日判決(行集27巻1号9頁))は、「譲渡所得税の課税の趣旨並びに所得税法、旧所得税法及び同法施行規則の規定からすると、資産を譲渡することによって取得する反対給付は、それが損害賠償金、補足金等の名目のものであつても、その譲渡した資産に蓄積し内在していた値上りによる増加益が具体化したものとみられるかぎり、総収入金額に算入すべき金額であつて課税の対象となると解するのが相当であ(る)」と説示する。

## 第三章 所得税法の解釈に関する考察

### 第一節 非課税規定の解釈

#### 1 「収入補償に係る非課税除外規定」の意義と射程

損失補填金が、本来所得となるべきものや得べかりし利益の喪失を回復する性質のものである場合は、非課税の対象とならないと一般的に解される<sup>(79)</sup>。非課税規定の適用範囲をこのように解釈するのであれば、「収入補償に係る非課税除外規定」（所令 30 二後段括弧書及び三括弧書）をあえて設ける意義はどこにあるであろうか。

まず考えられるのは、非課税規定の全体を見た場合、同じ「本来所得となるべきもの」であっても、物的損害と人的損害の場合で異なる取扱いをするのであり、「収入補償に係る非課税除外規定」はそのことを明確に示したという点である。すなわち、所得概念の観点での非課税規定の趣旨（損害の回復は所得と観念しない）を徹底するのであれば、いかなる損害の場合であれ、本来所得となるべきものに係る損失補填金は課税するのが理論的と言える。しかし所得税法は、人的損害と物的損害の類型を設け、前者については、本来所得となるべきものについても、被害者救済の観点から非課税所得としたことが、「収入補償に係る非課税除外規定」が設けられた意義と考えることができよう<sup>(80)</sup>。

---

(79) 大阪地裁昭和 41 年 8 月 8 日判決(税資 45 号 134 頁)、札幌高裁平成 5 年 7 月 20 日判決(税資 198 号 329 頁)、宇都宮地裁平成 17 年 3 月 30 日判決(税資 255 号 9980 頁)、昭和 57 年 3 月 26 日裁決(裁決事例集 23 集 28 頁)、平成 6 年 11 月 25 日裁決(裁決事例集 48 集 100 頁)、平成 22 年 4 月 22 日裁決(裁決事例集 79 集 135 頁)等。

(80) なお、見舞金に係る規定(所令 30 三)は、人的損害及び物的損害のいずれの場合にも適用されるところ、「第 94 条の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く」(下線筆者)と定めることから、事業所得等に係る収入補償(所令 94)よりも広い範囲が非課税から除外される。

次に考えられるのが、「収入補償に係る非課税除外規定」(所令 30 二後段括弧書及び三括弧書)と、所得税法施行令 94 条との関係を明らかに示した点である。「収入補償に係る非課税除外規定」が同令 94 条を引用する形となっているため、同条は実質的な非課税除外規定と見ることもできる<sup>(81)</sup>。しかし、そもそも不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る収入金額の範囲に関する規定である<sup>(82)</sup>。収入金額に代わる性質を有する損失補填金を事業所得等の収入金額に含むとしながら、それとは別に損失補填金を非課税と定める規定が設けられているならば、相反する取扱いが存在することになるが、「収入補償に係る非課税除外規定」(所令 30 二後段括弧書及び三括弧書)があることによって、所得税法施行令 94 条との適用の優先関係が明確になる。ここに、「収入補償に係る非課税除外規定」が所得税法施行令 94 条を引用する形で設けられた意義があると考えることができる。

以上を踏まえ、「収入補償に係る非課税除外規定」と、「本来所得となるべきものの回復を非課税としない」との解釈がいかなる関係にあるか、言い換えれば所得税法施行令 94 条が規定する 4 所得に限って本来所得となるべきものを課税所得の範囲とするのかという疑問について検討する。

所得税法施行令 94 条は、売って収入を得るはずの棚卸資産等に損失を受け、あるいは永続的に収入を得るはずであった事業・業務について休止や転換、廃止を余儀なくされ、予定していた収入が失われた場合の、保険金や収益補償等の金員は、通常の営業活動から得られた収入とは異なるものであるが、失われた収入を得たのと同じ帰結になることから、事業所得等の収入金額に含めることとした規定であると考えられる<sup>(83)</sup>。この規定は、収益補償金

(81) 法令の審議過程においては「個人が受ける補償金、損害賠償金等の課税又は非課税に関する上記の現行税制の取扱いは、昭和 34 年度の所得税の改正により一応の整備をみたものである」(税制調査会昭和 36 年 12 月・前掲注(40)555 頁)と示しているように、旧所得税法施行規則 7 条の 11 が収入補償に関する課税(その逆として非課税ではないこと)を定めた趣旨のものである。

(82) 所得税法施行令の中では、第二編第一章(課税標準の計算)の第三節(収入金額の計算)に置かれる。

(83) 棚卸資産が「売るための資産」であることに着目し、その資産が失われて収入が得



等の課税上の取扱いとして、非課税所得ではないことを前提とするものであり、本来所得となるべきものや得べかりし利益の喪失を回復する性質の損失補填金は非課税所得とはしないとの解釈とも親和性がある。この点、同令 94 条の原形となる規定が置かれた時の改正の趣旨は次のように説明される。

「本来、課税方法の変更というべきことではないが、現行税法には『一時所得のうち損害賠償により取得するものその他これに類するもの』は非課税とする旨の規定があり、この解釈、特に、問題となる所得が一時所得であるか否かの区分が必ずしも明らかでない場合が多いことに原因して、この規定の運用にあたり、疑義のもたれる事例が少なくなかったので、今回の改正において、従来特に問題となりがちであった各種の補償金等について、次により、その所得の区分を明確にすることとした。」<sup>(84)</sup>（下線筆者）

所得税法施行令 94 条が、「これらの所得に係る収入金額とする」と定めるのは、昭和 37 年改正以前に、非課税とされる損失補填金が一時所得に限られていた時は、それが「非課税ではなく所得金額の計算上の収入である」という意味において重要性があったのであるが、昭和 37 年改正<sup>(85)</sup>によって、一時所得の損失補填金という要件はなくなり、非課税規定上は、損失補填金と特定の所得区分との結び付きはなくなった。

「損害の回復に所得と観念しない」又は「被害者救済」という、非課税規定のいずれの趣旨に照らしても、特定の所得区分を対象とする必要はなく、

---

られたのであれば、結局、それは棚卸資産を売ったのと同じと考えて事業所得を計算してよい、という趣旨のものと考えてよい(佐藤英明『スタンダード所得税法〔補正 2 版〕』201 頁(弘文堂、2011))。

- (84) 長村輝彦「所得税法の一部改正について」財政 24 卷 5 号 36 頁(大蔵財務協会、1959)。  
 (85) 改正の趣旨は、「具体的事案についてみると、なお課税所得と非課税所得との区分が必ずしも明らかでない場合があるほか、全体としてこの種の所得についての税制上の取扱いに十分合理的に割り切れていないところが(あった)」(税制調査会昭和 36 年 12 月・前掲注(40)555 頁)ことによる。

そもそも何らかの収入があった場合に、それが非課税所得となるか否かの判断が、その所得区分を決めてからでないと定まらないことには違和感がある。昭和 37 年改正以来、同条は、事業等に関する損失補填金を課税の対象とするという趣旨より、むしろ「他の所得ではなくこれらの所得の収入とする」という意味に重点が移ったとも考えられる。

このように考えると、事業所得等に係る損失補填金の取扱いについて、事業所得等の金額の計算に関して、特に示す必要があったことから所得税法施行令 94 条が置かれたものと考えられ、「収入補償に係る非課税除外規定」は、同条を引用してはいるが、本来所得となるべきものの回復を非課税所得とはしないという解釈については、同条で定める 4 つの所得に限定する積極的な理由はないと考えられる。

## 2 二つの非課税除外規定の適用場面の相違

「必要経費の補填に係る非課税除外規定」について、「非課税所得の中に、各種所得の金額の計算上必要経費として算入される金額を補填するための金額が含まれている場合に、当該金額が必要経費として控除されるとともに非課税として控除されることにより二重の控除がされることを防ぐ趣旨に出たもの」<sup>(86)</sup>との解釈が一般的である。

二重の控除については、合理的な所得計算の観点から次のように説明することができる。ある費用について、その支出が補填されたならば、実質的にはその費用を計上する者においては支出の負担はなかったことになるにもかかわらず、このような費用が所得税法 37 条の規定に基づき必要経費に算入され、なおかつ、その補填金が非課税となれば、費用が補填された場合も、補填されなかった場合も、所得金額が同額となるという不合理を許すことになる。そこで、必要経費の補填金を非課税所得から除外し、その補填金を所得計算の枠内に取り込むことで、所得計算上の不合理が回避される。このよ

(86) 神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決(判時 2224 号)。

うに、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が、所得計算上の不合理を回避するための規定であると考えれば、同規定が所得税法施行令 30 条本文括弧書に置かれており、人的損害と物的損害の場合のいずれにも適用される点についても首肯できる。

一方で、前述のように「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、「本来所得となるべきものの回復を非課税としない」との解釈と関連させた趣旨とする見方も存在する<sup>(87)</sup>。その理由について検討するに、必要経費はそもそも収入金額から控除される項目、いわば純資産に対する減少項目であり、必要経費部分が回復されたところで、確かに純資産価値の純増がもたらされるわけではない。「損害の回復」を純資産の増加を伴わないという意味で捉えれば、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、包括的所得概念によって定義された純資産の増加たる「所得」には当たらないという理屈も成り立つかもしれない。あるいは、必要経費の補填の意を、実費の補償というよりも、収益費用の対応関係まで含めて捉えた場合、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が、「(必要経費に対応する)収入に代わる性質」を非課税から除外する規定と解されることがあるかもしれない<sup>(88)</sup>。

しかし、所得税法が課税期間における収入と費用をそれぞれ総額で認識した上で所得金額を計算する仕組みに照らせば、「所得」を純資産の純増をもた

(87) 「仮に、本件のような和解金に同括弧書きの適用があり得る場合としては、その中に被控訴人が得られるはずであった利益の補償など純資産の増加を伴う趣旨のものが一部でも含まれているような場合であると思われる」(名古屋高裁平成 22 年 6 月 24 日判決(税資 260 号順号 11460))。

(88) 人的損害に基因する損失補填金は逸失利益の補填を含めて非課税所得と取り扱うことについて、「このような取扱いとする反面、休業中に要した従業員の給料等補償された収入金額に見合う経費となるべき金額は、事業所得等の計算上必要経費としないこととする必要がある」(税制調査会昭和 36 年 12 月・前掲掲(40)557 頁、下線筆者)としているところ、この文意は若干理解し難いところであり、給料等は必要経費不算入との意味と解する見方もあるが(岡・前掲掲(46)27 頁)、当時の改正は、必要経費ではなく非課税所得の改正を審議していたのであり、その審議過程を説明した当該記載は、人的損害については、収益補償は非課税としても、必要経費の補填については非課税としないとする取扱いを示したものと思料される。そのため、休業中の費用は必要経費に算入するとの前提で「必要経費の補填に係る非課税除外規定」(現行の所令 30 本文括弧書)が置かれたと考えられる。

らすものとの概念上の定義と、「必要経費の補填」とは別の次元で議論されるはずの論点であり、二つの非課税除外規定は異なる趣旨から設けられたものである。むしろ、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が適用される場を、「利益の補償など純資産の増加を伴う趣旨のものが一部でも含まれているような場合」に限定して考えるとすれば、「収入補償に係る非課税除外規定」の適用場面が近接し、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が本来目的としていた、不合理な所得計算の回避が達成されなくなる恐れが考慮されるべきである<sup>(89)</sup>。

## 第二節 必要経費と資産損失を巡る解釈

### 1 資産損失の適用要件

#### (1) 所得税法と資産の分類

所得税法は、資産に生じた損失を類型化してその取扱いを定めるところ<sup>(90)</sup>、類型の一つの要素となるが資産の分類である。

所得税法は、棚卸資産、有価証券、固定資産及び繰延資産等の定義を置くものの、資産全体についての分類をしていない<sup>(91)</sup>。そこで、企業会計における資産の分類と比較しながら、所得税法上の資産の損失の取扱いを考える。

企業会計において、資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に大別され、更に流動資産は当座資産、棚卸資産及びその他の流動資産に分類され

(89) 「必要経費の補填に係る必要経費除外規定」の適用場面を示したものとして、所基通 9-19 参照。

(90) 資産の類型に応じた損失の取扱いと問題点の検討については、三木義一「資産損失」北野弘久編『租税実体法Ⅱ租税手続法Ⅰ 判例研究日本税法体系 3』45 頁～53 頁(学陽書房、1980)参照。

(91) 所得税法は、青色申告者が作成する貸借対照表について科目が定められるのみで、そこでも資産は分類されていない(所規 61、昭和 42 年 8 月 31 日号外大蔵省告示第 112 号(平成 27 年 4 月 15 日号外財務省告示第 146 号〔第 6 次改正〕)「所得税法施行規則第五十六条第一項、第五十八条第一項及び第六十一条第一項に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目」)。

る。このうち当座資産には現預金、売上債権として受取手形や売掛金、売買目的や短期保有有価証券等が含まれ、その他の流動資産には主に、前渡金や貸付金といった短期債権等が含まれる<sup>(92)</sup>。なお、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される。

所得税法上の固定資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産を除いた上で、土地、減価償却資産及び電話加入権等と定められることから(所令5)、企業会計上の投資その他の資産に相当するもの(投資有価証券や長期貸付金等)は所得税法上の固定資産に含まれない。

## (2) 事業に係る資産損失の適用対象となる資産

所得税法上の資産損失は、生活用資産以外の資産に関する規定である<sup>(93)</sup>。所得税法51条1項は、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業に関して、事業の用に供される固定資産及び繰延資産を、2項は事業について生じた売掛金、貸付金、前渡金等の債権をそれぞれ対象として、損失を必要経費に算入する旨を定めている。つまり、上記(1)の資産分類に照らせば、現預金、有価証券及び棚卸資産が事業上の資産損失の対象とされない資産と言える。

このうち棚卸資産の損失は、売上原価の計算を通じて自動的に必要経費に算入されることとなるが、預貯金や有価証券のような金融資産に生じた損失については、貸金等を除いて、必要経費に算入する特段の規定は設けられていない。現預金、有価証券が資産損失の対象とされない背景には、個人には事業に属する預貯金や有価証券といった金融資産という概念がない(観点的にはあるとしても、家計用の金融資産との区別は不可能である)との考えがあったこと<sup>(94)</sup>、また、現行の資産損失の規定が置かれた昭和40

(92) 神戸大学会計学研究室編『会計学基礎論〔第五版〕』145頁～151頁(弘文堂、2013)。

(93) 所得税法は、個人が所有する資産を、まず業務用資産と生活用資産に区分し、更に業務用資産を、事業用資産と事業用資産とまではいえないが所得を生み出す資産に区分している(武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』3972頁(第一法規、加除式))。

(94) 大島隆夫＝西野囊一『所得税法の考え方・読み方〔第2版〕』345頁(税務経理協会、1988)。企業会計の理論によれば、財貨やサービスの生産・販売といった事業活動で

年当時は、有価証券の譲渡益が非課税とされていたため、資産損失からこれらの資産を除いたとしても、取扱いとして特に不合理なものではなかったと考えられる。

### (3) 業務に係る資産損失の適用対象となる資産

神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決（判時 2224 号）（第二章第二節 1 (1)の事例）は、保有株式の価値の喪失による損害について、業務上の資産損失の規定が適用される旨を説示する。このほか、雑所得の基因となる上場株式等が株式としての価値を失ったことによる損失について同様に資産損失が適用されるとした裁判例がある<sup>(95)</sup>。

確かに、事業に係る資産損失（所法 51①・②）が資産の種類を要件とするのに対し、業務については、「業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産」としており、資産の種類や損失の原因に係る要件を付していないのであるから、上記裁判例等の判断は条文の文理に反するとまでは言えない。

しかしながら、昭和 37 年改正当初は、本人の意思に基づかない資産の損失を広く控除するという考え方には慎重な立場が採られていた。また、収入の稼得に貢献しない損失を認める制度として雑損控除が存在しており、資産損失の導入においては、雑損控除が損失の範囲を限定していることとの調整を図る必要があったことから<sup>(96)</sup>、資産損失は事業用資産に限って認められ、非事業用資産については雑損控除が適用されるに留まっていたの

---

得られた資金は、再び事業活動に投資されるか、再投資されない余剰資金が生じれば、預貯金や株式等の金融資産として運用され、運用の結果として利子や配当が獲得されるものである(桜井・前掲注(56)91頁)。このように、金融資産は、事業活動の成果として蓄積された資産であり、利子や配当の稼得に貢献する資産であると言える。

(95) 国税不服審判所平成 24 年 9 月 25 日裁決(裁決事例集 88 巻 162 頁)は、民事再生計画に基づく株式の消滅損が資産損失に該当すると判断した。

(96) 大蔵省主税局・前掲注(34)12 頁～20 頁。

であるが、昭和 40 年の改正において、資産損失の適用を業務用資産にも広げたのである<sup>(97)</sup>。

また、資産損失は、法人における除却損等の処理を個人についても認めることをそもそもの目的とした制度であるが、帳簿の備付け・記帳等が不十分な個人事業者が少なくない現状に鑑み、法人において認められる損失の概念ほどには、その範囲は広げられなかった<sup>(98)</sup>。

このような制度沿革を見ても、業務に係る資産損失（所法 51④）についての要件が、事業に比して特に緩和されるべき理由は考えにくく、「事実に至らない規模の貸間等の業務に係る固定資産の除却等による損失の額及び非営業貸金の元本の貸倒れ等による損失の額を損失の生じた年分の不動産所得又は雑所得の金額の範囲内で必要経費に算入することを認める規定」<sup>(99)</sup>と解されていたことは説明がつくとしても、事業に係る資産損失の対象となる固定資産及び貸金等以外の資産にも、無制限に適用範囲を広げたものと解するには疑問が残る。

ところで、法人税法は、法人が資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合において、減額した金額を損金の額に算入しない旨を規定した上で（法法 33①）、一定の評価損の損金算入を例外的に認めている（法法 33②～④、法令 68）。このように、「法人税法が所得の計算上評価損の損金算入を原則として否定しているのは、資産の価格が下落した場合であっても、これによる損失が資産の譲渡等によって現実化した事業年度に算入すれば足りるばかりか、各法人が資産の評価換えをした年度において損金に算入することとすると、課税技術上複雑な問題が生じ、かつ、課税上不公平が生じ得るから」<sup>(100)</sup>とされる。

(97) 業務用資産から生ずる所得を課税対象としておきながら、その損失を一般の生活用資産と同じく雑損控除としてしか考慮しえないのでは均衡を欠くとの配慮から規定されたものと思われる(三木・前掲注(90)51頁)。

(98) 資産損失に関する所税 51 条の規定においては、法税 22 条 3 項 2 号ほどは純資産増加説的な考え方は徹底されていない(谷口・前掲注(10)317頁)。

(99) 大阪地裁平成 3 年 7 月 12 日判決(税資 185 号 833 頁)。

(100) 東京高裁平成 8 年 10 月 23 日判決(判例時報 1612 号 141 頁)。

一方、資産損失は、固定資産の損壊等、物理的要因に伴う減価に係る損失も対象とするところ、仮に所得税法 51 条 4 項は資産の種類を限定していないと解したならば、損失の発生事由についても要件を置いてない同項の適用範囲には<sup>(101)</sup>、有価証券等、金融資産の評価損も含まれることになる。しかし、売却前の評価損が一時的な損失であって譲渡をするまでに回復することも考えられるし、たとえ回復が見込まれないとしても、市場価額が日々変動する中、いずれの時点をもって損失を認識するかという問題がある。

つまり、法人において評価損の損金算入を否定した理由として指摘された上記の問題は個人についても生じ得るのである。評価損計上の明確な基準を定めない現行の所得税法の下で、業務に係る資産損失の適用対象に金融資産も含まれると考えた場合、恣意的な損失計上を許すことにつながる。それに加え、除却損等の損金算入が認められる法人の計算原理に倣って導入された当初の資産損失の趣旨を超えることになるのであるから、かかる評価損を必要経費算入することには慎重になるべきである。少なくとも現行の所得税法においては、「有価証券の売買を継続的に行っている場合において……、時価の低落による評価損が生じたとしても、その評価損相当額は、所得税法五一条一項、二項の資産損失はもとより、同条四項の資産損失にも該当しないことは明らかである。法人税法と異なり、有価証券の評価損の損金算入……や有価証券の低価法による評価……を認める別段の定めがない現行所得税法のもとでは、情状としてはともかくとして、所得の計算上のこのような有価証券の時価の低落による評価損を考慮する余地

(101) 51 条 4 項は、不動産所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供される業務用資産について生じる損失の発生事由に関して、特に規定を置いていないが、これは、1 項および 2 項に定める事由と同一であると思われる(田中治「資産損失」日税研論集 31 号『必要経費』89 頁(1995))。



はないものといわざるを得ない」<sup>(102)</sup>（下線筆者）との解釈が維持されるべきと考えられる<sup>(103)</sup>。

## 2 純額による損失金額

所得税法は、収入と費用についてそれぞれ別の規定を設けており、これらの総額によって所得金額を計算するのが原則であることを考えれば、資産損失が損失補填金を控除した後の純額とされるのは例外的と言える。このような取扱いとなっているのは、損失と、その回復に当たる損失補填金を密接不可分なものとして捉えた上で、補填されなかった部分の損失を所得計算上控除し、一方、損失を補填した部分の損失補填金に係る収入は非課税とするとの論理によるものと考えられる。このような理論の上に置かれたのが非課税規定及び資産損失・雑損控除といった損失に係る規定であり、その意味で、これらの規定は、共通の概念を介した間接的な対応関係にあると言える。

ただし、非課税規定と資産損失の規定は、「損失補填金が非課税であるが故に資産損失の金額が純額測定となる」といった直接的な対応関係にあるものではないと考えられる。この点、損失補填金が非課税となる根拠として資産損失該当性を主張する事例<sup>(104)</sup>も見受けられるが、そもそも資産損失の規定と非課税規定は、背景にある理論は共通であっても、実定法としてはそれぞれ異なる場面での取扱いを定めるのであり、資産損失の規定は、損失補填

(102) 大阪地裁平成3年7月12日判決(税資185号833頁)。

(103) もっとも、事業所得に係る棚卸資産の損失は、売上原価の計算を通じて必要経費に含まれるのに対し、雑所得の基因となる資産についてはそれに相当する定めがないため、業務の資産損失は、販売目的の資産を含むとの解釈がある(大島＝西野・前掲注(94)347頁参照)。ただし、仮に、これをたな卸資産に準ずる資産(所令81)に受けた損失を含むと解釈する場合、それに対する補填金は雑所得の収入金額とされ(所令94①一)、かかる補填金は非課税所得とはされない(所令30二)。一方で、準棚卸資産の損失が、資産損失の規定に基づき損失補填金を控除した純額が必要経費に算入されるのであれば、その損失補填金に相当する原価が所得計算上控除されない点では課税上の取扱いに不合理が生じる。

(104) 店舗を立ち退く際に受領した営業損失補償の資産損失該当性が争われた事例(国税不服審判所平成4年9月21日裁決(裁決事例集44巻97頁))では、納税者側が、営業損失補償は営業権滅失の対価であり、その営業権の滅失が資産損失に該当し、所得とはならない旨を主張した。

金を非課税とすることの根拠とはならないはずである<sup>(105)</sup>。また、資産損失の損失額から控除することとされる損失補填金が非課税規定の要件を常に充足するとは限らない。

神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決 (判時 2224 号) (第二章第二節 1(1)の事例) の判決は、資産損失が損失補填金を控除した金額とされる点について、「法 51 条 4 項の 2 つ目の括弧書きの損害賠償金が非課税所得であることは明らかであり、……法 51 条 4 項において先に必要経費の方から除くことによって、二重の控除を回避していると解される」と説示するが、資産損失の金額が純額によって測定されるのは、雑損控除との均衡をとったものであること、また、同様の定めは雑損控除のみならず医療費控除 (所法 73) や生活に通常必要でない資産の災害に因る損失 (所法 62) にも置かれることを考えると、必要経費の総則 (所法 37) を前提として、ある費用が事業所得等の計算上控除されることとの調整を図るために設けられた「必要経費の補填に係る非課税除外規定」と、資産損失等が純額により損失額を測定することが同じ趣旨であるとは考えにくい<sup>(106)</sup>。また、仮に二重の控除回避を目的とした規定であるならば、そのための方法として、いわゆる両建てと両落ちという二つの方法をあえて設けなければならなかった理由を説明できない。

むしろ、資産損失が損失補填金を控除した金額とされるのは、補填金によって回復されなかった部分について、担税力減殺を限定的に捉え、これらの損失と損失補填を所得計算においては考慮しないこととしたためと考えられる。つまり、資産損失に係る損失補填金に「必要経費の補填に係る非課税除外規

---

(105) 「法第 51 条の資産損失の補填金の場合には、一方の損失の金額が必要経費とされない(必要経費から除かれている)ので、令第 30 条本文かつこの金額には該当せず、非課税とされることになる」(森谷ほか・前掲注(51)85 頁)との説明は、純額による損失となっている資産損失の場合は、あえて損失補填金を課税所得に取り込まなくても、二重控除は生じないため、非課税所得のままとしても不合理にはならないことを意味すると考えられる。

(106) 所基通 9-19 参照。なお、所得税法施行令 30 条本文括弧書に規定する「必要経費に算入される金額」とは、その費用や損失が填補されるものかどうかに関係なく必要経費は必要経費として別建てで計算されるような金額をいう(森谷ほか・前掲注(51) 84 頁～85 頁)。

定」が適用されないのは、資産損失は純額で損失を測定することから、補填金をあえて課税所得の計算に取り込まなくても（原則通り非課税所得のままと考えても）、そもそも二重の控除という状況が生じないためと言える。

### 3 必要経費の範囲

事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入されるのは、①総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用、②その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用でその年において債務の確定したもの及び③これらの所得を生ずべき業務についてその年に生じた償却費である（所法 37）<sup>(107)</sup>。損失は、原則的には必要経費の範囲には含まれないのであるが、その第一の理由が、所得稼得活動の他に消費活動を行っている個人について生じた損失のうち、消費活動に対応するものは必要経費に当たらず、これを区別する必要があるため、第二の理由が、仮に所得稼得活動について生じた損失であっても、各種所得のうちいずれの区分に係る収入と対応する損失であるかを判断する必要があるためとされる<sup>(108)</sup>。

所得税法上、費用と損失を明確に定義した規定はなく、その区分は解釈にゆだねられている<sup>(109)</sup>ところ、損失と費用を区別する一つの足掛かりが、収入との対応関係であると考えられる<sup>(110)</sup>。

「いわゆる必要経費とは当該収入を得るために必要な費用であるかぎり、売上原価などのような直接の費用であろうと、販売費や一般管理費など

---

(107) 佐藤・前掲注(48)249頁。

(108) 佐藤・前掲注(69)31頁～32頁、佐藤・前掲注(48)249頁参照。

(109) 藤田・前掲注(6)187頁～189頁。

(110) もっとも、費用と損失を峻別するための基準は必ずしも定まっていない。この点、「企業会計における概念として、一般的には、『費用』が収益を獲得するための価値犠牲分を意味するのに対し、『損失』は企業の目的意思に基づかず、外部的原因から招来される資本価値の単純な喪失を意味するものと解されているが、両者の限界は流動的で(両者の区別の基準として、一般に“正常性”“経常性”を有する支出が前者に該当するといわれることがある。)」(注解所得税法研究会編・前掲注(26)972頁)。

のような間接の費用であろうとすべてそのうちに包含されるけれども、それはあくまでも直接間接の費用に限定されるのであつて費用にあたらぬものは包含されない趣旨と解しなければならぬ。……手付金損失のごときものは帰するところ、手付金返還請求権の喪失ということ以外に何等の意味をもたないのであるから、その喪失の理由がどうあろうとも所得をもたらすための必要ないし有益な費用とはどうい解せられない。本件手付金損失がいわゆる必要経費に該当しないことは多言を要しない。」<sup>(111)</sup> (下線筆者)

また、神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決 (判時 2224 号) (第二章第二節 1(1)の事例) が「A株式の取得に実際に要した金額のうち、本件虚偽記載がなければ支払う必要のなかつた取得時差額に相当する部分は、……Aの譲渡による収入金額には寄与しておらず、その収入金額によって回収されたものでもなく、単に、譲渡以前に失われたA株式の価値を本件損害賠償金によって回収したにすぎない」(下線筆者)として、取得費のうち、取得時差額に相当する部分(損害と認定された部分)を必要経費に算入しないことは、必要経費の意義に照らしても相当である旨を説示したが、これは、必要経費について、収入を得るために必要な直接間接の費用とする定義を厳格に解した結果とも考えられる。

一方で、実務上は、事業経営上不可避免的に生ずる損失(例えば事業用の現金の紛失等)は、費用に含むという考え方<sup>(112)</sup>、かかる損失の必要経費算入が一般化しているとみられる<sup>(113)</sup>。

(111) 名古屋高裁昭和 42 年 9 月 14 日判決(高民集 20 卷 4 号 369 頁)。事業拡張のための店舗買受契約に伴う手付金が没収されたことで生じた損失の必要経費該当性(旧所得税法 10 条 2 項)が争われた事例である。なお、昭和 40 年改正後の必要経費も同趣旨と説示される。

(112) 注解所得税法研究会編・前掲注(26)972 頁、田中・前掲注(101)79 頁参照。

(113) 西野克一ほか編『回答事例による所得税質疑応答集 [平成 22 年 2 月改訂]』666 頁(大蔵財務協会、2010)では、現金が事業用であったとしても損失を必要経費に算入できる規定はないと断りつつ、「事業用の現金であることが客観的に明らかである場

確かに、個別対応費用のうち、売上原価には収入に貢献しなかった棚卸資産の損失も含まれるのであり、収入との厳密な対応関係がなくても、家事費混入の問題や、所得区分の問題がないのであれば、業務上不可避免的に生ずる損失を必要経費に算入しても、特段不合理な取扱いであるとは言えない<sup>(114)</sup>。しかし、このような損失を必要経費に算入する所得税法上の根拠はない<sup>(115)</sup>。

また、仮に、業務の遂行上不可避免的に生ずる損失に対して補填金が支払われた場合、実務上はかかる損失の必要経費算入を容認していたとしても、その損失補填金の取扱いを判断する上で、必要経費を厳格に解するのであれば、その補填金について「必要経費に係る非課税除外規定」が適用されないことも考えられる。このように、課税実務上、必要経費算入要件を緩和することは、納税者にとって有利な取扱いであるとしても、損失補填金の取扱いを考える上では、いわゆる二重の控除という結果を招きかねないのであり、注意を要すべきこととなる。

---

合には、通常の事業資産の損失と同様に事業所得の中で処理することが合理的であると考えられることから、必要経費に算入する」としている。また、小田満『所得税重要項目詳解〔平成23年版〕』355頁(大蔵財務協会、2011)。

(114) 業務上の不可避な損失であっても、債務確定要件の問題は残されとの考えもある(谷口勢津夫「貸倒損失」日税研論集47号『所得税における損失の研究』104頁(2001))。

(115) 佐藤英明教授は、このような処理を許す解釈が所得税法上可能であるかどうか問われる必要があると指摘される(佐藤・前掲注(69)35頁～36頁)。

## 第四章 私法と税法の損害概念に関する考察

第二章で述べたように、損失補填金の課税上の取扱いを判断する上では、支払われた金員の性質から、補填の対象が何であるかを見極めた上で、所得計算上の諸項目との紐付ける必要がある。

また、補填の対象が収入に代わる性質を有するものや所得計算上の必要経費を補填するものについては、非課税除外規定が適用されることになるが、例えば民事事件等において認定された事実や、損失補填金の算定過程を見ても、そこには所得税法上の収入金額又は必要経費といった概念は表れてこないため、所得税法との関係において損失補填金が補填の対象とする「損害」とは何であるか、その事実認定は容易ではない。

そこで本章では、私法上の損害概念や民法上の損害賠償制度の概要を踏まえながら、損失補填金の性質の見極めに当たっての考え方を整理する。

### 第一節 私法上の「損害」概念

#### 1 私法上の損害補填制度

##### (1) 民法

民法上の損害賠償請求には、債務不履行に基づくもの（民 415）と、不法行為に基づくもの（民 709）がある。このうち、不法行為に基づく損害賠償は、たとえ契約関係がなくても、一定の要件の下で金銭賠償請求を認める制度であり<sup>(116)</sup>、他人に損害を与える違法な行為（不法行為）があった場合、行為者はその行為によって発生させた損害を賠償すべきこととなる（民 709）。ここでの一定の要件とは、①故意又は過失、②権利利益の

(116) 甲斐ほか・前掲注(3)286頁、内田貴『民法Ⅱ〔第3版〕債権各論』323頁(東京大学出版会、2005)参照。

侵害、③損害の発生及び④故意・過失と損害の発生との因果関係とされる<sup>(117)</sup>。

## (2) 保険契約

保険契約とは、一定の事由が生じたことを条件として保険給付を行うことを約する契約である<sup>(118)</sup>。

生命保険会社（業法 2③）は、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払う保険を引受け（業法 3④一）、損害保険会社（業法 2④）は、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約する保険を引受ける（業法 3⑤一）。また、いずれの保険会社もいわゆる第三分野の保険（疾病、傷害や疾病を原因とする人の状態及びこれらに関する治療等の事由に関する保険）の引受けを行う（業法 3④二及び同⑤二）。

以上によれば、保険給付の条件となる一定の事由とは、「人の生存又は死亡」、「一定の偶然の事故による損害の発生」又は「疾病、傷害」等ということになる<sup>(119)</sup>が、具体的には個々の保険契約上の事項（保険事故、給付事由等）に示されることになる。

## 2 私法上の損害概念

### (1) 民法

損害賠償制度における損害概念は、一般的には、法益について被った不利益と定義され、これを敷衍して、不法行為がなかった場合と、現在の利

(117) 平井直雄『債権各論Ⅱ不法行為』19頁～20頁(弘文堂、1992)。また、被告側が抗弁する不法行為責任の成立を阻却する事由を定めた民法 712 条、713 条(責任能力)及び 720 条(正当防衛及び緊急避難)が不法行為成立要件となる(内田・前掲注(116)331頁)。

(118) 保険法上は、保険者が保険給付を行うことを約し、保険契約者は保険料を支払うことを約する契約と定められる(保険法 1一)。

(119) 保険法によれば、一定の事由とは「保険事故による損害の発生(損害保険契約の場合)」又は「保険事故の発生(生命保険契約の場合)」等である(山下友信＝永沢徹編『論点体系 保険法 1』[伊藤雄司] 11頁(第一法規、2014))。ただし、所得税法上の非課税規定は、保険法上の保険契約ではなく、保険業法上の保険会社等に応じて、それぞれの契約等に基づく保険金、給付金及び共済金の取扱いを定めていることから、本稿では保険業法に沿って整理している。

益状態の差を金銭で表示したものの考え方（差額説による損害概念）が通説的である<sup>(120)</sup>。しかし差額説は、ドイツ法特有の定義であることや、このような定義では精神的損害の説明が難しいといった指摘がなされる<sup>(121)</sup>。

差額説に代わる損害の捉え方の一つとして、損害賠償請求において被害者が主張する金銭で表示された損害（損害額）ではなく、その基礎となる、被った不利益について主張された事実によって損害を捉えるべきとするのが、平井宜雄教授の見解である（損害事実説）<sup>(122)</sup>。損害事実説は、事実としての損害と、その金銭的評価との差異を認識する点で、より一般性のある損害概念とされる<sup>(123)</sup>。なぜなら、人身損害に関しては、死亡や負傷という事実の金銭的評価は、政策的・裁量的な評価の問題であることが多く、損害とその金銭的評価を区別する方が適当と考えられるためである。また物権の侵害についても、金銭的な被害が生じるものと生じないものが考えられるのであり（例えば違法駐車であっても、空き地となっている他人の土地の場合と、有料駐車場の場合では金銭的被害が異なる。）、これを損害の有無によってではなく損害の金銭的な評価の違いとの説明が可能となるためである。

## （2）保険契約

保険理論上は、金銭的に見積もることのできる利益（被保険利益）の存在によって損害の発生が観念され、被保険利益がなければ損害は生じな

(120) 平井宜雄『債権総論〔第二版〕』67頁～68頁(弘文堂、1994)、平井・前掲注(117)74頁～77頁参照。

(121) 例えば人が傷害を負った場合、差額説に基づけば、治療費を払った人と自然治癒させた人、あるいは負傷が将来の収入減につながる人とそうでない人との間で、損害の有無が異なるという硬直的な判断につながる(内田・前掲注(116)383頁～385頁参照、内田貴『民法Ⅲ〔第3版〕債権総論・担保物権』151頁～152頁(東京大学出版会、2005)参照)。

(122) 平井・前掲注(117)74頁～77頁。平井教授は、損害の金銭的評価との差異を認識することで、因果関係、損害額の算定、その基準時、その立証責任等の問題を統一的に把握する理論的視角や、実務を説明・評価する理論的手掛かりを得ることができるとされる。

(123) 内田・前掲注(116)383頁～385頁。



い<sup>(124)</sup>。被保険利益は、事故により一定の財産を失うといった場合の積極利益（建物所有に係る所有者利益や将来において期待された収益に係る利益など）と、債務・負債という消極財産が増大して財産状態が悪化するような場合の消極利益（費用支出を余儀なくされる利益など）に大別され、例えば前者については、保険の目的物が滅失・毀損等したことをもって損害と観念される<sup>(125)</sup>。

ただし、保険制度において、損害を要素とする保険契約は、損害保険契約のほか、いわゆる第三分野のうち、給付方式が損害填補方式（損害保険と同様に一定の事由により生じた損害のてん補を約するもの）のものであり、生命保険契約及び第三分野のうち定額給付方式の契約に関しては、損害は要素とされず、給付に当たっては、一定の事由（生存、死亡、疾病、傷害、治療等）の発生で足りる。このように、保険の対象が、物や財産ではなく人である保険契約が、具体的な損害の有無やその額にかかわらず、定額での保険給付となるのは、人の生死等による損害の評価が不可能であることに関連する<sup>(126)</sup>。

### 3 損害の種類

民法上の損害については、①財産的損害と精神的損害及び②積極的損害と消極的損害との区分がある<sup>(127)</sup>。

---

(124) 被保険利益を経済的に評価した額を保険価額という(近見正彦ほか『新・保険学』52頁(有斐閣、2006))。

(125) 山下ほか・前掲注(119)〔中出哲〕60頁～61頁、山下友信『保険法』40頁(有斐閣、2005)参照。

(126) 山下・前掲注(125)68頁。このほか、モラル・ハザードの抑制の趣旨もある。一方で、『生命保険金は生命という損害を填補するものではない』というのは、保険金がいくら出ても市場で生命を買えないという意味ではその通りであるが、現実には損害の財産的側面を填補していることは否定できない(内田・前掲注(116)448頁～449頁)と指摘されるように、現実には経済的損失の補填という機能も有すると考えられている。

(127) 平井・前掲注(120)69頁～71頁、平井・前掲注(117)77頁～79頁参照。なお、平井教授は、このような損害の分類には、法技術的意味は認められないと指摘される。

まず、財産的損害とは、被害者が受けた財産的・経済的に不利益状態であり、精神的損害とは、不法行為によって感じた苦痛・不快感のごとく、精神の安定状態が破壊されたことによる損害である<sup>(128)</sup>。このような分類は、金銭的に見積ることのできる損害であるか否かという意味を有する<sup>(129)</sup>。なお、ここで注意すべきことは、財産的損害とは、侵害された権利・利益が財産的なものであるということではなく、たとえ侵害されたのが人格的利益であれ、その侵害により経済的不利益が生じた場合のことであり、例えば騒音により平穏な生活が乱されるという人格権の侵害につき、健康を害したために要した治療費が財産的損害と位置付けられる<sup>(130)</sup>。

次に、財産的損害は、被害者に現存した財産的利益が減少したことによる積極的損害（例えば物の滅失・毀損、金銭の支出）と、被害者に現存した財産が本来ならば増加するはずであったのに不法行為により得られなかったことによる消極的損害（例えば傷害を受けたことによって就労できなかった期間内に受けるはずであった給料、目的物の引渡しがなされていればそれを転売することで受けるはずであった利益）に分けられる。

なお、精神的損害は、身体、自由若しくは名誉といった人格的利益の侵害の場合、又は財産的利益の侵害の場合のいずれであっても賠償される<sup>(131)</sup>。

#### 4 損害事実と金銭的評価

我が国の民法は金銭賠償の原則（民 417）を採っており、損害は損害額としていくらであるかという形で表れることから、損害賠償の範囲と損害の金銭的な評価は、実務上、必ずしも意識して区別されていない<sup>(132)</sup>。しかし、理論的には、発生した不利益な事態とその金銭評価は区別できる。例えば、

(128) 幾代通『不法行為』260頁(筑摩書房、1977)。

(129) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為 中・下巻《現代法律学全集 10》』436頁～437頁(青林書院、1985)。

(130) 内田・前掲注(116)383頁。

(131) 内田・前掲注(116)382頁～385頁、内田・前掲注(121)152頁参照。

(132) 平井宜雄『損害賠償法の理論〔東大社会科学研究叢書 38〕』169頁(東京大学出版会、1971)。

借家人の失火で3,000万円の家屋が焼失したとき、家屋の滅失という事態そのものを損害として観念するのであり、3,000万円という金額は、家屋の焼失という事態を金銭に評価したものということになる<sup>(133)</sup>。

平井教授は、損害賠償による保護の範囲の対象となる損害の事実と、その金銭的評価との区別を明確に意識しておくことは、民法における解釈論ないし政策論的提案をなす上で有用とされる<sup>(134)</sup>。また、民法上の損害賠償請求の要件である権利利益の侵害と損害との因果関係について、判例通説による「相当因果関係」ではなく<sup>(135)</sup>、事実的因果関係と考えるべきとされる<sup>(136)</sup>。この考え方によれば、権利利益の侵害（家屋の焼失）によって連鎖的に生じる不利益な事実（取壊し費用、期待された家賃収入の喪失等）で、権利利益の侵害と事実的因果関係にあるものを損害として捉える。そして、その損害のうち、どこまでが損害賠償の範囲となるか、賠償すべき範囲を規範的判断によって画定（損害賠償の範囲の問題）した上で、賠償すべき範囲にある損害の事実について、その個々の損害の事実を金何円として評価（損害額を算定）することになる。

損害の金銭的評価については、裁判実務から一定の傾向がみられ、侵害された権利利益に応じて、例えば、生命・身体である場合の収入減少（逸失利

(133) 内田・前掲注(121)151頁。もっとも、実際には両者の区別が容易ではなく、金銭的評価の基準時の問題と損害賠償の範囲の問題は重なることがあるとの指摘がある（内田・前掲注(121)162頁～163頁）。

(134) 平井・前掲注(132)169頁～170頁。

(135) 平井教授は、相当因果関係の概念について、「それが事実的因果関係を意味するのか、その存在を前提とした賠償範囲の画定に用する規範的判断を意味するのか、を不明確にさせるばかりでなく、実務上金銭的評価の結果得られた金額をも決定したかのように用いられている」と指摘される（平井・前掲注(117)109頁）。

(136) 平井・前掲注(120)68、71頁～73頁、平井・前掲注(117)74頁～88頁参照。なお、当該の債務不履行から生じた現実の損害のうちで、このような債務不履行があれば一般に生ずるであろうと認められる損害だけを賠償させるという考え方を相当因果関係説と呼ぶが、民法416条はこの相当因果関係説を定めたものであると一般には解される（甲斐ほか・前掲注(3)46頁）。これに対して平井教授は、民法416条は債務不履行による損害賠償請求権の要件として求められる債務不履行と損害との間の因果関係が事実的因果関係に立つ損害のうち、賠償されるべき損害の範囲を限定する基準であり、特に同条2項に定める予見可能性の及ぶ範囲に限られる趣旨を定めたものと解すべきとされる（平井・前掲注(120)90頁～91頁）。

益) や、物の滅失である場合にその物の滅失時の交換価値、毀損の場合の修理代相当額及び物を利用し得なかったことによる逸失利益又は代物の借賃等に基づき算定される<sup>(137)</sup>。また、例えば物の滅失・毀損による損害額を滅失・毀損時の交換価格によって算定する際、交換価格が変動するような場合にはその時点によって損害額が左右される<sup>(138)</sup>。

ただし、平井教授の見解によれば、損害の金銭的評価に画一的な準則が存在するものではなく、あくまで個別的・具体的事案における裁判官の創造的・裁量的判断の結果であって、事実の確定ではないという意味において評価作用の産物であり、また、法律論の定立・適用という規範的判断とも異なる<sup>(139)</sup>。

## 第二節 損害の認定と所得税法

### 1 所得計算の仕組みと差額説による損害概念

#### (1) 出来事の二面的把握 (ストック項目とフロー項目)

民法上の損害賠償制度は、様々な損害を賠償の対象とする。例えば突発的事故によって保有していた有形資産が毀損したような場合に、まず、失われた当該資産の価値が「損害」と考えられるが、この他にも、その毀損に基因して、当該資産の修繕や代替品の賃借等を余儀なくされたとすれば、

(137) 平井・前掲注(120)98頁～104頁、平井・前掲注(117)129頁～145頁参照。

(138) 平井教授は、「このように価格の変動が『損害』としてあらわれるのは、実は、確定した損害の事実の金銭的評価が、時期によって変動するということにすぎない」と述べられる(平井・前掲注(132)259頁)。

(139) 平井・前掲注(120)99頁、平井・前掲注(117)130頁参照。また、平井教授は、「損害買取請求訴訟においては、問題となりうる過去の事実は、被告の自動車に衝突して負傷をしたとか所有物を毀損したということだけであって、金何円という事実の存否ではない……金何円として表示されるものは、過去の事実の探究の結果得られたものでなくして、過去の事実を画定した上でそれを当該具体的訴訟において金何円として評価し、原告に支払わせるのが当該紛争の解決として妥当なのかどうか、という裁判官のいわば将来へ向っての具体的・個別的決断なのであり、創造的・裁量的行為の結果なのである」と述べられる(平井・前掲注(132)489頁)。

それに伴う金銭的支出も賠償の対象となり得る「損害」となる。そして、これらはいずれも財産的損害のうちの積極的損害に類別される。

ところで、所得税法上の「費用」（所法 37 ほか）について、同法はその定義を置いていないものの、「収入」又は「収益」と対で用いられることに照らせば、会計学における利益計算のための要素たる費用に準じた概念と考えられる。会計学の理論によれば、複式簿記の技術に即し、企業の資産等に影響を及ぼす出来事、すなわち取引を二面的に把握する<sup>(140)</sup>。例えば有形資産の毀損及び金銭的支出があった場合、まずは貸借対照表上のストック項目（ここでは仕訳の貸方）、すなわち有形資産又は金銭という資産価額の減少によって出来事を把握する。それと同時に、損益計算書上のフロー項目（ここでは仕訳の借方）を考えた場合、これらは費用（又は損失）として把握される。

会計学における利益計算は、大きく分けて二つの方法が存在し、一つは収益と費用の差額として利益額を計算する損益法と、期首と期末の貸借対照表を比較することにより、資本の増殖分として利益額を計算する財産法がある<sup>(141)</sup>。財産法は収入と費用を計算の要素としておらず、これらの要素は純資産の増減に吸収される。ところで、民法学上の差額説に基づく損害は、不法行為がなかった場合と、現在の利益状態の差を金銭で表示したものと考えられるため、一定期間における純資産の増減に着目して損害額の算定をする点で、財産法による利益計算に類似する方法と言える。そうすると、差額法に基づく損害の中には、収入や収益といった要素が包摂されていることになる。

一方、包括的所得概念における「所得」は、一般的には一定期間における消費の額と保有資産の価値の合計として定式化されるものの、実定法に

---

(140) 現金を支払って商品を仕入れるという活動は 1 つの取引であり、この取引により企業には、商品という資産が増加すると同時に、現金という資産が減少するという 2 通りの影響が生じるから、帳簿にはこれら 2 つの事実が記録される(桜井・前掲注(56)25 頁)。

(141) 桜井・前掲注(56)42 頁～43 頁。

においては、総収入金額から必要経費を控除することで事業所得等の所得計算を行う仕組みとなっており、会計学における損益法による利益計算に類似する方法であると言える<sup>(142)</sup>。

「収入補償に係る非課税除外規定」は事業所得等の収入金額の計算に係る規定（所令 94）を引用する点で、また、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、事業所得等の必要経費算入を前提とする点で、いずれも損益法の計算要素、すなわち収入と費用の差額に基づく所得計算のフロー項目に着目して、課税所得の範囲を定める規定である。仮に損害の事実をストック項目に着目した場合、純財産の減少の中に吸収される収入・費用といった諸項目との紐付けは難しくなると考えられる<sup>(143)</sup>。特に、費用については、金銭等の支出等の資産減少という一面を有するため、仮に、純資産減少という損害についての補填はすべて非課税とされると解するならば、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が適用される場面は極めて限定されてしまう。

これについて、名古屋高裁平成 22 年 6 月 24 日判決（税資 260 号順号 11460）（第二章第一節 1(3)の事例）で、先物取引における委託手数料等について「違法な行為による損害そのものである、……売買差益を得るための必要経費などではない」（下線筆者）と判示したのも、違法な勧誘によって行った一連の先物取引によって、委託手数料等の支払については、

---

(142) 損益法によって計算される利益に基づき企業の所得概念を構成する考え方を損益法型純資産増加説、財産法によって決定された利益に基づき企業の課税所得の概念を構成する考え方を財産法型純資産増加説と呼ぶことができ、両者の決定的な違いは前者が実現した利益のみが課税されるのに対して、後者が未実現の利益も課税される点にある(谷口・前掲注(10)194頁～195頁)。

(143) もっとも、差額説による場合でも、既存の純資産の減少が認められないもの(不法行為がなかったら得られたであろう逸失利益)については区別して考えることが可能と思われる。このような損害の区別の仕方は、「実損害を補填するための金員は非課税所得となる」との考え方と同様のもと思われる(福岡高裁平成 22 年 10 月 12 日判決(税資 260 号 11530)、名古屋高裁平成 22 年 6 月 24 日判決(税資 260 号順号 11460)参照)。

そのフロー項目としての一面ではなく、金銭の流出というストック項目の一面に着目した結果とも考えられる。

しかしながら、非課税除外規定の前提には、取引をフロー項目とストック項目という二面において捉え、そのうちのフロー項目たる収入及び費用の差額に基づき所得金額を計算する仕組みがあることを考慮すれば、民法の伝統的な差額説に基づく損害概念をこの規定に当てはめることには理論的な限界があると考えられる上、特に「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が本来目的としていた、二重控除の回避が十分に果たされないことが懸念される。

そのため、損失補填金の課税関係を判断する際には、取引のフロー項目に着目し、所得計算上の諸項目との紐付けを考えるべきである。

## (2) 損害額算定のための準則と所得計算上の原則の相違

平井教授の見解によれば、過失不法行為の保護範囲の判断は、おおまかに、①行為と損害の事実との間の事実的因果関係を認定する、②行為に過失があったか否かの法律的（規範的）判断を加える、③過失ありとされた場合に、①によって認定された損害事実に対する規範的判断を加えることにより賠償の対象となる「損害」を構成する、④構成された「損害」が加害者の義務射程に含まれるか否かの規範的判断を加える、⑤義務射程に含まれる損害についての金銭的評価を加える、というプロセスを経る<sup>(144)</sup>。

このプロセスの各過程において、民法固有の準則が存在する。金銭的評価に関しては、民法上の規定はなく、原状回復の理念に従い、判例実務によって具体的に形成された準則がある<sup>(145)</sup>。例えば物の滅失の場合、滅失当時の交換価格によって算定するという原則があり（被侵害利益の評価）、物の毀損の場合の損害額は、修理代相当額（それが毀損された物の価額を超えるときは、滅失と見て同種の物の市場価格）及び物を利用しえなかったことによる逸失利益又は代物の借賃とされ、土地・建物の不法占拠によ

---

(144) 平井・前掲注(117)126頁。

(145) 平井・前掲注(117)138～139頁。



る損害額は、その期間の賃料相当額とされる<sup>(146)</sup>。また、交換価格の変動がある場合にどの時点の交換価額によるべきか（金銭的評価の時点）という問題については、判例・学説の考え方も様々である<sup>(147)</sup>。

このような民法上の規範的判断や準則とは別に、所得税法上は、所得計算における準則が存在する。例えば、所得計算についての定めや法令解釈においては、収入の認識として実現主義、費用の認識として発生主義や債務確定基準、金額の測定としては取得原価主義等がこれに当たる。そうすると、民法における損害額は、所得税法における収入や必要経費の計上時期や金額の評価に係る定めや準則とは異なる金銭的評価の方法や評価の時点を用いて算定されると言える<sup>(148)</sup>。

そのため、民法上の金銭的評価の結果である「損害」を出発点に、所得計算上の諸項目と紐付けるのはますます困難と言える。

## 2 事実と金銭的評価の区別の必要性

損失補填金が非課税と判断されるには、客観的にみて損害が発生したことがその前提に求められる。ここでの損害は一種の借用概念とみることができ

---

(146) 平井・前掲注(117)139頁～144頁。このほかにも損益相殺、過失相殺といった重要な論点があるが、本稿では省略する。

(147) 例えば、誤った企業情報に基づき本来の価値よりも高く評価された株式を、投資家が購入したとしても、所得税法上は、その購入価額をもって株式の取得価額とする。その後、株価が下落したとしても、所得税法上、株価下落の時点で必ずしも処理がなされるものではなく、通常は、譲渡というタイミングを待って、その譲渡収入と取得費との差額(損失額)によって初めて認識される。一方、損害賠償の実務においては株価下落の時点で損害を認識することもある。

(148) 民法上の金銭的評価の時点について、平井教授は「基準時は、実体法的な一定時点に固定されるべきものとする必要はないことになる。強いて一般的に基準時を定めなければならないとしたら、顧慮できる時点を選挙しうる口頭弁論終結時ということになる」と(平井・前掲注(117)144頁)とされる。この点について、「物価上昇が続く状態のもとでは、不法行為一損害発生時を基準時とみる原則は、公平とは言えない。損害賠償法を支配する『原状回復の理念』からすれば、加害者は原状回復と同じ結果に達するのに現在(口頭弁論終結時)必要とされる価格を支払うべきである」との指摘もある(四宮・前掲注(129)571頁)。



る<sup>(149)</sup>。民法上の「損害」について、平井教授は、「事実認定という作業によって確定できるのは、損害の事実のみであって、それが金額の形で表示してあらわれるのは金銭賠償の原則の偶然の結果にすぎない。したがって、金額への表示は、事実の確定ではないという意味において、何らかの評価作用の産物である。この点で、金銭的評価は事実的因果関係とは異なる性質を有する」<sup>(150)</sup>とされる。そうであるならば、所得税法の適用においては、私法上認定された「損害」の金銭的評価と、「損害の事実」とを区別して考えた上で、損失補填金の補填の対象を、「損害の事実」に基づいて見極めるべきと言えるのではないか。

この点、神戸地裁平成25年12月13日判決（判時2224号）（第二章第二節1(1)の事例）は、損失補填金の私法上の性質を別件事件における損害認定に基づき判断している。以下、別件事件判決を引用する。

＜東京地裁平成21年7月9日判決（判タ1338号156頁）＞<sup>(151)</sup>

「d ……原告らが、本件有価証券報告書の提出後に取得したA株式については、潜在的には、当該株式の取得時点において、本来あるべき市場株価と現実の市場株価（取得株価）の差額（取得時差額）相当の損害を被ったといえることができる。

e ただし、本件有価証券報告書の虚偽記載により生ずべき、A株式取得時における本来あるべき市場株価と現実の市場株価との差額は、当該虚偽記載が明らかになるまで現実化、顕在化せず、原告らも、本件有価証券報告書の提出後に取得したA株式を、当該虚偽記載が明らかになるまでは、当該虚偽記載の影響による減価がない市場株価で処分することが可能であったと認められるから……、当該虚偽記載が明らかになるまでは、原告らには、賠償を受けるべき損害は未だ生じていなかったとい

---

(149) 谷口・前掲注(10)320頁。

(150) 平井・前掲注(117)130頁。

(151) 伏せ字への置き換え及び下線表記は筆者による。

うべきである。そして、当該虚偽記載が明らかになった結果、A株式の市場価値が下落して、上記 d の取得時差額相当の損害が現実化、顕在化したと認められる時点で、賠償の対象となり得る損害が現実に生じたとみるべきであり、上記 d の取得時差額が損害である以上、損害額はその限度で認められることになる。」

別件事件は、旧証券取引法 21 条の 2 に基づき損害賠償請求を認めたものである。なお、同規定は現行の金融商品取引法に引き継がれている<sup>(152)</sup>。投資家が有価証券の発行会社等に対して賠償請求できる損害額について、伝統的には取得時差額説と取得自体損害説に二分されると考えられてきた。仮に取得時差額説に基づき損害賠償額が算定されるべき場合は、投資家が被った損害は高値取得損害であり、その額は取得時差額ということになるのに対して、取得自体損害説に基づき算定されるべき場合は、投資家が被った損害は取得自体損害であり、その額は、有価証券を処分した者については取得価額と処分価額の差額、保有している者については取得価額と時価の差額ということになる<sup>(153)</sup>。

この事例の税務訴訟において、課税庁側は、損失補填金の補填の対象は税法上の取得費に当たると主張したのであるが、これは上記の別件事件判決が「取得時差額が損害」とした部分を根拠としたものと考えられる。これに対

(152) 民法上の不法行為責任では、有価証券の取得者が、有価証券報告書の提出者の過失や、提出者の違法行為と損害との因果関係、損害額を立証する必要があったのに対して、同条は、無過失責任とし、因果関係や損害額の推定規定を置くなど、責任を追及しようとする取得者にとって有利となっている(山下友信＝神田秀樹編『金融商品取引法概説』〔小出篇〕202頁～203頁(有斐閣、2010))。

(153) 有価証券報告書の虚偽記載等の場合に投資家が賠償請求できる損害額を巡る民法又は金融商品取引法上の判例・学説については、加藤貴仁「高値取得損害/取得自体損害二分論の行方」飯田秀総ほか編『落合誠一先生古稀記念・商事法の新しい礎石』819頁～828頁(2014)参照。もともと、加藤准教授は、最近の最高裁判例の検討の結果、高値取得損害・取得自体損害二分論が想定していたよりも、民法 709 条の解釈として投資者が発行会社等に賠償請求できる損害の範囲は広く、高値取得損害・取得自体損害二分論とは全く別の判断枠組みを採用していると理解した方が望ましいと指摘される(853頁～854頁)。

して裁判所は、「Xらは……A株式の取得時に、本件虚偽記載がなかったならば支払う必要のなかった取得時差額を支払っており、これによる損害が、本件公表によりA株式の市場価値が暴落したときに、その下落部分の中に現実の損害として発生したことになる。」と説示したのであり、上記引用の別件事件の認定のうち、市場価値が下落した時点で現実に発生した損害が賠償の対象となり得るとの部分に根拠にしたものと考えられる。

上記別件事件において、損害事実と損害額算定の区別は必ずしも明確であるとは言えず、所得税法上、補填の対象となった「損害」の見極めは簡単ではない。とは言え、別件事件判決の「取得時差額が損害」とする部分は、損害額の算定の問題と考えれば、法律的判断や金銭的評価といった過程を経て算定された結果としての「損害」をもって、「補填の対象とされた損害」であると判断するのは慎重になるべきであろう。また、民事において算定された損害額に基づき、その賠償の範囲となった損害の事実を逆算的に探り当てるのは実務的にも困難と言えよう。

以上を踏まえると、所得計算上の諸項目との紐付けに当たっては、事実と金銭的評価の区別を明確に意識した上で、諸々の事実関係のうち、いずれの事実をもって「損害」が発生したと認められたのかを分析することが、損害及びそれに伴う損失補填金の課税関係を統一的に判断するために有用と考えられる。

## 第五章 事実としての損害と所得税法の適用

損失補填金は、私法上の準則や理論に従って算定され、その過程で所得計算上の原則は考慮されない。そのため、私法上の性質として見極めた補填の対象たる「損害」を、異なる法律の枠組みである所得税法上の計算要素に紐付けるのは困難が伴う。

従って、理論的には、金銭的評価の結果としての「損害」ではなく、事実そのものを出発点にして「損害」を捉えることが、損失補填金の課税上の取扱いを巡っての安定的な判断のための第一歩であると考えられる。なぜなら、事実こそが、異なる法的枠組みの概念である「損害」と所得計算上の諸項目との紐付けに当たっての共通項となり得るためである。このような考え方が、実際に所得税法に適合するか否か、改めて非課税規定における損害の意義と損失補填金の課税関係の判断過程について考察する。

### 第一節 非課税規定の「損害」の解釈

#### 1 保険事故による損害又は権利利益の侵害との関係

非課税規定における損害には大きく二つの類型がある。一つが、保険金等の基因となる「身体の傷害」及び損害賠償金の原因となる「心身に加えられた損害」(所令 30 一)、いわゆる人的損害であり、もう一つが、保険金等の基因としての「資産の損害」及び損害賠償金の原因となる「資産に加えられた損害」(所令 30 二)、いわゆる物的損害である。

損害を事実として捉える場合、非課税規定上の人的損害とは、生命・身体といった人格的な権利に対する侵害の事実が当たると考えられる。仮に、傷害を負ったけれども治療費は払っていないし収入も減っていないような場合には、民法上の差額説に基づけば損害はなかったことになるが、損害賠償等の実務においては必ずしもそのような判断はなされず、傷害という事実その

ものが損害であるとの立場に立った処理がなされる<sup>(154)</sup>。このように考えると、非課税規定における人的損害も、損害の事実との立場を採ることが、賠償実務にも適うと言える。

また、保険制度における保険金等の給付は、保険事故が条件とされ、例えば人が保険の対象となる保険については、保険事故としての一定の事由（生存、死亡、疾病、傷害、治療等）の発生に応じて給付がなされるのであり、その際、かかる事由によって具体的な財産的損害が生じたか否か、あるいは損害額はいくらであったかは問われない。そうすると、非課税規定が定める、保険金等の基因となる「身体の傷害」についても、保険事故という事実に相当すると考えるのが合理的と言える。以上を踏まえると、非課税規定における人的損害については、財産的な概念である損害ではなく、人的権利利益に係る損害の事実そのものであると考えれば、保険金等と損害賠償金のそれぞれの基因又は原因を統一的に解釈することができる。

次に、物的損害に係る非課税規定の、保険金等の支払の基因となる「資産の損害」について考える。いわゆる損害保険金は、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を補填することを約する損害保険契約に基づいてなされる給付である。個々の損害保険契約の保険の目的に対する所定の保険事故（毀損や滅失等の偶然の事故）による損害が発生することで、免責事由に当たらない限り、保険者による保険給付の義務が生ずる。ここでの損害は、被保険者に生じた一切の損害ではなく、被保険利益（保険の目的）に生じた損害（滅失減損）である<sup>(155)</sup>。また、被保険利益が金銭的に見積もることができるため、保険事故によってもたらされる財産上の不利益として損害が観念される。

---

(154) 不法行為においては、生命・身体への侵害が中心となるという事情と相まって、損害の事実と金銭としての損害との区別が意識されつつあり、死亡・身体傷害という事実そのものが損害であり、これを金銭に評価して賠償するというのが、実務上の取扱いである(平井・前掲注(120)68頁)。また、内田・前掲注(116)383頁参照。

(155) 山野嘉朗ほか編『現代保険・海商法 30 講 [第 9 版]』[志田惣一] 59 頁(中央経済社、2013)。

保険者による給付金額は損害額に応じて決められる<sup>(156)</sup>。典型的には保険の目的（物が典型例であるが、費用や収益の場合もある。）の価額に基づき損害額が算定され、保険価額（保険の目的物の価額）の範囲内において保険給付がなされる。このように、保険制度においては、実際に何円相当の価値が減少したという具体的な意味において損害の発生を観念するのではなく、いくら保険金を支払うかという給付段階において損害額が算定されるのであるから、保険事故により生じた損害と、損害額の算定は区別されていると言える。

以上を踏まると、非課税規定上の「資産の損害」は、保険の目的となった資産に生じた事実と考えられる。そうすると、非課税規定の物的損害について、人的損害と同様に、保険金等と損害賠償金のそれぞれの基因・原因を統一的に解釈するためには、損害賠償金の原因となる「資産に加えられた損害」とは、加害行為によって物的権利利益が損なわれたという事実と解することが相当と言える<sup>(157)</sup>。

## 2 因果関係のある損害

非課税規定における人的損害及び物的損害を、純資産の減少という概念ではなく、権利利益に対する侵害の「事実」として考える場合、そこから連鎖的に生じ、補填の範囲に含まれることとなった損害の事実（因果関係のある事実）は、どのように位置付けられるであろうか。

---

(156) てん補すべき損害の額(てん補損害額)は、その損害が生じた地及び時における価額によって算定することとされている(保険法 18①)が、具体的な損害額算定は当事者の自治によることになる(山下ほか・前掲注(119)〔中出哲〕181頁)。

(157) 一方、非課税規定上の「資産に加えられた損害」を、負債の発生のように間接的な形で加えられる損害も含め、資産全体の価値(純資産額)を減少させる事態一般を指すものと解する立場(黒川功「増加した所得税額への損害賠償金の非課税所得該当性—『税の山びこ現象』と税法の体系的・整合的解釈の必要性—」北野弘久先生追悼論集刊行委員会編『納税者権利論の課題』442頁～443頁(勁草書房、2012))も存在する。この立場を採って、損害を純資産価値の減少と考えるならば、人的損害については物的損害とは異なる損害概念を定義する必要があるだろう。

平井教授が述べられる過失不法行為の保護範囲を判断するプロセス（第四章第二節 1(2)）では、まず加害者の行為と損害の事実<sup>(158)</sup>との間の事実的因果関係の認定をし、そこで認定された損害の事実に規範的判断を加えた上で、賠償の対象となるべき「損害」が構成されることになる<sup>(159)</sup>。

仮に、このプロセスのうち、一つめの損害（前段下線部分）をもって所得税法上の人的損害又は物的損害であると考えれば、連鎖的に生じた複数の事実それぞれについて、非課税規定を適用することとなるが、そうすると次のような不合理が生じる。

例えば、他者の過失ある行為で負傷を受け、身体に係る人的権利侵害が生じ、それによって、例えば治療費を支払ったことや療養中に収入が得られなかった等の不利益な事実が連鎖的に生じた場合を考える。これらの不利益な事実について、過失行為と事実的因果関係にあると認められ、賠償の範囲とする規範的判断がなされれば、これらも併せて損害賠償の対象となる。このような治療費支払や失った収入は、財産上の不利益、すなわち財産的損害に当たるが、仮に、このような財産的損害について、負傷という人的権利侵害とは別の損害として考えてしまうと、その財産的損害を賠償する部分については、非課税規定のうちの物的損害に係る規定（所令 30 二）が適用される余地が生じることになる。しかし、治療費支払や失った収入に係る損失補填金についても、人的損害に係る非課税規定（所令 30 一）が適用されると考えるのが、非課税規定の趣旨にも適うものであるから、因果関係のある損害について、権利利益の侵害等と一体の損害として捉えるのが相当であろう。

---

(158) ここでの損害の事実は複数あるのが普通とされる(平井・前掲注(117)126頁)。なお、一個の「損害」とはいかなる範囲までの事態を意味するのかという問題については、認定される損害の事実のうちで社会的・物理的・時間的等各種の観点からみて一個と観念される程度の広がりをもつ法益の侵害と言うほかないとされる(平井・前掲注(132)439頁)。

(159) 平井・前掲注(117)126頁。なお、平井教授は、故意は過失と性質を異にし、責任を負わせるべき根拠も異にすると述べられる。故意によってなされた不法行為は、それを抑止するような解釈論を立てるべきであり、過失不法行為のように保護範囲の決定基準を制限する必要はなく、事実的因果関係に立つ損害は原則としてすべて賠償されるべきであるとされる(平井・前掲注(117)124頁～125頁)。

上記プロセスのうち、二つめの損害（後段の下線部分）、すなわち賠償の範囲として構成された「損害」をもって所得税法上の人的損害又は物的損害であるとする場合、加害者の行為と因果関係のある損害も含め、賠償の対象となる損害の全体について非課税規定を適用することになるが、その際、権利利益の侵害が、人に対するものであるか、物に対するものであるかによって、人的損害又は物的損害のいずれかに峻別することになる。

ここで権利利益の侵害とは何か、すなわち、ある加害者の行為因果関係にある様々な連鎖的事実のうち、いずれが権利利益の侵害に当たるかという疑問が生ずる。これについては、各事実の被侵害利益の重大さに応じて、そのうち最も上位の被侵害利益が、人的権利か物的権利かによって判断することで、次のような不合理にも対応できる<sup>(160)</sup>。

これまで整理した考え方によれば、例えば資産の毀損という物的権利利益の侵害があった場合、損害全体について、物的損害に係る非課税規定（所令30二）を適用するのが原則となる。その資産が、例えば親族の形見の品や長年飼っていたペット等である場合、それらについて資産としての客観的価値が認められるのであれば、物的損害も賠償の範囲となるであろう。ただ、資産の毀損と同時に、精神的損害が生じることも考えられる。資産としての客観的価値は低くても、形見の品やペットであるがゆえに、物的損害よりもむしろ、被った精神的損害が主たる賠償の範囲とされることも考えられる。このような、物的損害及びそれと因果関係ある事実を原因として支払われた損失補填金の全体に対して、物的損害に係る非課税規定を適用するというのはあまりに硬直的であり、この場合の精神的損害については、人的損害に係る非課税規定の適用が検討されるべきと考えられる。

そこで、例えば、客観的な資産価値が認められない場合、物的権利侵害よりも後続的に受けた人的権利侵害（精神的損害）の方が重大であると捉えられ

---

(160) 平井教授は、各事実が被侵害利益の重大さに応じてランクづけられ、最も上位の被侵害利益が、過失不法行為の義務射程に含まれるか否かの対象となる「損害」であって、他の損害の事実は、それに包摂されて「損害」の認定の資料となる地位を占めると考えるべきであるとされる(平井・前掲注(117)125頁)。



ば、人的損害に係る非課税規定（所令 30 一）が適用されることになる。また、高価な形見の品や希少なペットのように、客観的な資産価値も認められる場合は、人的権利侵害とは別に、物的権利侵害が生じたと捉えることもできると考えられる<sup>(161)</sup>。

以上のように、まずは一連の具体的事実から構成される「損害」を一体として捉えるとしても、重大な被侵害利益の態様に応じて人的損害と物的損害を区別し、例えば重大な被侵害利益が二つになる場合は、これらを二つの「損害」として、それぞれに非課税規定を適用することが可能と考えられる。

## 第二節 損失補填金の課税関係の判断過程

### 1 事実としての損害と非課税規定

事実そのものを出発点にして「損害」を捉える場合、損失補填金の性質を見極めるに当たっては、連鎖的に生じた事実のうちどこまでが補填の範囲とされたのか、また、その各事実の損害額がいくらかで評価されたかを検討する必要がある。

保険制度や損害賠償制度に基づき支払われた損失補填金である場合、保険契約の内容や発生した保険事故、加害行為の事実認定、賠償範囲の規範的判断を通じて、補填の対象を見極めることができる。例えば、神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決（判時 2224 号）（第二章第二節 1(1)の事例）の事実関係の一部を抜粋すると、①A社の提出した有価証券報告書の重要な事項について虚偽記載がなされた、②XはA社株式を取得した、③その後虚偽記載が発覚し株価が暴落した、④その直後にXはA社株式を譲渡し多額の譲渡損失が生じたという一連の事実が認められるところ、損失補填金の支払を決定した別件事件（東京地裁平成 21 年 7 月 9 日判決（判タ 1338 号 156 頁））の判決を

---

(161) 平井教授は、物理的・時間的に隔絶して生じた他の損害事実があり、被侵害利益の重大さという規範的判断を加えても、ランクづけできず同等のものと考えられるときは、別個の「損害」と考えられる場合がありうるとされる(平井・前掲注(117)125頁)。

通じて、③の事実が、賠償された損害であることが把握でき<sup>(162)</sup>、物的損害に係る非課税規定（所令 30 二）の適用が検討される（もっとも、最終的な課税関係は、非課税除外規定の適用関係も検討した上で決まる。）。また、その際の取得費差額は、損害事実の金銭的評価と捉えることができよう。

ただし、損失補填金が当事者間の和解等を通じて支払われた場合は、その民法上の性質が裁判等で確定したものではないため、課税の段階において初めて、損害の事実認定を要することになる。その際、損害の金銭的評価は、損害の事実について当事者の自治による評価がなされる場合もあるが、客観的な損害額を著しく超えるような損失補填金の全額を非課税とするのは非課税規定の趣旨に照らしても妥当ではない。そのため、「損害が客観的にあっても非課税になる支払金の範囲は当事者が合意して支払った金額の全額ではなく、客観的に発生し、または発生が見込まれる損害の限度に限られる」（大阪地裁昭和 41 年 8 月 8 日判決（税資 45 号 134 頁））と考えられる<sup>(163)</sup>。

すなわち、損害の事実と損害の金銭的評価を異なるものであるとの前提を置けば、非課税規定の適用に当たっては損害の事実が要件となり、非課税とされる範囲は、その損害の事実についての客観的な評価額に限ると考えられる。損害の発生が無ければ、受け取った金員は非課税とされる損失補填金には当たらないのであるから、納税者が主張する「損害」がそもそも発生したのか否かという観点で、損害の客観性、現実性、高度の蓋然性が求められ

(162) 別件事件は、上記①について、「有価証券の流通市場における公正な価額形成及び円滑な取引を害し、個々の投資家の利益を害する危険性の大きい行為」としてA社及び虚偽記載がないように配慮すべき義務を怠った取締役らの不法行為責任を認め、②について、本来あるべき市場株価よりも高値で形成された株価でA社株式を取得した者は損害を被ったが、「当該虚偽記載が明らかになるまでは、当該虚偽記載の影響による減価がない市場株価で処分することが可能であったと認められる」ため、潜在的であるとし、③によって、損害が現実化、顕在化したと認定した。ここまですが別件事件の認定であり、④は税務訴訟において認定された事実である。

(163) 金子名誉教授は、「損害賠償の名目で金銭が授受されていても、客観的に損害が発生していない場合には、それは損害の回復ではなく、所得である。授受された金額が損害の範囲をこえている場合の超過額についても同様である。」と述べられる(金子・前掲注(12)186頁)。

る<sup>(164)</sup>。また、一連の事実関係のうち、それが補填の対象とされた事実であるか否かという観点では、少なくとも、被害者側と相手側で共有されているような事実でなければ、補填することについての合意も形成されないはずである。例えば、社会通念に照らしても加害者側が認識することすら難しい事実や、当事者間の交渉の経緯において、被害者側が加害者側に主張すらしなかった事実についてまで、加害者側が、自発的に「損害」の範囲に認めることは稀であろうから、これらについても補填に含むとの合意に至ったと推定することも難しい。一方、両当事者が事実の発生について認識さえしていれば、その全てが補填の対象となるとも限らない。

最終的には、諸々の事実関係、損失補填金の金額及び社会通念等を勘案して、損失補填金の支払に至る合意の基礎となった事実を判断せざるを得ないと考えられる。

## 2 非課税除外規定の適用

支払われた損失補填金が非課税となるか否かは、「収入補償に係る非課税除外規定」及び「必要経費の補填に係る非課税除外規定」の適用関係についても判断した上で決められる。事実そのものを「損害」と捉える場合、損失補填金の補填の対象と、所得計算上の諸項目とは、どのように紐付ければよいであろうか。

「収入補償に係る非課税除外規定」は収入金額の計算に関連した規定であり、また、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は、「これらのものの額のうちに……必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分」（下線筆者）と定めることから、「損害」よりも、「損失補填金」に着目した上で、その金額に、収入・費用・損失といった所得計算上の諸項目と紐付けられる部分があるかという観点で、非課税除外規定の適用を検討する必要がある。

---

(164) 参考事例として、大阪高裁昭和 55 年 2 月 29 日判決(行集 31 卷 2 号 316 頁)、宇都宮地裁平成 17 年 3 月 30 日判決(税資 255 号 9980 頁)。

所得税法施行令 30 条の「損害」の解釈に当たっては、基本的には、一連の事実によって構成された「損害」を一体と捉えて同条を適用すべき旨を前節で述べたが、非課税除外規定については、同条の「損失補填金」(法文上は「保険金及び損害賠償金」)の部分的な金額についても適用されることを考えれば、賠償の範囲とされた損害を構成する個々の事実に注目すべきことになる。また、非課税除外規定は、収入と費用の差額に基づく所得計算を前提とした規定であるから、個々の事実のうち、その計算要素である収入・費用・損失の計上の基礎となる取引等の具体的事実を抽出する必要がある。

損害を構成する具体的事実が、所得税法上の必要経費として処理されるものである場合は、その事実の損害額に相当する損失補填金の部分には、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」が適用されることになる。

また、民法上、賠償範囲とされる損害には、積極的損害のみならず消極的損害も含まれる。この時、賠償範囲を構成する具体的事実とは、「何らかの不利益な出来事が起こったこと」ではなく、「何らかの利益となる出来事が起こらなかったこと」という、消極的事実が含まれることになる。このような消極的事実が実際に発生したと仮定して、その「何らかの利益」が所得計算上の収入に当たるのであれば、その事実に係る損害額に相当する損失補填金の部分には、「収入補償に係る非課税除外規定」が適用されることになる(あるいは「本来所得となるべきものの回復」に当たるとして非課税規定が適用されないことになる。)。もっとも、その消極的事実が含まれる「損害」を構成する最も重大な被侵害利益が人的損害である場合は、「収入補償に係る非課税除外規定」は適用されない。

### 3 事例への当てはめ

ここでは、不法行為の損害賠償請求の事例を想定し、損害を構成する事実関係を出発点に、損失補填金の課税関係を判断する過程を示す。

## (1) 人的損害のケース

- ① 個人でタクシー業を営むXは、歩行中にYが運転していた車両と接触し、重傷を負った。
- ② Xは入院し、病院に治療費 50 を支払った。
- ③ 入院中、Xは営業によって得られるはずの収入（前年実績に基づき 80）を得ることができなかった。
- ④ Xは、治療実費 50（②）及び休業により得られなかった収入 80（③）の損害を請求し、賠償金 130 を受け取った。

以上の事実に基づき、次のような所得計算上の処理が考えられる。

- ① 処理なし
- ② 医療費 50 / 現金 50
- ③ 処理なし（現金 80 / 収入 80）
- ④ 現金 130 / 収入（非課税） 80  
医療費 50

まず①の事実については、所得計算上の処理はなされない。②の事実は、家事上の取引に当たるが、処理をする場合は、医療費 50 及び現金支出 50 を認識することとなる。③の事実は、起こらなかった消極的事実に当たるため、所得計算上の処理はなされないのであるが、仮にその出来事が起こったならば括弧書のように処理されることになる。④の事実に基づき、Yから受け取った賠償金 130 を現金に加える。また、①ないし③のうち最も重要な権利侵害は①であると認める場合は、その賠償金には人的損害に係る非課税規定（所令 30 一）が適用される。なお、補填の対象となった②及び③の事実についての所得計算上の処理を見ると、③は、本来所得となるべき事業収入 80 が得られなかったことに係る消極的事実であるが、最も重要な権利侵害①は人的損害であるため、その収入についても非課税所得に当たる。残りの 50 についても非課税所得に当たるが、②の事実に基づ

き計上された医療費を補填するものであるため、医療費控除の計算上控除されることになる（所法 73①括弧書）。

(2) 物的損害のケース

- ① 個人でタクシー業を営むXのタクシー（簿価 100）にYが運転していた車両が衝突した。Xに怪我はなかったが、タクシーは損壊した（損壊後の時価 60）。
- ② Xはタクシーの原状回復のため修繕の代金 70 を支払った。
- ③ タクシーの修理中、Xは営業によって得られるはずの収入（前年実績に基づき 80）を得ることができなかった。
- ④ Xは、修理実費 70（②）及び休業により得られなかった収入 80（③）の損害につき、賠償金 150 を受け取った。

以上の事実に基づき、次のような所得計算上の処理が考えられる。

- ① 必要経費（資産損失） 40 / 車両（固定資産） 40
- ② 車両（固定資産） 40 / 現金 70  
必要経費（修繕費） 30
- ③ 処理なし（現金 80 / 収入 80）
- ④ 現金 150 / 収入 110  
資産損失 40

まず①の事実について、Xの事業用固定資産に損壊が生じ、その価値が減少したことから、簿価 100 と損壊後の時価 60 の差額 40 につき、車両の帳簿価額から控除し、それとともに資産損失 40 を計上する（所法 51①、所令 142）。②の事実について、現金支出 70 を計上する一方で、簿価 100 と損壊後の時価 60 の差額 40 は資本的支出として車両の帳簿価額に加え（所基通 51-3）、残りの 30 については修繕費に計上する。③の事実は、起こらなかった消極的事実に当たるため、所得計算上の処理はなされないのであるが、仮にその出来事が起こったならば括弧書のように処理される

ことになる。④の事実に基づき、Yから受け取った賠償金 150 を現金に加える。また、①ないし③のうち最も重要な権利侵害は①であると認める場合は、その賠償金には物的損害に係る非課税規定（所令 30 二）が適用される。なお、補填の対象となった①ないし③の事実についての所得計算上の処理を見ると、②については、修繕費として必要経費 30 が計上され、また③については、本来所得となるべき事業収入 80 が得られなかったことに係る消極的事実であるから、これらはいずれも非課税除外規定が適用され、賠償金 150 のうち 110 は事業に係る収入となる。なお、150 から 110 を控除した残りの 40 については非課税所得に当たるが、①の事実に基づき計上された資産損失を補填するものであるから、その分を資産損失の金額から控除する（所法 51①括弧書。なお資産損失が発生した時点において同額の損失補填金が見積もられていれば資産損失の減額については①において処理済みとなる。）。

### 第三節 今後の課題

#### 1 損害の確定時期と金銭的評価

##### (1) 応用的な事例

神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決（判時 2224 号）（第二章第二節 1 (1)の事例）を参考に、有価証券報告書の虚偽記載に伴って支払われた損失補填金の課税関係について考察する。

## 【事実関係】※

- ① A社の有価証券報告書は、重要な事項につき虚偽記載がなされたまま、提出・公表された。
- ② Xは、A社株式 100 を取得した。
- ③ 虚偽記載が発覚し株価が暴落したことにより、Xが取得した②に係るA社株式の時価は 20 となった。
- ④ XはA社株式を譲渡し、20 の収入を得た。
- ⑤ Xは継続的に株式を売買していたことから、申告に当たって雑所得の金額を計算した。
- ⑥ Xは、虚偽記載により被った損害につき、賠償金 40 をA社から受け取った。

※ 事例の認定事実を参考に、簡略化した事実関係である。

以上の事実に基づき、次のような所得計算上の処理が考えられる。

- ① 処理なし
- ② 有価証券 100 / 現金 100
- ③ 【A説】 処理なし  
【B説】 必要経費（資産損失） 80 / 有価証券 80
- ④ 現金 20 / 収入 20  
【A説】 必要経費 100 / 有価証券 100  
【B説】 必要経費 20 / 有価証券 20
- ⑤ 【A説】 収入 20 / 必要経費 100  
損失（雑所得） 80  
【B説】 収入 20 / 必要経費 100  
損失（雑所得） 80 /

まず①の事実については、所得計算上の処理はなされない。

②の事実については、資産の取得価額を現金支出 100 に基づき計上する。



問題となるのは、有価証券の市場価額の下落に係る③の事実についての処理である。私法上はこの時点で損害が現実化、顕在化したとの評価がなされたとしても、所得税法上は、売却前の有価証券の評価損計上を明らかに認める規定は置かれていない。ここで考えられる二つの処理として、まず、資産損失（所法 51）の対象となる資産や損失の態様を限定的に解釈する立場（A説）を採った場合、所得計算上の処理はなされない。一方、資産損失（所法 51④）は、雑所得の基因となるA社株式にも適用される規定であるとの立場（B説）を採った場合、簿価 100 と株価下落後の時価 20 の差額 80 につき、有価証券の帳簿価額から控除し、それとともに資産損失 80 を計上する（なお、この時点においては損失補填金の見積額が 0 であると仮定している。）。B説は、私法上の損害確定と同じ時点で、所得税法上の損失を認識するが、A説によれば資産の保有期間中に生じた価格変動に伴うキャピタル・ロスを認識せず、譲渡まで処理をしないことになる。

④の事実については、まずA社株式の譲渡に係る処理（現金 20 を加え、収入に計上）をする。また、株式譲渡に伴い、その取得に要した費用（簿価）は、その収入を得るために必要な費用に当たることから必要経費に算入する。この際、必要経費とされる金額は、A説によれば簿価 100、B説によれば③の事実によって減額された後の簿価 20 となる。⑤は申告における処理であるから、それぞれ、期間中の収入及び必要経費を集計し、差引計算した結果、雑所得が計算される。

最後に問題となるのは⑥の事実である。まず、受け取った賠償金 40 を現金に加える。また、③の事実について物的権利侵害が認められたとすると、その賠償金は物的損害に係る非課税規定（所令 30 二）が適用される。ここで、補填の対象となった③の事実の所得計算上の処理が考えられるところ、B説の処理によれば、前節 3(2)で述べた物的損害と同様の処理となり、非課税規定が適用され、また非課税除外規定の適用もないことから非課税所得に当たることになる。ただし、その分を資産損失の金額から控除

する（所法 51④）。この場合、③の事実の時点では損失補填金を 0 と見積もっていたため、受け取った補填金 40 を遡及して控除し、雑所得の金額を訂正することになる（所基通 51-7）<sup>(165)</sup>。

⑥【B説】	現金 40	／	必要経費（資産損失） 40
	→これに伴い⑤の処理を次のように修正		
	収入	20	／ 必要経費 60
	損失（雑所得）	40	

一方、A説については、補填の対象となった③の事実に係る処理がされない。そうすると、賠償金が補填した対象となる所得税法上の処理が存在しないことになるが、課税関係を決める上では、損失補填金の対象と所得税法上の諸項目を紐付けるための何らかのルールを設ける必要がある。そこで、まず考え得るのは、賠償の対象とされた③の事実よりも前の時点に生じた事実と紐付けるというルールである。すなわち②の事実に基づく処理に紐付けることとし、有価証券の取得価額の修正を行うことになる。この処理に伴い、譲渡時の必要経費の金額及び所得金額も修正を要する。

⑥【A説】	現金 40	／	有価証券 40
	→これに伴い④の処理を次のように修正		
	必要経費 60	／	有価証券 60
	→これに伴い⑤の処理を次のように修正		
	収入	20	／ 必要経費 60
	損失（雑所得）	40	

この処理は、必要経費に算入した金額を遡及して修正し、損失補填金を受け取った時にそれを課税される所得とは扱わない点、また、株式を譲渡

(165) かかる取扱いをする理由は、損失の金額はその損失の生じた年分の必要経費に算入されるものであり、損失の金額を補填するための保険金等は、この損失の金額の計上控除すべきものとされているためである（森谷ほか・前掲注(51)584頁）。

した者と引き続き保有していた者で同じ処理となるため、両者の均衡が図られる点で、納税者の理解も得やすいと考えられ、更に、株式の価値下落に係る損害の回復について所得を観念しないとする非課税規定の趣旨にも適うと考えられる。ただし、課税期間を遡って修正することになると、徴収権の消滅時効との関係で手続上の問題が残る。

そうすると、有価証券を継続的に売買するような業務の場合には、損失補填金が支払われた時において、便宜的に収入として計上するという処理も考えられる<sup>(166)</sup>。つまり、②の事実について、既に申告において必要経費として算入された点は修正せず、後にその補填金が支払われた時に、必要経費の補填に係る非課税除外規定を適用し、所得計算の枠内に取り込むことになる（なお、結果としては、神戸地裁平成25年12月13日判決（判時2224号）（第二章第二節1(1)の事例）において課税庁側が主張した課税関係と同じになる。）。

この事例のA説のように、ある事実が、私法上の判断枠組みにおいて損害として認定され、それに対する損失補填金が支払われたとしても、税法上の認識がその事実が生じた時点では認識されず、何ら処理がされないような場合は、いずれの事実に基づく処理と関連付けるかについて、何らかの基準を設ける必要があると考えられる。

## (2) 損害額の評価の相違

所得税法上、資産は、取得原価によって評価するのが原則であり、資産損失の金額も、帳簿価額を基礎として算定される。一方、私法上の関係においては、資産が毀損した場合の損害額は、滅失時の交換価値に基づき評価される場合が多い。つまり、私法上の枠組みにおいて支払われる損失補填金は、その金額算定の基礎として、所得税法とは異なる金額評価の基準

---

(166) 契約の解除、取消し等による後発的前期損益修正事項について、遡及しては訂正しないこととしている取扱いは、個人の所得税における事業所得や不動産所得のような継続的な事業から生ずる所得の課税上も同様との指摘がある（渡辺淑夫「税法上における前期損益修正をめぐる若干の考察」『経理知識 67 巻』49 頁（明治大学経理研究所、1988）、<http://hdl.handle.net/10291/9349>）。

が存在することから、例えば、所得税法上の資産損失の金額が毀損した資産の簿価を基準とするのに対して、支払われた損失補填金の額が、その簿価を超える場合も考えられる。

損失補填金の支払の基因は、資産の毀損に係る事実であるところ、これについての税法上の処理は、簿価を基準とする資産損失の計上と考えられる。そうすると、損失補填金のうち当該簿価までの部分は資産損失の金額が控除されることとなり、これを非課税とすることには合理性があるが、それを超える部分、すなわち損害の回復以上の金額についてはどのように考えればよいであろうか<sup>(167)</sup>。

この点、私法上の損害額が滅失時の交換価値等に基づき算定されるのは、原状回復の理念という民法上の準則に沿ったものであることを鑑みると、補填の対象となる事実は、代替資産を再調達するために支出を余議なくされるという将来的な事実であると考えることができる。その場合、損失補填金のうち、毀損した資産の帳簿価額に相当する部分は資産損失を補填するものであり、それを超える部分については、代替資産の取得価額を補填するものとみて、いわゆる圧縮記帳に類似する処理を行うのが理論的と考えられる<sup>(168)</sup>。しかし、現行法においては、国庫補助金等についての圧縮記帳は認めているが、損失補填金について取得価額を減額する取扱いが認められていない。

---

(167) 損害の原状回復を超える金額を受領した場合にそれが所得となるところ、かかる所得、すなわち損害額を上回った損害保険金等を受け取った場合の当該上回る部分が非課税規定によって創設的に非課税とされるとの解釈もある(酒井・前掲注(27)38頁～39頁参照)。

(168) この点については資産損失導入時の審議過程においても指摘されており、事業用固定資産の損失に伴い受け取った損害保険金等について、「保険金等の額が損失額をこえる場合には、本来は法人の場合と同様圧縮記帳の方法により処理することが合理的であるが、帳簿の備付け記帳等の不十分な個人事業者が少なくない現状にかえりみ」、採用されなかった経緯がある(大蔵省主税局・前掲注(34)18頁)。

結局のところ、私法上の枠組みでなされた損害額の算定と、損害に係る事実についての税法上の金銭的評価の間の差異の取扱いについて定めた規定がないことになる。

## 2 解釈論の限界

筆者はこれまで、平井教授の見解に依拠し、損害に係る事実と、その金銭的評価を区別した上で、非課税規定を解釈し、そして事実認定と法令への当てはめを行うべき旨を述べてきた。

しかし、平井教授も指摘されるように、損害賠償の実務においては、伝統的な解釈に基づき、財産的減少によって把握された金銭的な「損害」を前提にする場面も少なくないと考えられる<sup>(169)</sup>。例えば、名古屋高裁平成22年6月24日判決（税資260号順号11460）（第二章第一節1(3)の事例）で問題とされた「損害」とは、委託手数料・取引所税等の支払や、売買差益の獲得といった一連の先物取引に係る諸々の事実によって構成されている。損失補填金と所得税法上の諸項目との紐付けを、事実を介して行うと考える場合、具体的事実のうち、それに基づき所得計算上の必要経費として処理されるもの、又は、消極的事実であるために所得計算上の処理はなされないが、仮に事実が発生したとすれば収入として処理されるものである場合は、これらの事実に基因して支払われた損失補填金の部分は非課税所得から除かれるとの判断が導かれる。しかし、上記判決においては、一連の取引の結果生じた財産的損害の全体をもって「損害」と判断された点で、筆者の導いた結論とは異なる。

諸々の事実の結果として生じた財産的損害の金額は、所得税法上、総収入金額が必要経費に満たない場合の「損失」に相当するものと考えられる。このようなフロー項目としての損失が補填の対象であると考えられる場合、かかる損失が、再び所得金額の計算上、必要経費に算入されることはなく、上記判

---

(169) 平井・前掲注(132)169頁。

決が説示するように、「必要経費の補填に係る非課税除外規定」は適用されないとの結論になるかもしれない。しかし、かかる損失は、必要経費を要素とする所得計算の結果であり、その内訳に必要経費が含まれるにもかかわらず、損失補填金が非課税とされれば、必要経費相当額について、いわゆる二重の控除が部分的に生じることを許容することになる。

また、所得税法が「損害」についての定義を置かない以上、二重控除は許容されている、との立場を仮に採るとしても、なお残される問題がある。所得金額の計算方法を定める規定（所法 35、36、37 等）は、損失補填金を受け取った者又はそうでない者のいずれにも、同様に適用されるどころ、所得計算の結果生じた損失の金額は、両者の間では変わらないはずである。それにもかかわらず損失補填金が非課税とされるならば、損失補填金を受けた者は、実質的に担税力が回復されたとしても、補填がなされなかった者と課税所得金額が同じという結果となるが、はたしてこのような不合理を所得税法が予定したのかは疑問がある。

そうすると、所得税法は、非課税規定上の「資産に加えられた損害」の意味において、一定の期間に認識された財産的価値の減少という抽象的な損害まで含むことを前提としていないのではないかと考えられる。すなわち、非課税規定上の「資産に加えられた損害」における資産とは、有形であれ無形であれ、ある時点において一つの法益として捉えることのできる資産を指すのか、あるいは所得金額の計算におけるフロー項目が集約された純資産の状態も含む純資産という意味における資産のいずれを指すものかという問題とも言い換えられるが、所得税法は「資産」の意味を定めていない以上<sup>(170)</sup>、「資産に加えられた損害」の意義についても、更なる議論を重ねる必要があり、非課税規定の解釈論によって二重の控除を回避するには限界がある。

---

(170) 譲渡所得の基因となる資産を考える場合、棚卸資産等の例外を除いて、動産・不動産の所有権はもとより、特許権・著作権等の無体財産権、許認可によって発生した権利や地位など、譲渡可能な一切の権利を含むと考えられている。(金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」租税法研究第3号『所得税法の諸問題』50頁(1975)〔同『課税単位及び譲渡所得の研究—所得課税の基礎理論中巻』99頁(有斐閣、1996)〕)。

## おわりに

本稿は、課税又は非課税という対極的な結果を納税者にもたらしかねない損失補填金の課税上の取扱いを巡って、争訟の原因を探るとともに、課税関係の安定的な判断に向けた論点の整理を試みた。

まず、非課税規定及び二つの非課税除外規定が、被害者救済や所得計算上の合理性の確保という、異なる趣旨によって複合的に成り立つものであること、また、資産損失等の規定や、事業所得等の収入の範囲を定める規定が、非課税規定と関連性のある条文構造となっているために、その適用範囲等に不明確な点が残されており、文理解釈に限界があることを指摘した。また、必要経費に係る論点も取り上げ、それが損失補填金の取扱いにも影響することを述べたが、必要経費を巡っては様々な議論が存在するため、本稿では議論の検討までは至らず、論点を指摘するにとどまった。

本稿は基本的に、非課税規定とその除外規定及び資産損失について、これまで課税実務において一般的であったと思われる解釈を支持する立場を採っているが、最近の裁判例によって示された法令解釈は、この立場とは異なってきており、今後の損失補填金の課税関係を巡る判断は、一層難しくなることも考えられる。

更に、損失補填金に係る事実認定の問題として、過去の裁判例をみると、所得税法の各規定の趣旨を踏まえた実質的観点において、金員の性質が判断されることが多かったと思われる。しかし、所得税法上の損害は、民法の借用概念とされるところ、税務訴訟において損失補填金の性質を評価する際、その前提となった民事事件における認定もまた無視できない。

損害概念を巡っては、民法上の判例・通説が差額説を原則としつつ、これに対して補足や修正を加える様々な学説が存在する。筆者は、平井宜雄教授の見解に依拠し、損害を特定の概念によって定義せず、事実そのものであるとすることが、所得税法の非課税規定を解釈する上でも、法令を本来の趣旨

に沿って適用する上でも有効であると考えたが、損害概念については、まだ筆者の理解が及ばないところも多く、損失補填金の取扱いを判断する上での統一的な基準を導くには甚だ不十分な検討であったと反省する。また、非課税規定における損害を事実そのものであると考えたとしても、損失補填金の私法上の性質と、所得税法への当てはめの間にある溝を埋めるには、今後解決すべき課題は少なくない。

損害という不利益を被った者が、その回復をするために受け取った損失補填金が、課税所得の計算上収入とされる（仮に実質的な税負担には直結しない場合があるとしても）というのは、感情的に理解されにくい取扱いであろう。一方、課税庁側は、所得計算全体から見た理論的な整合性や納税者間の公平性も考慮せざるを得ない。このような考え方が交錯する中で、損失補填金の課税関係は慎重に検討しなければならず、法令解釈や事実認定に関わる諸問題を一つずつ紐解かなければ、統一的な判断基準は見いだせない。

損失及び損失補填金の性質が多様化する状況を鑑みると、現行の損失補填金の非課税規定及び非課税除外規定、更に必要経費や資産損失の規定の下で、損失及び損失補填金について、安定的かつ公平な取扱いを実現するのは容易ではないものと思料される。今後、条文解釈上の疑義が明らかにされるとともに、時代に対応した規範の整備が進められることを期待したい。